いふべきは勞働爭議を最も大なりとなすべく、このことにして爲に避くることを得て勞働者をして平和的に生產等に從事せしむるを得れば、資本家にとりても利益であるといはざるを得ない。團體協約は勞働契約の準則である丈、其時に於ける勞働市場の狀勢より見て概ね合正のものであるといへる。合正でなければ資本家と勞働者の團體との間に意思の合致を期待することは困難ならざるを得ない。この故に團體協約は勞働契約其物とは直接關係はないにもせよ、其の影響する所は甚だ大であるといはざるを得ない。法律に於て勞働者の團結を承認する限りは團體協約も亦之を是認せざるを得ない。勞働契約は勞働協約に遵據して締結せられたにもせよ、必しも勞働爭議を惹起しないとは限らない。勞働協約の內容につき解釋を異にして之が爲に爭議となることがあるからである。從つて此の場合其の解釋等の是非を決すべき方法あらば平和的に爭議を鎭定することを得るであらう。

勞働組合の意義

一五　勞働組合

勞働組合は勞働者が資本家に對抗して其の利益を擁護するが爲に結成したる團體であつて其の目的は一は資本家に對し正當なる權益を主張するのと、一は勞働者の團結の力によりて勞働者の利益を進捗せんとするにある。資本家に對し正當なる權益を主張するが爲に時としては同盟罷業等の非常手段に訴ふることがある。其の權益を守る爲にこの手段を用ふることは相當の犧牲を拂はなければならないから勞働組合も成るべくこの手段を用ふるを避けて平和的に其の權益を擁護せんと努むるのである。勞働者の權益を進むるは必しも資本家をして犧牲を拂はしむるに限ることはない、自助的方法によりて其の利益を進捗することも不可能ではない、否、近年の勞働組合は寧ろ第二の目的に力を用ふるに至つたのである。

勞働組合の成立

勞働組合の成立には勞働者の團結を前提とするから、勞働者の團結が認められざる間は勞働組合が認められるゝ理はない。尤も勞働者の團結が認められるゝに至つても、直ちに勞働組合が認められるゝに至るとは限らない。然し勞働者が團結の力により其の利益を擁護せんとするや、一時的の團結よりも恒久的團結によるのが得策であらうし、同じ資本家の下に勞働する者が團結するよりも、多

くの資本家の下に勞働する同じ職業のもの若くは類似の職業のものが團結する方が得策とするであらうから、時を經るに從ひ勞働組合が結成せられ、法律も之を認めざるを得ざるに至つたのである。

勞働組合の發達

勞働組合の祖國は英國であつて早くより Trade Union の名の下に發達したのである。勞働者の團結權が未だ公認せられなかつた時に於てすら祕密結社として結成せられてゐた。一八二四年同國に於て團結の自由が公認せらるゝや、夥多の勞働組合が起るに至つたが、一八二五年乃至二九年の經濟界の不況は勞働組合の活躍を以てするも勞働者の利益を進捗することを得なかつたから、勞働者は團結の力を利用して選擧權の獲得に力を用ふるに至つた。然し其の目的は容易に達成することを得なかつた。一八二九年オーエンの指導により社會主義的思想を內包する勞働組合が起つた。勞働組合が其の本來の目的に突進せずして側面の目的に進出したことは實に勞働組合の發達を遲延せしめたといへる。一八三三年に至り勞働組合聯合(Grand National Consolidated Trade Union)が起り一時は五十萬人の組合員を包容するに至つたが、內部に紛爭を生じ一八三四年には早くも解散するに至つた。經濟界が不況に陷るや勞働組合も亦經營難に苦しまざるを得なかつた。其の苦境を突破し得たる勞働組合は基礎鞏固となり得たると同時に、財界が恢復するに伴ひ其の活躍も亦大いに盛んとなるに至つた。尙其の盛んになつたのは主として資本家に對し對抗的態度を持したからである。然し、このことは表面は甚だ華やかなりしに拘らず、勞働者の利益よりいへば大なる效果はなかつた。このことが勞働者に明となるに從ひ勞働組合は鬪爭機關としてよりは自助機關として發達せんとするに至つた。特に一八六七年に至り勞働者が選擧權を獲得するに至るや、永く希望したる勞働組合の公認に力を注ぐに至つた。勞働組合が公認せらるゝや、勞働組合は鬪爭機關たる性質を失ひ勞働者共助機關となるに至り其の發達は著しくなることを得たのである。予輩はこゝに英國に於ける勞働組合の發達の歷史を細敍せんとするものではない、否之を細敍せんとすれば多くの頁數を之に用ひなければならないが、上に陳べた簡單なる敍述でも勞働組合は資本家に對し鬪爭するが爲に活躍した所で、資本家を苦しむるのみならず勞働者自身をも苦

しむる結果となるが故に、常識ある勞働組合の經營者は之を拋棄して主として勞働者の相互扶助の爲に力を盡すに至つたこと、勞働組合が穩和なる團體となるや世上の同情も亦こゝに集り其の發達を容易ならしめたことを知ることが出來る。

勞働組合の本質

勞働組合員の數よりいへば、米國は英國に次ぎ而して、米國に於ける勞働組合の發達は英國に比し遙に順調であつた。但し、同國に於ては異人種が錯綜する上、言語も亦同一でないが爲に內部的抗爭が甚しく從つて其の發達を遲らしめてゐるようである。

我國でも勞働運動をなすものは勞働組合を起し勞働者の團結を圖つたものである。然し資本家は之を喜ばず極力之を抑壓せんとしたのであつた。之を抑壓せんとした主なる理由は、勞働組合は鬪爭機關である、之を認むるは畢竟階級鬪爭を認むることであるからである。而して我國の法律には勞働組合を禁止する條文もないが、いはゞ勞働組合を起すものがあれば大體之を默許するに過ぎないのである。默許といへば穩であるけれども

勞働組合の位置は甚だ不安定であるといはざるを得ない。かゝる狀態を繼續せしめて差支なきかといへば、予輩は其の然らざるを信ずるものである。而して政治家等の本問題に對する態度を見るに、一部のものは勞働組合は鬪爭機關であるから之を認むべきものではないと主張するものがあり、一部のものは勞働組合は性質上認むべきものではないが、大勢之を禁止することを得べきものではない、從つて須らく之を公認すべきであると主張し、更に一派のものは勞働組合は性質上禁遏すべきものではない宜しく之を公認すべしといふのである。

一、勞働組合を以て鬪爭機關であると斷定するは勞働組合の本質を誤解するものである。勞働組合は勞働者の團結である以上はこれ等の團結のなかつた時代に比し勞働者の力が强化せられたことは爭ふ可らざることである、然し之を以て勞働組合は其力を濫用するであらうと斷定するは酷であるといはざるを得ない。勞働者が其の利益を擁護するに合法的手段を以てすること能はざる時は遂に非合法的手段に訴ふるに至るは洵に已むを得ないことである、勞働者としてはこの途を選ぶより外に途がないのである、故に勞働者に許すに其

の利益を擁護する爲の合法的手段を以てすれば勞働者は決して非合法的手段を擇ぶことはあるまい、勞働組合を公認し、勞働者の利益を擁護するに必要なる手段を是認する場合には勞働者は危險と犧牲とを冒して非合法的手段を用ふることはあるまい、して見れば、勞働組合を危險視し之を禁遏せんとするは却つて勞働者をして非合法的行爲に奔らしむるものであつて甚だ危險であるといはざるを得ない。上に略述した英國の勞働組合の歷史に徵しても政府等が勞働組合を危險視し之を禁遏せんとした時代には勞働組合は實に危險なる鬪爭機關であつた、然し一旦之を公認し之をして其の本來の目的に復せしむるや、勞働組合は極めて穩健なる機關となつた。勞働組合が組合員より集むる會費が如何なる用途に用ひらるゝかを見ると、勿論年によりて同じではないが、同盟罷業を補助する金額は十分の一前後に過ぎないので、組合の役員等の俸給等も大差はなく、決して同盟罷業の機關であるとはいへない。組合員中資本家の橫暴を訴へ同盟罷業を決行せざる可らざることを主張するものあれば、役員は仔細に其の主張を檢討し資本家橫暴の事實の有無を調査し、其の主張の薄弱なるものは勞働者を說いて其意を飜さしむるのであり、强ひて同盟罷業を決行せんとする者あるも之を援助しないから、其の結果は勞働者の敗北に畢らざるを得ない。又勞働者の主張にして相當の理由ありと認むる時は組合の役員は代つて資本家に對して其の主張をなすであらう。勞資間の紛爭は多くは競爭國の競爭の爲に或は勞働條件を惡くする必要ありや否やにかゝるのであるから、勞働組合は豫め役員を競爭國に派出し同地の狀勢を詳に報告せしめ之を以て資本家に交涉するのであるから組合の主張は相當强からざるを得ず、從つて資本家も少くとも或程度までは讓步するであらう。資本家にして尙頑固にして勞働者側の言に耳を藉さゞる場合には、組合は其の主張を天下に公表し其國竝に他國の勞働組合に檄を飛ばして其の主張の正しきことを告ぐるのである。かくの如くにして、同盟罷業に訴ふる時は甚だ强硬なる態度を持することを得べく、從つて勝を制することを得るであらう。是れによつて之を觀るも、勞働組合は直ちに同盟罷業等をなし又は之を補助するものでないことを知ることを得よう。勿論勞働組合の中にはこの種の鬪爭機關たるものあり、若くは社會主義の

機關たるものもないではないが、之は例外であつて、之によりて有ゆる勞働組合を律することを得るものではない。

二、勞働組合は今日の發達を以てすれば勞働者自助の機關である。勞働組合は資本家に對抗するが爲め鬪爭機關として起つたことは疑なき所であるが、鬪爭機關として目的を達するが爲には資本家若くは其の團結に對して長き年月鬪爭を繼續しなければならない、之が爲に勞働者の拂ふべき犧牲は決して少くない、故に鬪爭機關たるより勞働者自助の機關として發達するは勞働者の利益を進捗せしむる上に於て有效であるに相違ない、從つて諸國の勞働組合はこの方向に其の針路を定むるに至つた、政府も社會政策の實行として有利なりとして暗に之を奬勵するに至つたのである。勞働組合の發達せる英國の例を以て之を見るも、勞働組合の集むる會費は同盟罷業の補助の外、勞働者の失業したる者に對し補助金を更に疾病災厄に罹りたるものに扶助金を支給する外、養老資金の一部を支給し、埋葬費を支給し、其他勞働者の教育修養の爲の費用を出す等何れも勞働者の幸福を增進するを目的とせざるはない。これは例を英國の

發達にとつたのであるが其餘の國に於ける趨勢も略同じである。佛國の如きは資本家は勞働組合を仇敵視せず、勞資協同して之を組織し寧ろ勞資協調の機關としてゐる。勞働者が資本家を仇敵視するは誤であると同時に資本家も亦勞働者を仇敵視するの誤であることを覺るに至つたからである。勞働組合の性質にしてかくの如きものとせば、之を禁止するの誤であるは勿論、之に夥多の束縛を加へて其の本來の任務を盡さしめざるは不得策であるといはざるを得ない、宜しく之を善導誘致して本來の任務を盡さしむべきものである。我國政治家等の間の勞働組合に對する態度が一定せざるが如く勞働組合法の制定に關する態度も亦一定しない。其の一定しないのは畢竟勞働組合に對する認識が足りないからである。現に大正九年臨時産業調査會で勞働法案を作らうとしたのであるが、農商務省と内務省とは全く見解を異にして各原案を固守して讓らず其の結果審議すべき調査會の原案を作ること能はず、爲に折角調査會を設けたに拘らず審議をなすこと能はずして解散するに至つたのである。農商務省案は勞働組合を以て公益に關する社團の一種と見て其の取締を主眼とし

たものであり、內務省案は之に比すると遙に進歩的のものであつて、國家の統制の下に組合の成立を認め屆出と登記とにより法人格を得させ苟くも組合の目的と行動とが國家の安寧を害しない限りは其の存立と作用とを是認しようといふのである。同じ官僚の間でもかくの如く意見の對立を見たことは寧ろ珍らしいといはなければならない。其後に至つて政府は所謂確定案を作製して議會に提出したが、資本家側若くは資本家の利益を代辯する政治家等の反對によりて成立を見なかつたのである。これによるも勞働組合に關する認識が未だ十分でないことを知ることを得る。

勞働組合にして健全なる發達をなす時は、勞働者が組織なく勞働するよりも勞働者にとりて多くの利益を招徠することは疑を容れざる所である。勞働者は勞働組合と資本家との間に締結せられたる團體協約に基き比較的合理的なる勞働契約をなすことが出來るから、生活の安全を期待することを得るのみならず、其の位置の向上をも期待することを得るであらう、其ことの勞働者にとりて利益であるは明白である。獨り其の勞働者に利益あるに止まらない、雇主である資本家にとりても亦利益であるといはなければならない、勞働組合は勞働者を拘束するから資本家が勞働組合と勞働條件等につき契約を締結する時は勞働者は之に服從して勞働するが故に資本家は之を嚴重に取締る必要はなく、其點につきて資本家にとりても有利であるといはざるを得ない、勞働組合と締結したる契約は其時の經濟狀勢より見て概して合正であるから、資本家は之を尊重しなければならないが、之を尊重することによりて平和的に生產經營を繼續することを得るであらう。若し夫れ勞働爭議が起らんか、資本家は如何なる勞働者と交涉をなすべきか甚だ不明であつて、之と合意が成立したるにしても、もと勞働者の間に組織を缺如してゐるから他派の勞働者は之に同意せず依然として紛議を繼續せざるを得ない、加之勞働者以外の者が加入して益々紛議を甚しからしむることも稀ではない。勞働組合により勞働者の組織を見るに至れば、其の勞働組合が純眞のものである限り資本家にとりても爭議を解決せしむる上に有利であるといへる。資本家が純眞なる勞働組合を忌避する理由はないのである。

勞働組合の種別

勞働組合の中で最も廣く行はれてゐるものは、同種の職業に從事する勞働者を橫斷的に糾合して勞働組合を形成したもので、其の發達せるものになると全國の同種の職業に從事するものを網羅するに至るのである。勞働組合の中には同種の企業の下に勞働する者を糾合して勞働組合を形成するものがある。この種の勞働組合は米國に最も多いといふことである。更に類似の生産の企業の下に勞働する者を糾合して勞働組合を形成したるものがある。この種の勞働組合は糾合力が少い丈行はるゝことが少からざるを得ない。

第一種の勞働組合は廣く行はれてゐる丈あつて、其の組織も亦發達してゐる。組合員は其の賃銀の中より定額の組合費を醵出し、其代りに組合員が失業した場合には組合は組合員に對し扶助料を支出するのである。又勞働組合の中には、この外に、組合員が疾病に罹りたるときは同じく扶助料を支出し、老年になると養老金を支出し、死亡したときは葬式埋葬の費用を支給するのもある。組合の組合員に對して支出すべき扶助料等が相當額に上る丈、自然組合員の醵出すべき組合費も亦比較的多く、從つて不熟練勞働者の如く賃銀の低いものは到底之に加入することは出來ない。其の結果この種の勞働組合は熟練勞働者であつて賃銀の比較的多いものによりて組織せらるゝのである。從つてこの種の勞働組合は最も廣く行はるゝとはいへ、勞働者の比較的小部分を網羅するに過ぎず、勞働組合の最も發達せる英國に於てすら勞働者の四分の一前後を糾合するに過ぎないといふことである。勞働組合には中央部があつて組合の行政を司るのである。組合員中失業したものがあれば上述の如く失業中扶助料を給與する外適當の位置を求めて職に就かしめる。資本家が橫暴の爲め失業の危險ある時は勞働者をして其の實相を報告せしめ、眞に資本家側に橫暴の事實ある時は組合員に代つて交涉し反省せしむるのであり、資本家にして頑冥にして其の忠告を用ひざる時は非常手段に訴ふることは前に略述した所である。大都市にして組合員の數が多ければ支部を設け組合費の集金を初め其の行政に當り一々中央部に報告し、若し同盟罷業を行ふ時は支部をして其衝に當らしむるのである。但しこの非常手段に訴ふるや否やは中央部の決する所である。

勞働組合が同じ職業の勞働者より組織せらるゝに非ずして、同じ種類の企業

の下に勞働する者により組織せらるゝに至れば資本家勞働者對立の現象は益益歴然たらざるを得ない、從つて一方企業家側に於て勞働者に對抗して團結を形成する勢を助長すると共に勞働者の團結も一層鞏固ならざるを得ない、從つて勞働者が同盟罷業等によりて蹶起する時は其勢は恐るべきものがある。

勞働者が其の利益を擁護するが爲に勞働組合を結成するに至つたのは初めは同一企業の下に勞働する者のみであつたから、其の勞働者の數が多くして他より之を補充すること能はざる場合でなければ微力であつて其の目的を達することが困難である、假令勞働者が結束して同盟罷業を起しても其の效は少い。故に勞働者が結束して資本家に對抗するには橫斷的に同一職業に從事するものが勞働組合を結成する必要がある。其の勞働組合に加入するものが多く、同一職業に從事する全國的勞働者の大部分を網羅するに至れば其力は、甚だ强く、これ等のものにして同盟罷業を起すに至れば到底他より罷業勞働者に代はらしむべきものを得ること難く、從つて其の生産を停止しなければならないことになる。從つて、勞働組合は勞働者の利益を代表する機關として活動することになる。勞働組合が勞働者の利益代表機關として活動するからといつて、直ちに鬪爭機關として暴力其他の不法行爲によつて資本家を脅迫せんとするものではない、平和的手段によつても之をして諸國の法律に於て勞働組合に法人格を認むるか否かの問題がある。我國で同問題が起つた時に之に反對するものが多かつた。法人格を認むる時は如何なる效果があるかといへば、第一、勞働組合は資產を所有することを得、又資產を利用して其の活動をなすことを得る。資產の利用の中には之によりて同盟罷業を助くることもあるが、勞働者の相互扶助的事業をなすことをも含む、勞働組合を認めて其の資產權を認めないのは之をして活動せしめざるものであるといへる。第二、勞働組合は其の經營に當る一二の者をして勞働組合を代表して資本家と折衝することを得る。若し法人格を認めなかつた場合には、勞働組合の事務に與るものが勞働者を代表して資本家に交涉するには勞働者の委任を受けなければならぬし、其の法律上の形式を缺く

時には資本家側も法律上勞働者の代表者として認めざることを得るのである。第三、勞働組合は其の代表する職業上の共同の利益に損害を加ふる事實につき私訴を起し原告の有する一切の權利を行使することを得るのである。第四に勞働組合は資本家に對し團體協約を締結することを得る。資本家と勞働者との雇傭關係は團體協約により初めて完きを得るのである。要之、勞働組合は法人格の承認により其の本然の活動をなすことを得るのであるから、勞働組合を認めて其の法人格を認めないことは殆んど無意義に近いといはざるを得ない。勞働組合は法人格の承認によりて活動をなすことを得るに至ると同時に、其れ丈法律上義務を負擔することゝなるのである。例へば勞働組合は資產權を認めらるゝが爲に第三者に對して債務を負擔せざるを得ない。

勞働組合は主として私的企業に關して起つたものであるが、交通機關を初め國家の事業に關聯して起つたものがある。この種のものにありては動もすれば國家事業の活動を停止することになるから、多くの國に於てこの種の勞働組合を認めざるものがある。勞働組合は其の本然の職分として勞働者の利益を擁護するものであるが、時としては其の本然の職分を離れて勞働者階級の利益を擴張するが爲に、資本家階級に對し階級鬪爭を行ひ資本家階級を打倒し、企業經營を其手に收めんとすることがある。このことは多くの國に於て勞働者の團結權を認めず、勞働組合其物を否認し、之を迫害した爲に、却つて勞働組合が其の本然の職務を忘れて鬪爭機關となつたのであるが、特にサンヂカリズムが勞働組合を以て階級鬪爭の機關として之に夥多の理論を注入し、資本家階級に肉薄せしめんとするに至り、勞働組合の中に全く異る基礎の上に立つものを生ずるに至り、學者の中にはこの種の勞働組合を革命的勞働組合と稱するものさへある、而してこの種の勞働組合は勞働者の勞働條件を改善し、其の生活を向上せしむることは第二次に置き主として階級鬪爭を行ひ社會を分裂せしめんとするものであるから、社會政策の見地よりするも極力之を排擊しなければならない。勞働者の直接の利益を犧牲に供するものであるからである。多くの國に於ても勞働組合を取締りてこの種の擧に出でしめざらんとしてゐる。

これ等の勞働組合の活動を見て悉く勞働組合の本質であるとなし之を嫌忌

し、極力之を彈壓し、其の撲滅を期するものあるは歐洲諸國の勞働組合の歷史に徵し爭ふ可らざる事實である。これ等のものは終局には勞働者の利益を進捗することにはなるかも知れないが、其れは現代社會組織を顚覆した上のことであつて、當面の目的とする所は社會組織を顚覆するにあつて勞働者の幸福の進捗の如きは第二次的のものである。社會組織を顚覆することはしかく容易のことではないのみならず、假りに其の目的の一部を達し得るとするも相當の年月を要することであるから、勞働者はこの種の勞働組合の成立活動によりて犧牲を被りこそすれ利益を受くるものでないといはざるを得ない、予輩はこの種の勞働組合を勞働組合として邪道に陷りたるものであると斷じ、本來の勞働組合に對しては國家は之を彈壓せず善導すべきものなりとなすに反し、革命的勞働組合に對しては國家は極力彈壓すべきものなることを主張せんとするものである。勞働者は之によりて直接に利益を受けずして犧牲を忍ばなければならないものであるからである。社會政策的目的に出づる勞働組合は單純であるが革命的勞働組合は其の指導者の意圖によりて數種に岐つことを得る。

勞働組合は其の意圖を遂行する手段に過ぎないものである。而してこの種の勞働組合の中で最も勢力あるものは、一は勞働組合の潛勢力を利用して立法議會に於ける勢力を獲得し立法の手段により社會主義を實行せんとするものである。立憲政治の下に於て議會に於ける勢力を獲得するは多數の投票によりて多數の議員を議會に送り出すなるのみならず、其の目的を遂行する上に最も便宜なるはいふまでもない。議ことによりて目的を達することになるのであるから勞働組合によりて同志の者を糾合するは得策である。議會に於ける勢力を獲得する時は必しも直ちに勞働者の利益を進捗することを要しない、其の勢力によりて政權を掌握せんとするものも少くはないのである。勞働組合の本來の目的の如きは殆んど眼中にないのである。

革命的勞働組合の中には之と異り直接行動によりて現代經濟社會組織を顚覆せんとするものがある。科學的社會主義に憚らずしてサンヂカリズムが起つたことは前に陳べた。サンヂカリズムは其名の示す如く勞働組合をして社

會を支配せしめようとするのである。議會に於ける勞働黨を强化するものがあるが、勞働黨は必しも勞働者のみによりて成立するものではない、學者もあれば新聞記者もあり辯護士もある、否場合によりては資本家もある。これ等のものにして政見を同じうする時は進んで黨員となるが、窮極する所は必しも利害が一致するとはいひ難い。勞働者の利益を進捗せんといふは投票を集むる手段に過ぎない、從つて一旦多數の投票によりて議席を獲得する時は前に口約する所は殆んど之を顧みない、否勞働者の利益を計ることがあつても前に口約する所の一部分に過ぎない、これ眞に利害の一致せざるものゝ團體であるからである。故に眞に勞働者の永遠の利益を計らんと欲すれば勞働者のみより成る團體をして直接行動卽ち總同盟罷業、サボタージュ等により現代社會組織を顚覆しなければならない。かくすることにより初めて勞働者の團結である勞働組合をして社會を支配せしむることを得べしといふのである。其の論旨は極めて簡單であるが、其の語調は極めて失望的である。勞働者の爲に社會の一角に痛擊を加ふることは痛快であるかも知れないが、勞働者の利益と幸福は之に

より期待することを得ないことは前にも略述した所である。されど其の論旨の簡單である丈歐洲諸國に於て次第に勢力を得たようであつた。同じく勞働組合と稱するもこの種の目的を有するものは普通の勞働組合と雲泥の差あることは多くいはずして明なる所である。この種の運動が眞に勞働者の利益を進捗するものでないと信ぜざるを得ない、こゝにこの種の運動の詳細に亙りて敍述することを避け、社會政策的目的を有する勞働組合は本質上全然異るものであることを注意し、其の發達を希望することを告白すると共に革命的勞働組合は之を彈壓すべきものなることを主張せんとするのである。若し政府當路者にして勞働組合に對する認識を誤り玉石を混同して均しく彈壓せんとする時は穩健なる勞働組合も却つて過激なる組合となるに至るかも知れないのである。このことはよく注意しなければならない。

第三章　同盟罷業と工場閉鎖

同盟罷業と工場閉鎖

勞働者が其の要求を貫徹するが爲に用ふる非常手段は同盟罷業であると同時に資本家が勞働者の要求を拒絶するが爲に用ふる非常手段は工場閉鎖であることは前に陳べた。同盟罷業の如き非常手段は勞資共に甚大の損失を來すものであるから成るべく之を避けんとするには相違ないが、勞働者が資本家に對する要求を貫徹するには他に途がないから已むを得ず之を決行するのである。而して資本家も勞働者がかゝる非常手段を擇りたる以上之に對し防禦の術を講ずるが爲になす手段には工場閉鎖がある。從つて勞働者が同盟罷業を決行したからといつて必しも其の目的を達するとは限らない。卽ち諸國の統計によると同盟罷業を行つて目的を達するのは二割前後に過ぎず、五割前後は失敗に畢り、三割前後が半ば目的を達するに過ぎないのである。故に同盟罷業は勞働者の非常手段ではあるが濫りに之に訴ふべきではない。

一六　同盟罷業

同盟罷業の意義

同盟罷業は勞働者が勞働條件の維持改善の爲に資本家に反省を促さんとするものであつて、勞働者が團結して勞働を休止し以て生産を不可能ならしめ資本家に經濟上の損失を被らしめ、資本家をして我要求を聽かしめんとするものをいふ。同盟罷業は勞働者が其の勞働條件の維持改善を目的とするものであつて、其の位置を棄てゝ他に移らんとするものではない、勞働者にして他の位置に移らんとするものなればこの手段を採ることはあるまい。但し、同盟罷業は抗爭手段である以上、資本家にして我要求を容れず我を屈服せしめんとする時は騎虎の勢ひ其の位置を棄て他に移ることなきに非ざれども、初めより之を期待するものではない。同盟罷業はサンヂカリストのいふ總同盟罷業とは性質同じくはない。普通の同盟罷業は勞働條件の維持改善につき資本家を反省せしむる爲に行ふものであるから其のことにして目的を達すれば其れ以上を望むものではないが、後者は資本家階級に痛撃を加へんとする階級鬪爭の手段であるから普通の同盟罷業とは性質が異るのである。

同盟罷業の性質

同盟罷業は資本家が現在の勞働條件を低下せんとするに對し之を防止する

防禦的同盟罷業
攻撃的同盟罷業

が爲に決行することあり、若くは勞働者が資本家に迫りて現在の勞働條件を改善せしめんが爲に之を決行することがある。學者は前者を防禦的同盟罷業、後者を攻撃的同盟罷業と稱する。防禦的同盟罷業は勞働者が現在の生活狀態を維持せんが爲に決行するものであるから、資本家側に重大なる理由なき限りは世上の同情は勞働者側に集ること多きを常とするが、攻撃的同盟罷業は非常手段に訴えて勞働條件を改善せんとするものであるから勞働者側に重大なる理由なき限りは世上の同情を得ることは難からざるを得ない。前者は普通、賃銀引下に反對し、勞働時間延長に反對し、不熟練勞働者を以て熟練勞働者に代へ、女工、幼少年工を以て男工に代へんとするに反對するが爲に決行せらるゝものであり、後者は普通、賃銀引上、勞働時間短縮の爲に決行せらるゝものである。

同盟罷業は攻撃的たると防禦的たるとを問はず抗爭手段である以上は、勞働者が之を決行するに當り其の目的を達するが爲には決行の時期を選ばなければならない。概していへば、勞働休止從つて生産休止により雇主に最も多く損失を被らす望ある時に之を決行すれば、資本家は損失を免るゝ爲に勞働者の要求に聽くであらう。經濟界が好況であつて資本家が生産を擴張せんとする時に同盟罷業が起れば之をなすこと能はず、競爭者に其の販路を奪はれる危險があるから、勞働者からいへば乘ずべき時期であるといはざるを得ない、又資本家の行動が第三者より見て橫暴であり、從つて勞働者の要求が大體合理的であると思はるゝ時に同盟罷業を決行すれば世上の同情を得ることが出來るから其の目的を達することが容易であるといへる。尙同盟罷業を起すと雇主なる資本家も容易に屈せず、之に抗爭せんとするから同盟罷業は多くの場合相當長く繼續するを常とし、勞働者は罷業中生活を維持しなければならない。而して勞働者が豫め資金を用意する時は困難を見ることはないが、其のことは容易でないから勞働者の要求が合理であつても、同盟罷業の目的を達し得ざることが少くはない。故に勞働者はこの抗爭手段を用ふるにしても豫め勞働組合を組織して、鞏固なる團結を形成する必要がある。勞働組合には相當の資金があり、上に陳ぶる如く同盟罷業を決行したるものに扶助金を支給することを得るのみならず、尙多くの資金を必要とする時は檄を他の勞働組合等に飛ばして其の支

援を乞ふのである。從つて勞働者にしてこれ等の組織なく、輕々に同盟罷業を決行したるものに比すれば其の目的を達する上に大なる差異あるは多くいはずして明なる所である。世に勞働組合を以て同盟罷業の機關の如く思ふものがある。其のことは勿論其の本質を知らざるものであるが、其の效果に於ては當らずと雖も遠くはないといへる。

同盟罷業が起つた場合には資本家側は之を無效ならしめんが爲に同盟罷業をなしたる勞働者を解雇し他の勞働者を以て之に代らしめんとする。其のことにして故障なく行はれんか、勞働の不足を告ぐることがないから生產の停止なく、資本家側に經濟上の損失を生ずることはない、從つて同盟罷業は全く失敗に畢ることになる。故に同盟罷業をなしたる場合には同盟罷業の宣言を勞働組合の機關紙に發表し、外部の勞働者をして資本家側の勸誘に應じて補充することなからしめんとするのみでなく、外部の勞働者にして資本家側の勸誘に應じて補充せんとするものある時は事實上之を防ぐ途を講じなければならない。之を罷業監視（Picketing, Streikposten）といふ。罷業監視は同盟罷業をなしたる者

罷業監視

が補充勞働者の就職を阻止するが爲になす見張の義であつて、普通當該工場若くは工場所在地の停車場附近等補充勞働者の來るべき所に見張をなし補充勞働者に對し文書なり口頭なりで同盟罷業中なるを以て之を妨げざることを說くか、場合によりては故鄕に歸るべき旅費を出して以て就職することなからしむるのである。文書なり口頭なりで補充勞働者の就職を防止するを或は平和的監視といふ、然し補充勞働者にしてこれ等の口說に聽かずして就職せんとするものある時は監視者は獨り平和的手段のみに由ること能はず强迫暴力に訴えて就職せしめず以て同盟罷業をして其の目的を達せしめんとするのである。同盟罷業にして勞働者の採るべき非常手段として已むを得ざるものとして認めざるべからざるものとすれば、罷業監視も亦已むを得ざるものとして認めざるを得ない。然し同盟罷業は已むを得ざるものとするも、之を敢行するが爲に法律上許すべからざる不法不正の手段に訴ふるが如きは法律上道德上許すべきものではないといはざるを得ない。

同盟罷業は勞働の一時休止により生產を停止せしめ以て資本家に經濟上の

損失を被らしめんとするものなることは前に陳べた。從つて同盟罷業は其の程度に於て厚薄こそあれ、資本家に經濟上の損失を來さしむることは明白である。其ことは獨り當該資本家に私經濟上の損失を及ぼすのみではない、場合によりては其の國民經濟に多大の損失を來すものである。何者、當該企業にして生産を停止しても、同じ生産に從事する企業卽ち競爭企業にして其際に乘じ生産を擴張する時は、國民經濟としては生産の不足を生ずることはない理であるが、當該企業にして甚だ大であり、從つて競爭企業が微力であれば當該企業の勞働休止の爲に生産が停止せらるれば、競爭企業により之を補充することを得ないから、其れ丈國民經濟として生産の不足を訴えざるを得ない。生産の不足を生ぜんか、消費を其れ丈縮小するか、外國より當該生産品を輸入して其の需要を滿足せしめなければならない。故に國民經濟上の損害は決して輕少ではない。同盟罷業の結果は獨り之に止らない、同盟罷業は罷業者をして收入の途を失はしむることになるから勞働者の受くる損害は決して少くはない、勞働組合等より罷業中扶助金を受くる時は其れ丈損害を少からしむる理ではあるが、扶助金は賃銀の一部に過ぎないのであるから、之を以て生活の資に充てんか、罷業期間が甚だ短ければ兎に角、其の期間が甚だ長き時は勞働者及び家族の健康を害し、其の結果動もすれば疾病等を招徠することが少くなく、この見地よりするも其の社會上の損失は決して尠少ではない。故に同盟罷業の如きは勞働者にとりて已むを得ざる抗爭手段として之を絕對に禁止すること能はざるものにもせよ、成るべく之を回避するよう努めなければならない、このことは獨り資本家にとりて必要であるのみならず、勞働者にとりても亦必要のことである。

一七　工場閉鎖

勞働者が同盟罷業によりて資本家に對し其の要求を貫徹せんとするが如く、資本家側も亦勞働者をして勞働せしむるを以て不利益なりとなす時は一時工場を閉鎖して勞働せしめざることがある。其の目的とする所は勞働者の新に提出したる要求が不當であつて之に應ぜんか、生産費が大いに嵩みて有利に生産を繼續すること能はざるが故に、工場を閉鎖し勞働生産を休止することによりて勞働者の反省を促すか若くは經濟界の情勢上勞働條件を新にするに非ざ

れば到底有利に生産を繼續すること能はざるを以て工場を閉鎖して以て一時生産を休止するのである。資本家が該生産を抛棄して他の生産に移らんとするのではない、唯勞働條件等を低下せしめ以て生産費を減少せんとするのである。其の資本家に及ぼす影響は工場閉鎖中は生産を停止しなければならないから私經濟上の損失は尠少ではないが、其れよりも勞働者に及ぼす影響は甚だ大であるといはざるを得ない。蓋し勞働者は工場閉鎖中は賃銀を得ること能はざるは勿論勞資間に妥協が成立して再び工場を開くに至るも從前よりは劣れる勞働條件に服從しなければならないから、其の受くる損害は決して輕少ではない。然るに資本家側からこの種の手段に訴ふるに非ざれば生産を繼續すること能はざるかは多くの場合疑問ならざるを得ない。何者、經營方法等を改善することにより或程度までは生産費を減少することを得て有利に生産を繼續することを得ること多く、直ちにこの非常手段に訴ふる必要はない。但し資本家がこの非常手段に出づるのは同盟罷業により勞働者から脅かさるゝ場合對抗手段として之を行ふことが甚だ多いのである。

勞働者が同盟罷業により資本家を脅かし、資本家が工場閉鎖によりて勞働者を脅かさんとするは、畢竟資本家と勞働者とは利害相反し互に敵視するから起ることであつて、若し兩者が協力して同一生産等に從事するものであり協力によりて多くの生産をなすことは兩者にとりて共に利益であることを想へば、利害相反するものでもなく、互に仇敵視すべきものでもなく、かゝる非常手段を用ふるは結局自己を苦しむものであると考へなければならない。尙これは獨り關係資本家勞働者にとりて不利益であるのみならず經濟社會も爲に惡影響を受けざるを得ない。經濟社會は平和に圓滑に經濟活動が行はるゝことを希望するに拘らず、かくの如き非常手段により其の平和を破壞することは不利益であることはいふまでもない。故に努めて之を避け、假りに同盟罷業が起つたにしても成るべく速に解決して以て其の惡結果を成るべく少からしむることが肝要であると信ずる。

一八　勞働爭議の調停

資本家と勞働者との間にこの種の問題を生ずるのは多くは勞働契約の解釋

の相違より生ずるのである。若し資本家と勞働者とが互に相反目するならば勞働契約を締結することもあるまいし、勞働契約を締結しなければ兩者の間で爭議を生ずることもあるまい。資本家と勞働者とが協力して生産等に從事すべしとの意思がありたればこそ、こゝに勞働契約が成立したのであらう。而して若干日若干月勞働するに從ひ、相手方のなす所が勞働契約に背くものであるとし一方は勞働契約に違反せずと主張して相讓らず、兩者の意見がこゝに相反するが爲に遂に非常手段に訴ふるに至るものであらう。若し兩者の間で隔意なく意見を交換する機會があつたならば多くは其間に意見の一致を見、勞働爭議を生ぜざるに至るであらう。其には資本家も勞働者も其の立場につきてよく理解することが必要であるし、其の意思疏通の機關の存在を必要とする。資本家と勞働者の間に立ちて意思疏通を圖り之によりて同盟罷業等の不祥事を廻避することを得れば社會より見て洵に賀すべきことでなければならない。このことについても其の先鞭をつけ諸國の範をなしたものは英國である。同國では一八四九年既に絹織物工業に於て資本家と勞働者の組合との間で

各若干の調停委員を出して資本家と勞働者の間で意見の相違を生じたる場合にはよく審議して之を調停し以て同盟罷業等を起さしめなかつたのであるが、この調停委員制度は遂に永續することを能はず數年ならずして解消するに至つた。一八六〇年代に入りてからケットル竝にマンデラ兩氏によりて調停委員制が設けらるゝに至つた。これが其後に至りて起つた調停委員制の模範をなすものであつた。マンデラ氏の案によれば調停委員は資本家勞働者各十名の委員より組織せられ委員は無償にて其の責任を果すものである。但し兩方の委員は一名の書記をして雜務を司らしむるのである。調停委員は一名の委員長を互選し、若し勞資調停委員の意見が對立して投票數が同じく決をとることを能はざる場合には委員長の意思によりて決するのである。勞資兩方より各二名の小委員を選出して調停案を作成せしむるのであるが、調停案を得ること能はざる時は調停委員全員が協議の上調停案を決するのである。但し、資本家勞働者共に必ず同調停案に服從しなければならないといふのではないが、同調停案は相當權威のあるものであるから勞資共に

之を採擇することが多くあるであらう。次にケットル氏の案による調停委員は資本家勞働者各六名の委員より成り其の互選により一名の議長を選び投票に加はらず唯議事を進行せしむるものである。委員は勞資各一名の小委員を選び其れ等のことはマンデラ案と大同小異であるが、其の異る所はケットル案によると調停委員の決定した調停案は絶對力を有するもので勞資共に之に服從しなければならないし裁判所も之を採用して强制力を以て之を遂行する點にある。

其後この前例を襲ひて調停委員制を設くるに至つたのであるが、一八七二年調停法が發布せらるゝに及びて一進展をなすに至つた。同法によれば勞働契約に關しては資本家も勞働者も調停委員に服從しなければならないことになつた、但し必ず調停委員を設けなければならないといふのではない。從つて勞働者と資本家の代表者の間で交渉して一致を見ること能はざる場合に調停委員を設けて之に調停をなさしむるのであつて、之によりて勞働爭議を或程度まで廻避することを得るのであるから其の效果は決して少くはない。而かもこ

れにて尙調停することを得ない時は政府の任命したる調停官の手に移されるのである。調停官は常任のものであつて問題が起れば其中より若干の委員が其任に當るのである。調停官は常任のものであるが、其の委員にしても尙勞資間の意見を一致せしむることを得ざれば仲裁裁判（コート・オブ・アービトレーション）に移すのである。之にしても目的を達することを得ざれば調停官全員が之に當るのである。仲裁裁判は勞資より選ばれたる各二名の仲裁裁判官と不偏不黨の裁判長より成り、之によりて問題を解決するのであつて、資本家も勞働者も之に從はなければならないのである。

一八九六年八月の新法律に於て、勞資間に爭議を生じたる時は商務省（board of trade）が其の調停に當ることゝなつた。卽ち爭議が起れば商務省が其の原因を初め事情を詳細に報告せしめ、勞資雙方より代表者を出さしめ、更に之等の同意により商務省より任命したる議長を加へて調停に當らしむるのである。但し商務省は場合によりては特に調停官たらしむるものを指名することあり、地方又は職業によりて勞働爭議の頻發する場合には常設の調停官を置き之をして調停せしむることもある。英國にて新法の下に於て調停官の數も增加し

たのであるが、事實勞働爭議に介入することはさまで多くなかつた。

以上は英國に於ける調停委員制度につき略述したのである。而して獨逸を初め歐洲諸國に於ても英國の制度に倣ひ調停委員制度を設けたが其の組織等に於ては多少の相違はあるが、其の精神は同じであつて、之によりて勞働爭議が或程度まで緩和せられたのである。蓋し勞資間で意見の相違を生じた時直ちに非常手段に訴えて曲直黑白を決せんとはせず、調停委員の手によりて問題を檢討し其間に妥協點を見出し得れば之によりて問題を解決し非常手段による ことを廻避せんとするのは、同盟罷業等によりて惹起せらるべき苦痛等の極めて甚大なること を多年の經驗によりて知盡し之を避けんとする意思があるからであつて、餘程の重大なる理由がなき限りは成るべく妥協せんとするであらう。更に然らざれば政府も亦其の干渉によりてこの途を選ばんとすることはあるまい。尙この傾向は社會政策上甚だ望ましいことゝいはざるを得ない。近年は諸國間の經濟競爭が益々激烈となるのであるから勞資が小我に拘泥して爭議に力を盡くす時は爲に其の企業の衰退を招致して獨り資本家のみならず勞働者も亦爲に大なる苦痛を甞めざるを得ないことになる。故に資本家も初めより其の位置の優越なるに乘じて勞働者を虐使するの愚を行はず、勞働者も亦徒らに感情に馳りて資本家と鬪爭することなく、協心融和して其の事業の發達に力を盡し勞資共に利益を得ることを努めなければならない。このことにして望み得べくんば勞働爭議は大半消滅するに至るであらう。若し兩者の間に意見の相違を生じて爭議を起さんとする場合には其の損害の決して尠少でないことを思ひて調停委員等の手によりて問題を審議檢討し、出來得べくんば妥協の途を講ずることが勞働者にとりても資本家にとりても利益であると信ずるのである。予輩はこの途を選ばんことを衷心より希望するのである。勞資共にこの心あらば調停委員制度の組織の如きは恐らくはさまで重大なる問題であるまいと思ふのである。

第三篇　勞働者保護法

第一章　總說

勞働力の維持發達は國民經濟上必要なり

一九　勞働者保護の必要　勞働力は資本力と相竝んで一國經濟力の根幹をなすものである。其國の經濟力を維持發達せしむる爲には資本力を尊重せざる可らざると同時に勞働力を尊重しなければならない。然るに、產業革命以降、生產は獨り機械力卽ち資本力によりてなさるゝものゝ如く考へ、勞働力に重きを置かなかつた。其の結果、勞働者の生活幸福にはさまで注意する所なく資本家の酷使するに任せて敢て顧みる所はなかつた。經濟の最も發達せる英國に於ては初め工場經營をなすものは高價なる機械を据付け機械力によりて生產する以上は、機械は晝夜を分たず運轉して出來る限り多量の生產をしなければならない、勞働者は機械の運轉を助くるに過ぎないものであるから勞働の利用による費用は出來る丈少か

らしめなければならない、其れには比較的高價なる男工の勞働に代ゆるに女工若くは幼少年工の勞働を以てし、而かもこれ等の女工、幼少年工をして機械の利用に伴ひて成るべく長時間勞働せしめ、而かも之に對して出來るだけ少い賃銀を支給して以て其の費用を成るべく少からしめなければならぬとなした。古昔には奴隷制度が行はれて奴隷に對し酷使虐待到らざるはなかつたが、文明の進歩するに伴ひ奴隷制度は廢棄せらるゝに至つたに拘らず現今に於ける勞働者は法律上に於ては勿論奴隷とは異るが、實質上に於ては奴隷と毫も選ぶ所はない、勞働は恰も普通の商品の如く賣買せられ、勞働者竝に其の家族の健康幸福の如きは毫も顧みられなかつた。勞働者の生活幸福に關心を有するものは之を以て人道上許す可らざることゝなし救濟せざる可らざることを說くに至つた。獨り人道上許す可らざるのみならず、經濟上よりいふも許す可らざることである。勞働力は資本力と相竝んで發達せしめなければならないものである に拘らず、勞働者を酷使し其の健康等を顧みざる時は勞働力は漸次衰退して其國經濟の發達は頓挫せざるを得ない、假令資本力が大いに發達したからといつて如何ともすることは出來ない、經濟上許す可らざる所以である。獨り經濟上許す可らざるのみならず、國民保健上、國防上許す可らざることである。勞働者にして酷使の結果健康を害するに至る時は國防力を減退せしむるに止らず、其の減退は一時的現象に非ずして永久的現象である。この見地よりするも勞働者の酷使虐待は決して輕視すべきことではない。勞働者の酷使虐待は特に產業革命後盛んになりたる工場工業に於て最も甚しい。工場工業にては其の生產は機械力によりなさるゝ結果、動もすれば勞働者に危害を及ぼすことあり、危害に遭遇することなきにしても密閉したる建物内に於て十分なる換氣の設備もなく健康上有害なる溫度濕度の裡で長時間勞働しなければならないのであるから、勞働者の健康を害すること決して少くはない。而のみならず、家内工業制度の下にては親子夫妻は自己の家で勞働するのであるが、工場工業にては性質上勞働者をして其の家庭より離れて工場建物内で勞働せしめ一定の時間は歸ることを許さないのであるから、親は子女を監督敎育することを得ず、夫妻は團欒の樂を享受することを得ず、勞働者の酷使虐待の弊は工場工業に於て最も

顯著ならざるを得ない。特に英國にては產業革命の直後は資本家は生產費を減少せしむる爲に男工を排斥して女工若くは幼少年工を用ひ、而かもこれ等のものが從順であるに乘じて長時間勞働せしめて顧みず、時には其の疲勞の結果睡らんとするや監督者は之を鞭ち若くは水桶に投じて强ひて眠を覺まさしめ以て勞働を繼續せしめた。四五歲の兒童にしてかくの如き過激の勞働に服さざるを得ざるものあり、七八歲の兒童にして十六七時間勞働に服さゞるを得ざるものあり、其の結果十數年ならずして工業地方に於ける兒童は概ね不具畸形兒たらざるを得ざるに至つた。勞働運動の烽火はこれ等の地方に擧げられ、勞働者保護の必要はこれ等の地方を對象として說かるゝに至つたのは洵に當然といはざるを得ない。勞働者保護は工場工業、鑛山業に於て起つたのであるが、國家がこれ等の法規を制定するに對しても資本家側は激烈に之に反對した、其の反對の理由は勞働者の保護は其れ自身決して反對する理はないが、如何んせん、爲に生產費を增加し其の結果は競爭に堪へざらしむ、故に國家が勞働者を保護して資本家にこれ等の束縛を加ふるは宜しくないといふのである。然し、これ多くは詭辯に過ぎないので、勞働者の保護はこれ等の企業の存續を危くするといふのであるが、企業家資本家は爲に其業を繼續すること能はざるに至るかといふに決して然らず、依然として相當の收入所得を得て相當の生活を營むのである、企業家の中、失敗したるものなきに非ざれども、其れは勞働者を厚遇したるが爲ではなくして企業間の競爭に敗れたが爲である。各國に於て資本家等の反對あるに拘らず勞働者保護法は徐々として進捗すると同時に其の保護規定は獨り工場鑛山業のみならずして其他の業務に從事する勞働者に及ぶに至つた。勞働者保護法の最初のものは英國であつて、試驗的に鑛山業に從事する勞働者竝に纖維工業に從事する勞働者を保護し、之によりて得たる經驗を基礎として保護の範圍と程度を厚からしめんとしたのである。從つて其の保護はこれ等の業務に從事する勞働者全部に及びたるものではなく女工と未成年工を保護したのである、蓋しこれ等の者は最も保護を必要としたものであるからである。英國が保護の必要最も急なるものから着手したのは同國人が形式より實質を尙ぶからではあるが、一面には保護法規を設くることが焦眉の急を告

ぐるものであるに拘らず、資本家側は之を以て不必要なるものとしたから政府としては一擧に廣汎なる保護法規を設くることが困難であつたからである。されど、社會情勢は勞働者法規の必要を告げ遂に其の制定を見るに至つたのである。初めは其の法規は甚だ簡單不備のものであつたが、時を經るに從ひ漸次複雜廣汎となるに至つた。歐洲諸國の勞働者の保護法も大體に於て英國に於けるが如く初めは夥多の反對等に阻まれてゐたが、次第に荊棘を開いて其の制定を見るに至つたのである。

歐洲諸國は英國の例に倣ひて鑛山業工業に從事する勞働者特に女工竝に未成年工に對し保護規定を設くるに至つた。勞働者保護法は社會思潮の變遷と經濟の發達とに伴ひ漸次發達するに至つたのであるが、歐洲戰爭後は更に一段の發達をなすに至つた。蓋し戰爭程人民の權利を伸展せしむるものはない。戰爭に於て有終の美をなさんとするには民衆の協力を必要とするは明であつて之が爲には民衆の要求に耳を藉さなければならないから、戰爭が民權を伸展せしむるは古來の歷史に徵して明である。況んや歐洲戰爭の如き歐洲文明國

が國力を賭して雌雄を決せんとするものに於てをや。故に勞働者保護法規がこゝに一新紀元を劃して長足の進歩をなしたるはいふまでもない所であつて、諸文明國は或は條約を締結して勞働者の保護に協力し、更に進むで勞働者保護の程度の厚き國は相結んで勞働者保護の程度の薄き國の輸出品に對し高率の輸入稅を課し以て其の輸入を妨げ自國の産業を守らんとするに至つた。其の理由とする所は勞働者を不當に酷使して以て生産費を輕減し之によりて生産品の販路を擴張せんとすることは獨り其國の勞働者に害を加ふるのみならず、他國の産業及び勞働者に害を加ふるものであるから、これ等の國の生産品の輸出を妨害することによりて勞働者の保護を全うしなければならないといふのである。而のみならず、勞働者の利益を代表する政黨は何れの國に於ても俄に勢力を增加し議會に於ても議員の數を增加して以て勞働者の利益を進捗すべき議案の通過に力を盡したるのみならず、英國の勞働黨の如く俄然其勢を得て政權を其手に掌握するものあるに至つたのであ

る。學者は民本主義の發揚と稱する所以である。

二〇　勞働者保護

勞働者保護の意義

勞働者の保護は之を廣く解する時は勞働者の肉體的竝に精神的幸福を進捗すべき諸施設を意味するのであるが、これは餘りに廣きに過ぐるが故に、普通學者の解する所によれば勞働者保護とは勞働者が雇傭關係に基き行ふ勞働により脅さるゝ肉體上竝に道德上の損害に對し之を守らんとすることを意味するのである。肉體上の損害と道德上の損害とは事實分離す可らざるものであつて互に因果關係に立つものである。勞働者の被るべきこの種の危害は鑛山業大工業等大規模の機械を運轉利用するものに於て最も多からざるを得ざるを以て、之を防止すべき規定も亦夙に發達し複雜ならざるを得ない。歐洲戰爭後に於ける勞働者保護の規定を要約すると

第一、勞働時間の制限　前にも陳ぶる如く產業革命後に於ては勞働時間に關して法律上制限はなかつた。從つて資本家は成るべく多く生產をなさしむる爲に勞働者をして長時間勞働せしめたるのみならず、婦女子未成年工に對しても何等斟酌することはなかつた。其の結果婦女子の如きは數年工場勞働に從事する時は健康を害し後に結婚するも子女を擧ぐることを得ざるに至つた。かくの如きは其國の勞働力を銷磨するものであつて其の經濟の將來につき深憂せざるを得ない。又未成年工の長時間の勞働は其の勞働者の健康を害すること甚しく遂には不具者となるものも少くなく、これ又其國の勞働力を銷磨するものであつて、其の經濟の爲に深憂せざるを得ない。男工とても長時間勞働の爲に婦女子未成年者の如く健康を害するものではないが、其れにしても健康を害すること少からざるは疑を容れざる所であつて、國家が法律を以て勞働時間に制限を設くる必要あるは多くいはずして明である。後にも陳ぶる如く文明國に於ける勞働時間の制限は原則として八時間であつて、諸國は法律に之を明規するものあり、國によりては之を憲法の條文中に明規するものがある。尚勞働時間に制限を設くると同時に夜間の勞働を禁じ、又は之を制限する必要がある。蓋し夜間の勞働は健康を害すること多く、假令、晝間之に對して休憩を許すも其の健康を恢復し難いのである。更に長時間勞働する者に對しては一定

時の休憩をなさしむることが必要であり日曜日祭日には休息をなさしむることが保健上必要であるから之等につきて法律上規定を設けてゐる。

第二、業務上の制限　近年工業の驚くべき發達は生産額を增加したること少くはないが、機械等を利用する勞働は勞働者に災厄を被らしむることが少くなく、これ等の災厄を豫防せしむる設備を勵行するの必要なるは明白である。而のみならず、原料等の中には勞働者の健康を害するものなきに非ず、これ等のものを使用することが技術上必要であつて、之を絶對的に禁止すること能はざるにしても其害を最小限度になすが爲に相當の制限をなすことが必要である。其他業務上衞生竝に風俗上相當の制限をなすことが肝要である。諸國は之を工場法等に規定せざるはない。

第三、女工、未成年工の保護　女工、未成年工の勞働に對し特に制限を設け、其の健康等を保護するの必要なることは前にも數々陳ぶる所である。男工も同じ危險に曝されてゐるにもせよ、女工等に比し自ら守ることが比較的に出來るのであるが、婦女子未成年者に至つては自ら守ることは出來ないから特に之が保護の規定を設けなければならない。婦女子は產前產後相當の期間勞働を制限し其の健康を衞らしめなければならない。未成年者に對しても勞働の種類と時間につき相當制限を設けることが必要である。

第四、家內勞働者の保護　諸國の保護法の沿革に徵するも、工場勞働等につきては勞働者保護法の規定は比較的早く發達したが、家內勞働者に對しては其の規定を缺如してゐた。然るに近年に至つてはこれ等の勞働者に對しても相當の保護規定を設くるに至つた。

二一　我國工場法の制定

我國に於ける工場法の制定は社會政策的施設の魁をなすものであるが、諸外國に於けると同じく、紆餘曲折、夥多の反對に遭遇し其の成立は仲々容易でなかつた。而して其の遭遇した反對は概ね資本家側からの反對で、我國の工場法規が諸外國に比し勞働者に薄くあるは實に已むを得ざる所である。資本家がこの種の立法に反對したのは、當業者のこの種の問題に對する認識不足の致す所であつて、勞働者の待遇を良くするのは生產費を增加し爲に利潤を減少し企業

の基礎を危くするものであるとなしたからである。明治四十一年工場法案が我衆議院に上程せられて討議せらるゝや、資本家の利益を代表せる一議員は、「この法案を通過せしめざる時は我國は滅亡せざるを得ざるや」と政府に質問したるものがあつた、この種の問題に對する認識の程度を想像することを得る。

我國政府が工場法の調査に着手したのは、實に明治十四年四月農商務省が内務省より分離したる時に初まる。卽ち其の翌年工務局内に調査課を設け、勞役法及び工場條例に關する材料を集むるが爲に、府縣に移牒して職工及び工場に係る現在の狀態及び慣習を調査報告せしめたのであつた。爾來幾多の變遷を經て四十四年三月工場法の制定を見るまでには約三十年を經過し、又工場法案の稿を改むること百數十回の多きに及んだのである。

政府が夙に工場法の立案に着手したに拘らず世上で之を問題としなかつた。其の問題となつたのは明治三十一年九月工場法案を商業會議所に廻附諮問したるに初まる。全國商業會議所の大部分は制定の必要を答申したが、一部分は尙早を答申したのである。同年十月第三回農商工高等會議に工場法制定の要否を諮問した所が、同會は討議の末大修正を施した。同月末工務局は廢止せられて關係事務は商工局に移管せらるゝに至り、三十二年四月農商工高等會議で修正せられた法案を各地方長官に諮問したるに、東京市外十五縣は答申書を提出したが、二三の縣では尙早を說き、其他の縣では其の制定を贊成したから、政府は遂に同法案を議會に提出せんとした所が會々内閣が更迭し爲に之が提出を見ること能はなかつた。明治三十三年度より臨時工場調査費を得るに及び、臨時工場調査職員を設け、商工局工務課に工場調査掛を置き、既往の事實竝に外國の事情法制を調査し、工場及び職工の現狀と其の弊害を明にし之に基きて工場法案を起草し、三十五年十一月其の要領を關係各省、地方長官、商業會議所に廻附し其の意見を徵した。其の答申の中尙早を說いたものもあつたが、大多數は之に贊成したのである。政府は之に多少の修正を加へて議會に提出せんとするに至つた。然るに日露戰爭が突發し之が提出の時機を失するに至つた。

日露戰爭が終を告げ、我經濟界は一般的飛躍をなすに至り、勞働問題は次第に世人の注意を惹くに至り、工場法制定の必要を痛感するに至つたが故に、こゝに

工場法案を反覆審議して明治四十二年に法案の說明と題する冊子を編纂し、之を關係各省、各地方長官、商業會議所、大日本蠶絲會、大日本紡績聯合會、日本工業協會等に廻附し其の意見を徵した。法案の內容につき異議なきに非ざれども、其の制定の必要は之を認むるに至つた。政府はこれ等の答申に基きて若干の修正を加へ第二十六議會に提出した。議會は十九名の委員に附託して調査せしめたのである。提出案の發表あるや、資本家側は之に對し非難の聲を擧げ特に夜業禁止に對し激烈に反對をなし、其の結果否決となるべき形勢を見るに至つたから、政府は調査修正の必要ありとして之を撤回した。

明治四十三年工場法案を修正し、之を關係各官廳、關係各團體に諮問し、其の答申案を添へて生產調査會の議に附した。

生產調査會は諮問團體等の意思を參酌して若干の修正を加へた。政府は其の修正には大體同意を表すべきものであるとなして內務省と合議の上第二十七議會に提出した。衆議院は十九名の特別委員に附託して審議せしめ若干の修正を加へて之を通過した。貴族院は衆議院の修正を是認して之を通過した。

明治四十四年三月遂に三十年の懸案であつた工場法はこゝに成立するに至つた。其の議會の協賛を得たのは三月二十日のことであつて、之が實施に伴ふ費用を得ること能はざりしを以て之を實施すること能はず、其の結果大正五年に至りて漸く之が實施を見るに至つた。其の制定竝に實施の遲延したのは勿論資本家側の反對が其の背景をなすものであるが、財政緊縮等の爲に其の實施を見るに至らず更に政府部內に於ても其の問題に對する認識に不足する所があつたことが主なる原因をなすものといはざるを得ない。尙又其の法規が諸外國の法規に比較して不備なるも亦其の所である。政府が之を成立せしめたのは、一旦之を成立せしむるを得ば、漸次不備の諸點を修正して文明國の水準にまで之を高むることは決して不可能でないとしたからであらう。

以上は我工場法の制定が三十年の星霜を經たる經緯を略述したものである其後數々改正を見たるのみならず關係法規も亦改正增加を見たから之が內容を詳述することは煩はしいから工場法を中心として法規の中主なる事項のみにつき若干の解說を試みよう。

第二章　勞働時間の制限

勞働時間の制限

二二　勞働時間の制限

勞働者をして長時間勞働せしめて其の健康等を顧慮せざることは、資本家より見れば比較的廉價に勞働せしむることに當り、從つて生產費を低減するものなりとするも、勞働者にとりて氣の毒なるのみならず大にしては其國の勞働力を銷磨するものなれば、法律を以て之を制限する必要なるは前章既に之を略述した。勞働時間に最長限度を法定し之を超ゆるを許さゞるはいふまでもなく勞働者の健康を顧慮するからである。然るに、場合によりては勞働時間に最長限度を設くるは賃銀の標準を示すものであつて、之より長く勞働せしむるも差支ないがかゝる場合には之に準じて賃銀を割增しなければならないとするものがある。かくの如きは法律の精神を忘れたものといはなければならぬ。又勞働時間に制限を設くるは其の時間經過後他の工場に赴きて若干時間勞働するものを生ずるを以て許す可らずといふものがある。この論の如きは勿論暴

論である。勞働者にして他の工場に赴きて若干の賃銀を得んとするものありとせば、勞働者の短見にして許す可らざるのみならず、其の健康を害する危險を冒すものといはねばならず、若しかゝる勞働をなすに非ざれば生活すること能はずといふならば、初めの工場にて支給する賃銀が不當に低廉なるが故であつてこのことにして事實なりとすれば法律にて賃銀の最低限度を規定する必要があるといはざるを得ない。

勞働時間に制限を設くるは、かくの如き意味にて之をなすに非ずして、其の國民の健康より見て勞働時間に制限を置かんとするものである。然し勞働時間に制限を設けたる以上は如何なる場合にも之を超過せしむ可らざるか。理論としてはしかなければならないが、事業界には自ら繁閑があつて、此の繁閑は景氣の好況なると否とにより生ずることがあると同時に、生產の種類によりて生產の性質上季節によりて繁閑があることがある。たとひ勞働者の健康の爲なりとはいへ、これ等のことを全く顧慮せず一律に勞働時間に制限を設くるは餘りに資本家の利益を無視するものといはなければならず、之を勵行せんとすれ

ば資本家の反對を受けてこの制限を設くることは出來ない結果になることなしとしない。從つて多くの國に於て勞働時間の最長限を法定し置きて、場合によりては行政官の許可を得て一定限度の時間丈之を延長し得ることゝなしてゐる所がある。我國の工場法の如きは其例である。職工の勞働時間を一日十一時間とし、器械生絲製造の業務、紡績の業務及び地方長官の告知したる工場に於ける輸出絹織物の業務の三業務については、大正二十年八月三十一日まで十二時間迄延長することを得、臨時必要ある場合に於ては工業主は其の都度豫め行政官廳に届出で一月につき七日を超えざる期間、就業時間を二時間以内延長することを得。季節に依り繁忙なる業務に付ては前記特例の外に工場法第八條第四項の規定に依り時間の延長を行ふことを得とある。十一時間の制限すら諸文明國の法規と比較して長きに失すと考へらるゝに拘らず、更にこの種の例外を認むるが如きは、資本家側の反對あるにもせよ法外といはざるを得ない。我國が文明國と伍す以上は少くとも勞働者の保護規定を文明國の水準にまで高むることが肝要である。勞働時間の制限に多少の伸縮性を加ふるものゝ中で一日の最長限度を定めずして一週間の勞働時間を規定し其中で或程度までの伸縮をなさしむるものがある。英國の工場法の規定の如きは其例である。

諸國の法制の中には女工竝に未成年工の勞働時間に制限を規定するが、男工に關しては何等の制限を設けざるものがある。男工に對して保護する必要なしといふのではない、女工、未成年工の勞働する工場に於て、女工、未成年工が多く勞働する場合には男工も自然勞働の制限を受くる結果となるから、之に對して法律を以て之を制限する必要がないといふのである。

勞働時間の最長限度を八時間とすることは現今文明諸國の通則となつてゐる。この通則が確立する迄には相當長き沿革を要したことで、其間賛否の論が相當喧しかつた。勞働者が勞働時間の短縮を希望し之が運動を起したのは英國に於て未だ社會立法が制定せられなかつた時からであるが、當時は八時間制の要求を發表したのではなかつた。八時間制を提唱したのは實にロバート・オーエンであつた。オーエンは一八一七年工業經營の見地から勞働時間を觀察して八時間が最も適當であると說いた。然し、資本家側は之に耳を藉さなかつ

た。英國が一八三三年工場法に於て繊維工業に勞働する未成年工に對し一週四十八時間以上勞働せしむ可らずとの規定を設くるや、オーエンの如きはこの制限は獨り未成年工に限るべきでない、有ゆる勞働者に及ぼすべきである、勞働時間にこの種の制限を行ふも技術上の進歩は之を償ふて餘ありて其の以上の勞働時間を必要としないことを力說したのである。學者竝に知識階級の者は概ね之に贊成したのであるが未だ實行せらるゝに至らなかつた。特に鑛山業に從事する勞働者の勞働組合が之を提唱したるのみならず、之を標榜して同盟罷業を起して慘敗するや、この種の運動は一時頓挫するに至つた。一八八九年七月巴里に開かれた社會主義者の國際會議に於て勞働問題の解決は勞働時間の制限を以て第一歩としなければならぬと議決し、翌一八九〇年五月一日を期し大工業地を通じ八時間勞働制につき一大示威運動を起すべきことを議決したのである。爾來五月一日の示威運動は間斷なく行はるゝに至り、之を勞働祭と稱するのである。英國では一八四八年工場法に於て十時間制を採用して容易に改めず、佛國は一九〇四年和蘭は一九一三年十時間勞働制を採用したが、獨逸等に於ては未だ十時間制を採用することにまで進まず、一九一〇年女工竝に未成年工に對して十時間勞働の制限を設けたに過ぎなかつた。これ等の文明國に於てすら容易に八時間勞働制を採用するを肯んぜず、況んや其他の國に於てをや。然るに歐洲戰爭は勞働者の勢力を俄に增加したが爲に、さしも實行を難じた八時間勞働制の法的承認は同戰爭の終局に近づくに及び、多くの國に於て實現するに至つた。獨逸は一九一八年十一月、其れに次で墺國、ポーランド等は之を宣し、一九一九年には佛蘭西、西班牙、葡萄牙、和蘭、丁抹、伊太利等が相次でこの制を採用し、一九一九年十月ワシントンに於ける國際勞働會議に於て勞働時間の制限は一日八時間一週四十八時間となすとの決議を見るに至つて八時間勞働の原則が確立したといふことが出來る。八時間勞働制の原則の確立したことは其れ丈でも勞働者にとりて利益であるといはざるを得ない。勞働時間が餘りに長く、而かも勞働が甚だ單調であり機械的である時は、勞働者は其の力を消耗し其國の勞働力の減退を招徠するに至ることは前に數々陳べた所にして、こゝに八時間勞働の原則が確定したことは勞働者にとりて一大福音である

といはざるを得ない。然し資本家側では容易にこの原則を承認せず、其の之を承認しないのは勞働時間を短縮する時は其れ丈生産額を減少する虞があり、生産額にして減少せんか、生産費は勢ひ增加せざるを得ず、生産費にして增加すれば生産品の價格が騰貴しなければならないから、其の需要、販路は縮小せざるを得ない。尙生産技術の進歩せる國にては之を以て或程度までは補ひ得るにもせよ、生産技術の未だ進歩せざる國にては之を補ふことを得ず、從つて競爭上落後者たらざるを得ない。而のみならず、生産額にして減少せんか、今日の工業にては機械其他の設備に資本を固定することが少くないから到底相當の利潤を擧ぐることを得ない結果を見るに至るであらう。このことにして誤なしとすれば、資本家として其の企業を繼續するには勞働者の賃銀を減少するか、勞働者の數を減ずるより外に途はなく、勞働時間の短縮は一見勞働者にとりて利益なるが如くにして其實勞働者に不利益を來すものである、故に資本家よりいふも勞働者よりいふも之に反對せざるを得ないといふのである。然らば勞働時間の短縮はかゝる結果を招徠するであらうか、これは學者等によりて頻りに研究

せられた所である。試みにこれ等の研究の二三について紹介しよう。

資本家が賃銀を出して勞働者をして勞働せしむるはいはゞ勞働の結果を買はんとするものであるから、假令賃銀が高くあつても其の高い割合に比しより多く勞働の結果があつたならば、資本家より見て其の賃銀は比較的廉いといはなければならない。勞働時間を適當に短縮することは賃銀を其れ丈高くしたことに當るが、勞働時間を短縮した爲に勞働能率を高め勞働の結果を多くする時は、資本家にとりて不利益でないのみならず却つて利益であるといへる。勞働時間の短縮が、勞働能率を高むるかにつきては多くの者によりて經驗せられた所であつて、適當に勞働時間を短縮することは寧ろ利益であると結論せられてゐる。これ等の經驗の中で最も有名であるのはアッベ博士の經驗である。

アッベはツァイス眼鏡工場の經營者である。勞働者を集めて、「諸君が勞働時間の短縮を希望するは諒とする所である。然し濫りに勞働時間を短縮したが爲に生産額を大いに減ずれば經營として收支償ふこと能はざるべし、これ經營者として堪ゆること能はざると同時に諸君にとりても亦不利ならざるを得ない、

故に試みに八時間勞働制によりて生産等に如何なる結果を生ずべきかを見ん、若し之が爲に良好なる結果を見れば同制度を採用せん」と試驗的に同制度を實施した所が、生産額に何等の減少を見ざるのみならず、生産品の品質は或程度まで改良せられたのである。由是觀之、勞働時間を適當に短縮することは生産に害を致すものではないことを知ることを得る。

ゲーヘルニッツは其の著『大工業論』に於て「世上で勞働者と資本家とは利害相反するが如く考ふるものがあるが、これ眞相を知らざるものである。文明の進歩し勞働者保護の程度の高き國に於ては勞働者の勞働能率高く、比較的多くの生産をなすことを得るが故に資本家に決して不利を來すものではない、從つて勞働者と資本家とは少くとも或程度までは利益調和するものである」と論じてゐる。この種の研究を列擧すれば甚だ多い。

勞働時間を短縮することによりて勞働能率を增加することを得るは、勿論程度のあることであつて、濫りに勞働時間を短縮する時は生産額を減少し資本家に不利益を來すのみならず、其の結果は勞働者にも不利益を來さゞるを得ない。

其の程度は國民の勞働力に關係するものであつて一樣にいふことを得ないが、勞働によりて生ずる疲勞が其日の休憩によりて明日までに恢復するを以て適度としなければならない、歐洲諸國の勞働者にとりては八時間前後を以て適度とすることが出來る。この見地よりすれば我國の勞働者は體格よりいふも歐洲勞働者に劣つてゐるから、其の疲勞を翌日までに恢復し澁滯として勞働せしむるには勞働時間は歐洲よりも短くしなければならない理である、然るに我國の工場に於ては反對により長き時間勞働せしむるは、勞働者が從順であつて不平をいはないにもせよ、國民經濟上慶ぶべきことではないといはざるを得ない。

夜業の制限も勞働時間の制限と同じく勞働者の健康上必要である。蓋し夜間の勞働は晝間の勞働に比し健康を害すること甚しく、假令晝間休憩を許すにしても事實上健康を恢復すること難きが故に、勞働者の健康を顧慮する時は法律上少くとも相當の制限を設くること肝要である。多くの國の勞働法には女工、未成年工、所謂保護勞働者には夜業を禁ずるのである。夜業とは普通午後六

時より翌午前六時までの勞働を意味する。英國では午後九時より午前六時まで保護勞働者の勞働を禁ずるのであり、其他の國にても約同樣の規定がある。この點に於ても我國の工場法は諸國の工場法に比し苛薄である。卽ち保護職工は午後十時より午前五時までは勞働せしめてはならない、換言すれば深夜業の禁止である。深夜の期間は原則として午後十時より午前五時迄であるが、地方長官の許可を受けた時は午後十一時迄就業せしむることを得るのである。この點につきても我國の工場法は苛薄であるといはざるを得ない。

勞働者をして間斷なく勞働せしむることは身心を疲勞せしむるものであるから、一方に於ては勞働時間に規則正しく休憩時間を設けて身心の疲勞を緩和せしむると同時に、適當の期間を置きて休日を設け其の日には終日勞働せず以て平素の疲勞を醫せしむることは勞働者にとりて必要であると同時に經濟社會にとりても亦必要である。從つて文明諸國では法律を以て之を規定してゐる。

休憩時間は普通午餐後一時間、午前、午後各三十分前後の休憩時間を設けてゐる。午餐時の休憩も女工にして家事を顧みなければならないものには便宜多少の延長を許してゐる國もある。これは勞働する者をして休憩せしむるに止らず、工場勞働の如き比較的長き時間家庭を離れて勞働しなければならぬものには家庭を其れ丈破壞することに當るから少くとも休憩時間でも之を顧みしめんとする趣旨に出づるのである。我國の工場法では十六歲未滿の者及び女子に對しては一日の就業時間が六時間を超ゆる時は少くとも三十分、十時間を超ゆる時は少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に設くべきことを規定してゐる、但し三十分又は一時間の休憩時間は一回に之を與ふることを要しない、二回又は三回に分割しても差支ない、而して休憩時間は就業時間中に設くるは勿論、之を就業時間中に算入するのである。休憩は原則として職工の全員をして一齊に之を與ふるを要し其の時間內は成るべく機械の運轉を止むると共に職工をして現場を離れて戶外の新鮮なる空氣に觸れしむることを希望してゐる。尤も作業の性質其他の事情に依り全工場一齊に休憩せしむること能はざる時は地方長官の許可を得て交替による休憩を與ふることを得る。

法定の休憩時間以上に休憩を與ふることは差支ないが、休憩時間は就業時間の中であるから之に依つて就業時間を延長することを得ない、唯例外として夏季に一時間を超ゆる休憩時間を設けたる時は工業主は行政官廳の許可を得て其の超えたる時間以内就業時間を延長することを得ることである。これは夏季溽暑の際に勞働者をして午睡をなさしむる場合は休憩時間を延長せしむることになるから、其の代り就業時間を延長することを認めたのである。

多くの國に於ては日曜日及び祭日を休日とするものがある。日曜日を休日とする時は一月四回の休日を得せしむることになる。其外に祭日を休日とする時は勞働者をして相當休養をなさしむることを得るのである。文明諸國でこれ等の休日を法律にて制定することは、勞働者又は其の利益を代表する者から要求したものではなく僧侶等から要求し政府が之を容れたのである。蓋し日曜日休日を法定せざる時は、寺院に詣でて說教等を聽くもの少く從つて宗教上面白からぬ結果となるから、さてこそ其の休日制を法定せしめんとしたのである。日曜日を休日とする時は週日に於ける疲勞を休養することになつて勞働者の保健上宜しいが、祭日の休日に至つては、クリスマスを初め二三の大祭日を休日とすることには異議はないが、耶蘇教にても宗派によりては祭日の數甚だ多く、露國の如きになると百日近くの祭日があるといふから日曜日と併せて百四五十日を休日としなければならず、かくては就業日數が少くなりて生産に障害を來す虞がある。由來舊教國にてはこの種の祭日が多いから佛國の如きは日曜日祭日を原則として休日とし、法令を以て之を制限することにしてゐる。我國では耶蘇教國ではないから勿論之に則る必要はない、然し我が法規では工場法第七條に工業主は十六歲未滿の者及び女子に對し毎月少くとも二回の休日を設くべきことを命じてゐる。但し深夜業の許されてゐた時にこれ等の場合には毎月少くとも四回の休日を設くることを命じてゐた。

歐洲諸國の日曜日休日制を設けた國に於ては之に關聯して二三の問題を生じた。日曜日を休日とすることは、獨り工業鑛山業に從事するものに限らず商業にも及ぶものであるから、有ゆる店舖は閉されることになり、從つて勞働者の家婦等は必要なる物品を購ふことを得ない結果を生ずる。故に土曜日半日を

休日としてこれ等の用事を處辨せしむべしとの要求をなすに至つた。

更に日曜日を宗教上神聖に保つならば問題はないが、勞働者の中には土曜日に賃銀が支給せらるゝに乘じ、之を携へて酒舖等に入りて之を濫費するものが少くはない。爲に、勞働者の健康に惡結果を來すのみならず、勞働者の家計にも惡結果を來すことになるから勞働者の家婦等は團結して賃銀は須らく土曜日に支給せずして其他の週日に支給すべきことを要求するに至つた。事は小なるに似て其實然らざるものである。

第三章　業務上の制限

二三　業務上の制限

近代工業にては機械力を用ひ、衞生上有害なる材料を使用するから、勞働者が操業中危險を冒し、疾病等にかゝる虞が少しとしない。法律にて之を防止する途を講ずることは必要である。從つて文明諸國にてはこれ等の規定を設けてゐる。これ等の規定は主として技術的制限に關聯するものと、一旦其の危險にかゝり災厄に陷りたる場合の救濟に關するものとである。

我國の工場法では十六歲以上の男工に對しては操業上何等の制限なきを原則とするが、十六歲未滿の者及び女子卽ち所謂保護職工に對しては危險又は衞生上有害と認むべき業務に就かしむることを禁じた。其の業務の種類は工場法第九條第十一條に基き施行規則第五條及び第六條に左の如く特定してゐる。工場法第九條は保護職工全部に對し就業を禁ずる業務に關するものであつて

1. 原動機、電氣機械其他の機械又は動力傳導裝置に附屬する勢輪、曲柄（クランク）、連接（コンネク）

桿(チングロッド)、クロスヘッド桿(クロスヘッドピストンロッド)、喞子桿、發電機の「コンミュテーター」、轉子、鋭利なる刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手(カップリング)又は之に準ずべき危險なる部分を其の運轉中に掃除、注油、檢査又は修繕する業務

2. 危險なる方法に依り運轉中の機械又は動力傳導裝置に調帶、調索の取附け又は取外しを爲す業務

3. 汽罐の焚火、給水弁、阻汽弁の開閉又は安全弁の取扱

4. 發電機、電動機、發電機の抵抗器若は變壓器の取扱又は高壓電線の接續

5. 鋸機に木材を送給する業務

6. 危險なる齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索にして完全なる柵圍其他危害豫防裝置なきもの又は之に準ずべきものに接近して行ふ業務

7. 完全なる柵圍其他の危害豫防裝置なき車軸道、足場其他之に準ずべき場所に於ける業務

次に工場法第十條は十六歳未滿の者に對し就業を禁ぜらる。

1. 砒素若は水銀又は其の化合物、黄燐、硫化燐、チアン水素酸「チヤンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其他之に準ずべき毒劇性料品を取扱ふ業務

2. 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム「エーテル」、二硫化炭素其他之に準ずべき發火性又は引火性の料品を取扱ふ業務

3. 壓縮瓦斯又は液化瓦斯を取扱ふ場所に於ける業務

4. 火藥、爆藥又は火工品を取扱ふ業務

5. 金屬、鑛物、土石、骨、角、襤褸、獸毛、棉、麻、藁等の塵埃、粉末を著しく飛散する場所に於ける業務

6. 砒素、水銀、黄燐、鉛、チアン水素酸「フルオール」、「アニリン」、「クローム」若は「クローム」又は其の化物其他之に準ずべき有害料品の粉塵、蒸氣若は瓦斯又は酸性瓦斯を發散する場所に於ける業務

7. 多量の高熱物體を取扱ふ業務又は金屬、鑛物、土石類の熔融若は煆燒を爲す高熱の場所、高熱の乾燥室其他之に準ずべき場所に於ける業務

尙工場及び附屬建設物竝設備が危害を生じ又は衞生、風紀其他公益を害する

勞働者の災害に對する扶助

虞ありと認むる時は地方長官は豫防又は除害の爲必要なる事項を工業主に命じ必要と認むる時は其の全部又は一部の使用を停止することを得ることになつてゐる(工場法第十三條)。

勞働者が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡した時は、業主は之に對して扶助をなさなければならない。昔時はこれ等の場合に於ても工業主に重大なる過失があつた場合は兎に角、其他は勞働者の過失等に出づるものであるとして何等救濟をしなかつた。工業主に重大なる過失ある時は救濟を求むることを得るけれども、之を證明することは困難であるから、結局勞働者は何等の救濟を求むることを得なかつた。これは勞働者にとりて甚だ冷酷であるといはざるを得ない、工業主が生産等をなさしむる以上は之に對し一切の責任を負擔しなければならない。機械其他の設備が損傷した時は之が負擔をなさなければならない如く、勞働者が業務上負傷したり、疾病に罹り又は死亡した時は之が負擔をなさなければならぬものである。其の扶助は(一)療養の扶助(二)休業扶助料(三)障害扶助料(四)遺族扶助料及び葬祭料の四とする。

(一)　療養の扶助　業務上負傷し又は疾病に罹りたる勞働者に對し工業主は其の全癒又は死亡する迄は自己の費用を以て療養を施すか又は勞働者に對して療養に必要なる費用を支給しなければならない(令第五條)。尤も療養開始後三ヶ年を經過するも治癒しない場合には賃銀五百四十日分の打切扶助料を支給して以後一切の扶助を打切ることを得る。又健康保險に依り療養又は療養費の支給を受くる間はこの扶助を必要としない。

(二)　休業扶助料　勞働者が療養の爲め勞働すること能はざる時は、工業主は之に對し初めの百八十日內は一日につき賃銀の六割を支給し、其後は賃銀の四割を支給しなければならない。但し三ヶ年を經るも尚治癒しない時は打切扶助料により前號の扶助を打切ると同時に休業扶助料も打切ることを得るのである。

(三)　障害扶助料　勞働者の負傷又は疾病が治癒しても之が爲に不具癈疾其他の障害を存する時は工業主は其の障害の輕重に應じ左の障害扶助料を支給しなければならない。

一、終身自用を辨ずること能はざるもの　賃銀五百四十日分以上
二、終身勞務に服すること能はざるもの　賃銀三百六十日分以上
三、從來の勞務に服すること能はざるもの、健康舊に復すること能はざるもの又は女子の外貌に醜痕を殘したるもの　賃銀百八十日分以上
四、身體を傷害し舊に復すること能はずと雖も引續き從來の勞務に服することを得るもの　賃銀四十日分以上

（四）遺族扶助料及び葬祭料　勞働者が業務の爲に卽死し又は負傷疾病の結果死亡した時は、遺族は從來其の勞働者に賴りて生活してゐたものであるから、工業主をして遺族又は勞働者の死亡の當時其の收入に依りて生計を維持した者に賃銀三百六十日分以上の遺族扶助料を支給しなければならない。

勞働者が死亡した時は工業主は葬祭を行ふ遺族又は勞働者の死亡の當時其の收入によりて生計を維持したるものにして葬祭を行ふものに賃銀三十日分（其の金額にして三十圓に滿たざる時は三十圓）以上の葬祭料を支給しなければならない。

業務上の勞働の制限は兎に角勞働者が負傷し疾病に罹りたる場合に於ける扶助は、之を歐洲諸國の同種の法律に比しなほ未だ保護の程度薄いようである。如何なる程度まで其の保護を厚ふすべきかにつき妥當なる標準はないが、せめて諸國の水準まで之を上らせることを希望せざるを得ない。

第四章　未成年工竝に女工の保護

未成年工竝に女工の保護

二四　未成年工竝に女工の保護

諸國の工場法は未成年工竝に女工の保護に起因したものであることは前にも陳べた。蓋し男工は微力とはいへ尙其の利益を守ることを知るけれども、未成年工竝に女工に至つては男工に比し自ら其の利益を守ることは出來ないから、國家は之に對し特に保護するの必要あるはいふまでもない。未成年工竝に女工に對して行ふ保護は自ら勞働者全體に對する保護の標準ともなるものであつて、男工に對して特に保護の規定を設けなくとも自ら之を保護することになるのである。

未成年工の保護

未成年工に對する保護は第一には何歲より勞働するを許すかの問題と併せて何歲までの勞働者を未成年工として之を保護すべきかの問題と、第二にはこれ等未成年工の勞働に對して如何なる程度の制限を設くべきかの問題を含み、婦女子の勞働に對しては第一には如何なる程度の制限を加ふべきかの問題と、第二には母性として特に如何なる保護をなすべきかの問題を含むのである。

工業勞働者の最低年齡は國によりて同じくはない、低きは九歲を以て最低年齡とするものあり、十四歲を以て最低年齡とするものがある。蓋し南方諸國では身體の發育が比較的早いから、早くより勞働を許すも身體に故障を來すことはないが、北方の諸國では身體の發育がしかく早くないから、早くより工場勞働の如き比較的過激なる勞働を許す時は身體の發育に故障を來す虞がある。從つて最低年齡を高くする必要がある。

これ等の幼少年工の勞働に對しては勿論保護職工として勞働を制限し之を保護しなければならないが、其種の保護が何歲にまで及ぶべきか、諸國の法制は一樣ではないが、普通は十六歲を以て未成年工と成年工の境界線となすのである。換言すれば滿十六歲に達する時は勞働法制上成年に達したものとして特に保護をせざるのである。而して未成年工に對しては一樣の保護規定を適用する國があるが、國によりては之を二分し幼年工と少年工となし、幼年工に對しては特に保護の程度を厚くするものがある、英國の如きは其例である。幼年工

と少年工との分界線は十四歳である。我國では十二歳未滿の者又は十四歳未滿にして尋常小學校の教科を修了せざるものは之を一定の工業に使用することを得ない(工業勞働者最低年齡法第二條)。卽ち十四歳以上の者につきては尋常小學校の教科未了のものでも之を使用することを得るが、其れ以下のものゝ中十二歳以下のものは絶對に使用することを得ざると共に、十二歳以上の者にして尋常小學校の教科を修了したる者は之を使用することを得せしむるのである。工場では其の十六歳未滿の勞働者につき名簿を調製して作業場に備え付け名簿には年少者の住所、氏名、生年月日及び學歷、尋常小學校の教科を修了したものは其の修了した尋常小學校名及び修了年月を、尋常小學校の教科を修了せざる者には其旨を記載することを要する。但し工場法の適用を受くる工場、鑛業法の適用を受くる鑛業に於ては職工名簿又は鑛業名簿があるから工業勞働者最低年齡法に依る名簿を作る必要はない。これ等の規定はいふまでもなく監督上必要と認めたからである。勞働者にして滿十六歳に達する時は保護職工としての保護を必要とせざるのである。

婦女子の勞働制限については未成年工に準ずるを原則とする。未成年工を幼年工と少年工とに分ち、保護の程度を異にする國にありては少年工に準ずるのである。

婦女子の勞働制限につき特種の制限は姙産婦の勞働制限である。これはいふまでもなく母性保護の精神に出づるのである。我國では姙婦の保護については四週間以内に出産することあるべき女工にして工業主に對して休業を求めた時には之を就業せしむることを得ない。出産の見込は往々誤ることがあるから多少の遲延があつても、本人の要求が虛構でない限り、工業主は之を聽かなければならない。

産後六週間を經過せざる者をして就業せしむることを得ない。但し産後四週間を經過したる者にして就業せんことを求めた場合には、醫師の支障なしと認めた業務に就かしむることを妨げない。

生後一年に達せざる生兒を哺育する女子は、就業時間中に一日二回各三十分以內を限り其の生兒を哺育すべき時間を求むることを得る。この場合工業主

に哺育時間中其の女子をして就業せしむることを得ない。

産後就業せしめない日數は長い丈健康恢復には宜しきことであるが、其間勞働することを得ないが故に賃銀を得ること能はざる時は、勞働者家族の家計にとりて苦痛であるから、醫學上産婦の健康の恢復すべき時期を標準として六週間の休養を原則とし、産後四週間を經過したる後は本人の希望により醫師の支障なしと認めた業務に就かしむることを得るとしたのである。諸國の勞働運動をなすものゝ中には産婦の休養中は就業をなすものとして普通の賃銀を支給すべきことを主張するものがある。

序ながら、何れの國の法律にも病者の勞働に制限を設けてゐる。我國でも同様の規定があるが、これは勿論疾病に罹れる勞働者をして勞働の爲に病勢を募らしめないことを目的とするのであり、之と同時に其の周圍の者に感染せしめない爲である。從つて第四、第五に掲ぐる疾病に罹つた者につき傳染豫防の處置をなした場合は必しも就業を禁じないのである。

一、精神病

二、癩、肺結核、喉頭結核

三、丹毒、再歸熱、痲疹、流行性腦脊髓膜炎其他之に準ずべき急性熱性病

四、黴毒、疥癬其他傳染性皮膚病

五、膿漏性結膜炎、トラホーム（著しく傳染の虞あるもの）其他之に準ずべき傳染性眼病

其外肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其他の疾病に罹れる者で就業の爲め病症が增惡する虞ある場合には之を就業せしむることを得ない。

傳染病又は重大なる疾病に罹つた者で、其の症候が消失した後でも健康の回復せざる場合は之を就業せしむることを得ない。但し醫師の意見を徵し支障なしと認むる業務に就かしむることを妨げない。

第五章　勞働契約の保護

二五　勞働契約の保護

現今の經濟社會組織の下に於ては其の收入の基礎となるものは勞働契約である。勞働者も之を遵守しなければならないと同時に工業主も之を尊重しなければならない。兩者にして之を尊重し之に背かなければ、勞働契約の內容の良否は別として兩者の間に爭を生ずることはない理である。

我國では初め工場法にては勞働者を主位に置き職工保護の規定は雇傭契約の內容に制限を加ふる主義を採りたるが、現行法では其の第十七條に於て職工の雇入解雇周旋の取締及び徒弟に關する事項は勅令を以て之を定むと規定してゐる。蓋しこれ等の事項を法律の明文に規定する時は、社會事情の變化に伴ひ之を改むる必要がある時は法律改正の手續を取らなければならないから、之を改めて凡て勅令に讓つたのであらう。而して職工の雇入竝に周旋の取締に關しては既に略述したから之を省略し、賃銀の支拂積立金、信認金等の貯蓄金、違

約金、歸鄉旅費の支給、職工爭奪の防止について一言する。

賃銀の支拂についても之が取締をなさゞる時は勞働者が不利益を被ることなしとしない。我工場法施行令第二十二條には賃銀支拂は必ず通貨を以て支拂ふべきことゝ毎月一回以上支拂ふべきことを規定してゐる。

賃銀支拂は通貨を以てなすべしといふは、裏からいへば賃銀は現品を以て支拂ふ可らざることを意味するのである。賃銀支拂に關し弊害の最も大なるは現品を以て支給するが爲め職工の無知に乘じ意外の損失を被らしむることであるから之を禁じたのである。而のみならず、工業主は動もすると勞働者と合意の上若くは其意に反して賃銀の支拂期間を甚しく遲延せしめ、從つて勞働者をして經濟生活上困難を感ぜしむることなしとしないから賃銀は一月一回以上必ず支拂はざる可らざることを規定したのである。尤もこの規定は賃銀前拂を禁じたものではない。賃銀前拂も勞働者にとりて不利益を生ずるものであるから之を取締らなければならないが、この規定の中には之を含まないものであると信ずる。之と同時に工業主に對して特定の場合に賃銀竝に貯蓄金を

保留することを禁じてゐる。卽ち職工が死亡若くは解雇の時、職工が一月以上に渉りて歸鄕するとき、職工が自己の婚禮を行ひ又は自ら葬儀を施行する費用に充つる時其他地方長官の命令を以て定めた場合には工業主は遲滯なく賃銀を支拂はなければならない。職工の貯蓄金を預る場合は同樣之を返還しなければならない。但しこの貯蓄金に關しては施行令第二十四條第二號の場合、卽ち職工が雇入契約に違反し其他職工の責に屬すべき事由により解雇せられた場合に於て職工の貯蓄金中工業主の給與に係る部分を交付せざることに關し豫め地方長官の許可を受け其旨を契約したる時は、其の契約に基き工業主自ら給與したる部分を控除することを得るのである。

工業主は職工の雇入に關し違約金又は損害賠償額の豫定をなして賃銀又は貯蓄金支拂の原則に反することを許さない。蓋し工業主は往々職工が契約年限を了らない場合若くは職工に過失があつて解雇せられた場合に賃銀の未拂分、貯金、積立金等を返還しない契約をなさしむることがある。之等の契約を許さない趣旨に出づるのである。

工業主は次の場合には解雇の日より十五日以內に歸鄕するときは歸鄕旅費を支拂はなければならない施行令第二十七條)。

一、未成年者若は女子が工業主の都合に依り解雇せられたとき

二、施行令第五條若は第六條の規定に依り扶助を受くる職工が解雇せられたとき

三、業務上負傷し若は疾病に罹り健康保險法に依り療養の給付若は療養費の支給を受くる職工若は施行令第七條第一號第二號に該當する職工が解雇せられたとき

四、業務上負傷し又は疾病に罹りたる者が療養開始後三年を經過するも治癒せざるの故を以て施行令第十四條により打切扶助料を給せられ以後扶助を廢止せられたるとき

勞働者にとりて最も苦痛とする所は豫告もなくして解雇せらるゝことである。我國ではこの場合を豫想して之が規定を設けてある。施行令第二十七條ノ二の規定が卽ち是れである。其の規定によれば工業主が職工に對し雇傭契

約を解除せんとする時は少くとも十四日前に其の豫告をなすか又は賃銀十四日分以上の手當を支給しなければならない。但し天災事變に基き事業の繼續不可能となりたるに因り又は職工の責に歸すべき事由により已むを得ざる場合に於て雇傭契約を解除するときはこの限でない。

第六章　勞働者保護法の實行

二六　勞働者保護法の實行

工場法を初め勞働者保護法規が周到であつても事實實行せらるゝに非ざれば之れ等の法規が存在せざるに近い。故に之れ等の法規が現實に行はるゝや否やを監視しなければならない。このことたる甚だ必要であるには相違ないが事實上決して容易なことではない。何者、工場内部のことは工場外より之を知ることは出來ない、されば工場關係者は資本家側に屬するものでも勞働者側に屬するものでも公平に之が監督をなすことは出來ない。たとひ工場法等の保護規定に違反することがあつても資本家側に屬するものは之を摘發することはあるまいし、勞働者側に屬するものなれば之を摘發すれば勞働者に利益となる望があれば之を摘發するに止らず場合によりては針小棒大に誇張して資本家に迷惑を及ぼすことなしとしない。故に之等の法規が立法者の豫期した如く實行せらるゝや否やを監督せしむるには特殊の機關を設けなければ

工場監督官

ならない。工場監督官卽ち是れである。工場監督官は職責として工場内部の事情に通ずるが故に勞働者保護規定が立法者の期待する如く行はれるやを知ることを得るに相違なく、從つてこれ等の事實を監督官廳に通告し之が善後策を講ぜしむることも出來る。フランケンスタインの『勞働者保護』によれば工場監督官の職務は(一)工業勞働者に關することは之を明にするのみならず、之を統制監視しなければならない(二)勞働者保護規定の實行を確保しなければならない(三)行政竝に司法機關の諮問に應じ且つ之に忠言をしなければならない(四)資本家と勞働者及び其の團體との間に立ちて意思疏通に當るにありと說いてゐる、其の職責は實に重大であるといはなければならない、工場監督官に其人を得れば勞働者保護は大いに行はるゝに至るであらうし、其人を得なければ勞働者保護は豫期の如く實績を擧ぐることを得ない。工場監督官がよく其の職責を盡すには相當工場經營の技術等にも通曉してゐなければならないし、又醫學上の知識もなければなるまいし、法律上の知識もなければなるまいから其れ丈でも適當のものを得ることは困難であるといはなければならない、特に其の任務を嚴正に行ふには工場監督官は上司の官廳より全く獨立せる位置に立たなければならないのみならず、資本家竝に勞働者に對しても亦獨立的位置に立たなければならない。上司の官廳に對して獨立の位置を確保することは法制上なし得ることで、上司の官廳が工場監督官を其の意思に反して罷免することゝせばよく其の目的を達することを得るであらう。資本家、勞働者に對して獨立の位置を確保せしむる爲には法制上其の位置に對して相當の保證を與へるのみならず、相當の收入を得せしめなければならない、然らざれば動もすれば誘惑せられて公平無私なることを得ないとも限らぬ。蓋しこのことは畢竟監督官其人の人格如何にもよることにには相違ないが、監督官も普通の人間である以上は生活上其他のことから誘惑せらるゝ危險があるから、相當の收入を得せしめれば其の危險を免るゝ保障たらしむることを得るであらう。工場監督官は其の意思により相當の强制力を行ふことを得せしめなければならない。强制力を行ひ得ることは其の位置を强化せしむることになるので其の職責を果す上に容易なることを得るであらう。其の位置を强化せしむ

ることは、一面には其の權力の濫用の誘惑にはなるかも知れないが、一面には其の位置の强化に伴ひ行動を愼ましむることにもなるであらう。更に工場監督官は其職に專らならしめなければならない、若し他の職等を兼ねることを許す時には自然其職に忠實なることを得せしめざる虞がある。故に之に特別の位置と收入とを與へしむるのである。其者にして熱心に監督に力を致す時には、資本家も勞働者も自然其德に懷いて其言を聽き勞資協調の實を擧げしむることを得るであらうし、勞働者保護法規の實行を庶幾することを得るであらう。工場監督官は事實工場を監視するに止らず、其の見聞する所によりて報告書を上司に出さなければならない、其の報告書は工場內に於て勞働者保護法規が如何に實行せられてゐるかを明にすることを得せしむるもので、監督官廳は之によりて善後策を講ずるを得るのみならず、將來これ等の法規を改正する參考資料となすことを得るのである。一方工場監督官が如何なる程度に其の職責を果しつゝあるかを知ることを得るのである。

工場監督官は其人を得なければならないことは勿論であるが、近年に至りて女工等の身邊に關しては男子の監督官にては到底之を知ることも出來ず又女工をして訴へしむることも困難であるから、女工を使用する工場を監督せしむるには或程度まで女子の監督官を置くことは其の目的を達成せしむる上に有效でありとなし之を實行してゐる所もある。

第七章　勞働者保護の國際法規

勞働者保護の國際法規の必要

二七　勞働者の狀態は勿論國によりて同じからざるは勿論であるが、概していへば文明の進みたる國にては其の程度小なるを常とする。者保護の程度が大であり、文明の進まざる國にては其の程度小なるを常とする。こゝに於て勞働者保護の程度の進みたる國に於ては、資本家は勞働者保護の規定は諸外國と協商して同一水準たらしめざる可らずと主張するものあるに至つた。其の論旨とする所は、勞働者の保護の程度を厚くすることには素より其れ自身反對すべき理由はないが、或る國獨りが其の保護の程度を厚くするに拘らず競爭の位置にある諸外國にして其の保護の程度厚からず、勞働者を比較的廉價に勞働せしむることを得るとせば、其の生産品の生産費比較的低廉にして從つて其の價格が低廉であらうから、前者の生産品は後者の生産品と世界市場に於て競爭することは能はざるに至るであらう。其の結果は我國産業は衰退せ

ざるを得ないし、其害の及ぶ所は獨り資本家に止らず勞働者にまで及ぶであらう。故に一國にして勞働者保護の法規を設くるに於ては須らく諸外國と協商して同一水準の保護法規を設けなければならないといふのである。この論據は「商業と商業政策」に於ても論じ置きたる如く勞働者の保護を厚くする時は生産費を高め資本家にとりて不利益を來すものであるとの前提に基くもので根本に於て誤謬である。若し勞働者の保護の程度が厚くなれば、其れに準じて勞働者の勞働能率が增加するから、結果よりいへば比較的廉價に生産することを得るので爲に生産品の價格を高くする理はない、其の價格にして高くなれば其れは他の原因によることであつて勞働者保護の程度が進みたるからではない。若し論者の主張する所が正しければ文明の進みたる國が文明の進まざる國と國際市場で競爭する場合には必ず敗れざるを得ない理である。然るに事實文明の進みたる國と其進まざる國と競爭する時は文明の進まざる國が敗るゝを常とし、之によつて見るも論者の說の正しからざることを知ることを得る。然るに何れの國に於ても資本家の多くは勞働者の保護を厚くすることを喜ばな

いから其鋒を轉じて勞働者保護は諸國と水準を同じうしなければならないと主張するに至つたのである。

二八　勞働者保護の國際會議

この理由により文明諸國に於て國際會議が開かれたることが多い。伯林で一八九〇年同會議が開かれた時の如き、總理大臣が議長となり其の開會の趣旨を演說していふには「勞働者を保護しなければならないことは文明國として當然のことである。然るに、國により其の保護の程度を異にする時は其の程度の厚き國は其薄き國に比し競爭上困難せざるを得ない、故にこゝに諸國の代表者の出席を仰いで其の保護につきて協議せんとするのであると」。其の見解の那邊にあるかは之を以つて知ることを得よう。

伯林會議についで一八九七年チューリッヒ竝にブラッセルに同樣の會議があり、出席文明國は勞働者保護法規について一體を形成することを決議し、其の決議を實行するが爲に本部を瑞西國に置くことゝなり、而して同國に國際的勞働局を置き有ゆる國の勞働者保護法規を集め之を英獨佛の三國語を以て公にして頒布するのみならず勞働者保護に關し調査を行ひ隨時に之を刊行することゝなつた。而して勞働局は之をバーゼルに置き一九〇一年五月より其の事業を開始した。之に參加の國は初めは十數ヶ國に過ぎなかつたが、漸次增加し二十四ヶ國に及んだのである。但しこれ等の會議も勞働局も毫も官僚的性質を帶びるものではなく特に勞働局の仕事の如き全く學術的報告的のものなることを注意しなければならない。而して若し政治的社會的效果ありとすれば、其の參加國內に於て外國の事情を說明し宣傳することより其の政府なり國民なりに刺戟を與へ以て勞働者保護に步武を進めしむることである。

チューリッヒ竝にブラッセル會議
伯林會議
勞働者保護の國際會議

二九　ベルンの國際勞働會議

この機關の實地になしたる功績の最初のものは一九〇五年五月竝に一九〇六年ベルンに國際勞働會議を開き黃燐使用の禁止、婦女子の夜業禁止を決議したことである。これ等の決議は必しも參加國を拘束して直ちに實現せしむるものであるとはいへない。之を贊成して實現したる國もあるが國によりては其國特殊の事情により直ちに實現すること能はず其の實現を他日に讓るもの

ベルンの國際勞働會議

もあつた。これは已むを得ざるもので、直ちに實現に移さしめんとすれば却つて前には贊成した國も次第に脫退して會議等の威力は自然減少せざるを得ないのである。其の決議は直ちに參加國を拘束する力がないとはいへ決して無意義なものではない。其の決議は自ら文明國の勞働保護の標準を示すもので參加國は次第にこの標準に近づかんとするものである。この意味に於てこの機關の活動は勞働者保護の程度の進みたる國は爲に生產費を高め勞働者保護に大なる刺戟となり指針となるものといへる。歐洲戰爭は歐米文明國に於ける民權を擴張したることの甚だ大なるは改めていふまでもないことであるが民權の擴大するに伴ひ勞働者保護の程度の進捗したことも著しきものあるは其國で開かれたる國際勞働會議の情勢を見るも其の一斑を知ることが出來る。特に歐米諸國の勞働者の保護の程度の進むに連れ、國際勞働會議に於ては、勞働者保護の程度の進まず廉價に生產し得る國よりの競爭を受けて世界市場で困難せざるを得ないから勞働者保護の程度の進まざる國に對して何等かの制裁を加へなければならないと主張するものが少くない。然し其の表面の目的は之によりて勞働者の保護の程度を進めしめ以て其の福祉を增進せんとするにあるが、其の裏面にはこれ等の社會政策上の意圖よりは寧ろこれ等新進國の生產費を增加し以て其の競爭力を弱くせんとするにあるは疑なき所である。而してこれ等の攻擊の矢を向けらるゝは主として我國等であつて、我國の產業が年と共に進步し、其の生產品の海外への輸出の進捗するは一に勞働者の保護の程度が未だ大いに進まず、勞働者を廉價に勞働せしむるを得るからであるとなし、事ある毎に攻擊して已まないのである。これ等の非難は勿論不當であつて我國の生產品の輸出の多きは我國生產技術の進步と經營の改善とが其の主なる原因をなすものなるは明であり、勞働者保護に口實を求めて我國を攻擊するのである。之によるも勞働者保護の如き人道的問題も、一皮剝ぐ時は、諸國の競爭が其の裏面に存することを知ることを得るであらう。

されば國際勞働會議に決議せられたる勞働者保護の項目は上にも陳ぶる如く勞働者保護の標準を示すもので諸國は次第に其の標準に向つて近づかんとするものであるから、我國も諸外國の間に伍して社會政策を行はんとする以上

は諸外國と同じく其の標準に近づかなければならない。但し國により て各々事情を異にするものであるからこれ等の事情を顧みずして俄に其の標準に近づからんとすることは宜しくない、何者、之が爲に産業に大なる障害を及ぼし其の結果該産業の發達を妨げ若くは其の衰退を來さないとも限らない。上にも數々いふ如く産業が本であつて勞働者の保護は末である、若し産業にして衰退すれば勞働者は不利益を受けなければならない、甚しきは職を失ひ路頭に迷はざるを得ざるに至るかも知れない。故に勞働者保護の標準に近づかんが爲に産業の衰退等を顧みないのは、諺にいふ「角を矯めて牛を殺す」ものといはなければならぬ。故にこれ等の事情に最も注意しなければならないが、然し事情の許す限り勞働者保護の國際的水準に近づくことにも努めなければならない。蓋し勞働者の保護の程度が進むも、其の速度が急激でなければ、産業に甚しい障害を及ぼすこともあるまいし其國の經濟にも害を及ぼすものでもあるまい。加之一方勞働者の保護の程度が進めば勞働能率も進むであらうし、勞働者と資本家とが相頼り相扶けて其の生産に力を用ひたならば生産は增進するであらうから、産業にも害を及ぼすことはあるまいと思はるゝ、故に徐ろに勞働者保護の國際的標準に近づくことが其の國民經濟より見て利益であると信ずる。

家内工業の労働者保護

第八章　家内工業に於ける労働者保護

二九　家内工業の労働者保護

工場工業に於ける労働者は多數集團せる丈、兎に角、世間の注意を惹くことも多く、其の境遇にして甚だ劣れる時は官憲でも之が救濟に力を盡すべく、官憲が救濟の手を出さゞるも労働者は其の集團の力を藉りて資本家に對抗し以て其の利益を守らんとするであらうし、労働者の利益を代表する労働組合も之を援けて問題を喚起するであらうから、政府も永く之に無關心でゐる譯には行かず、從つて國により事情を異にするが、或程度までの保護規定を設くるに至るであらう。労働者保護法規が工場労働者に對し早く發達したのは其所である。然るに、同じ工業労働者でも家内工業に從事するものに對しては法律上の保護は未だ其の光澤を及ぼすことが甚だ少い。家内工業の性質として其の職場は四方に散在してゐるのみならず、保護的設備は甚だ不完全である。加ふるに同じ職場に働く労働者の數は甚だ少いのであるから、資本家に對し其の利益を主張せんとしても其の勢力は極めて微力であるし、職場は四方に散在してゐるから世上の注意を惹くことも少く、從つて労働者の生活等は一に資本家の意思にかかつてゐると稱してもよい。勿論家内工業を經營するものは工場工業を經營するものに比し労働者に對して苛薄であるものではなく、中には労働者を視ること猶其の家族の如く、出來る限り之を厚遇するものもあるが、時としては極めて冷酷であり労働者を酷使して少しでも收入を多くせんとするものもあるし、婦女子等を使用して労働せしむる者の中には女工の柔順であるに乘じて之を酷使して容赦せず、甚しきに至つては其の貞操をすら弄ぶものがあり、而かも世間では之を知らざるものが多い。其種の労働者の憐むべきは工場労働者の比ではないが、其の實情は世上の知る所とならざるが爲に政府は充分に之を保護することを得なかつた。會々労働者中酷使を忍ぶこと能はざるものが警察署に訴え出づるものあれば警察署は之に對して應急の處置をなすに過ぎなかつた。從つて工場労働者の保護が或程度まで進みたる近年に及びては工業労働者保護の重點は寧ろ家内工業に於ける労働者保護にありと稱することを得る。

故に文明諸國に於ては勞働保護の手を一歩伸ばして家内工業に於ける勞働者保護に及ぼすに至つたのである。其の保護の輪廓は工業勞働者保護に異らないのであるが、工場勞働者にありては勞働者と資本家との關係は兎に角勞働契約を以て明にせられてゐるので勞働者も資本家も之を尊重して背くことなきを期するならば甚しき弊害を見ないのである。然るに家内工業勞働者も資本家との間に勞働契約を締結するには相違ないが、多くの場合其の契約は工場勞働に於けるが如く明確でなく、從つて一旦問題が起るや其の契約書に據りて理非曲直を判明せしむることが困難である。故に之を明確になすことが必要であつて其の締結に當りては警察官等官憲が兩者の間に介入して其の勞働契約の締結を監視することが必要である。蓋し官憲が之に介入する時は資本家も勞働者を欺いて勞働者にとりて不利なる契約を締結せしむることもあるまいから、勞働者も心を安んじて勞働することを得るであらうし、保護設備の甚だ備はらざるものは官憲が干渉して之を改めしむることを得るであらう。若し勞働契約に違反することあれば勞働者が訴え出づれば其の實否を訊して適當の處置をなすことを得る。故にこれ等のことは官憲の介入によりてよく勞働者保護の實を擧げしむることを得るといへる。抑も家内工業が工場工業に比較して經營上優れる點は其の經營に伸縮力がある點にある。工場工業に於ては其の生產は機械力によることが多いのであるから經濟市場の景氣如何により て其の生產を增減伸縮することは困難であるが、家内工業に至つては其の生產は機械力によりなさるのではないから景氣によりて增減伸縮することを得易い。其の生產を增減伸縮するのは主として勞働者を長時間勞働せしめたり、若くは勞働者の數を增減することによりてなされるのであつて、資本家にとりては都合がよいかも知れないが勞働者にとりては不利益なる場合少しとせず、官憲が之に介入して勞働者保護の實を擧げんとするにはこれ等の點に最も注意しなければならぬ。勿論勞働時間も或程度まで之を伸縮することを許さなければならないが、之が爲に勞働者に甚しき不利益を及ぼさゞるよう注意し其他勞働者保護について相當力を致さなければならない。

第四篇　社會保險

第一章　總論

三〇　社會保險の意義

社會政策の施設の一として社會保險がある。社會保險は近年に至るまでは勞働保險と稱したもので勞働者をして生活の安全を得せしむるが爲に其の經濟生活を脅かす危險に對し其の經濟上の損失を緩和せんとする保險的施設をいふのである。其の保險的施設の對象は勞働者であつたから昔時は勞働保險と稱したのであつたが、近年に至りては其の施設の對象は獨り勞働者のみに止らずして社會上の位置が略勞働者に均しい自己の勞働によりて獨立的に生活する小額所得者等にまで及ぶに至つたから、普通、社會保險と稱するに至つたのである。

社會保險の目的

我等が經濟生活を營む以上は之に關聯する危險によりて脅かさるゝことは

已むを得ないことであるが、資本家等資産あるもの竝に其の家族はこれ等の危險によりて生ずべき經濟上の損失があつても直ちに其の經濟生活は甚しく破壞せらるゝことがないが、勞働者等小額所得者はこれ等の危險竝に之によりて生ずる經濟上の損失に會する時は、其の經濟上の安全は破壞せられ其の所得によりて生活する家族も爲に大いに困難を被らざるを得ない。これ等のものは經濟生活上餘裕はなく唯辛うじて勞働によりて生ずる所得を以て生活するものであるから、一旦勞働をなすこと能はざるに至れば經濟上困難するに至ることとは常識に照しても明なることである。社會としては之等のものを救濟し少くとも其の困難を緩和するが爲に相當の施設をなさなければならない。

勞働者の危險

勞働者等の經濟生活を脅かす危險は疾病、負傷、出產、癈疾、老衰、死亡及び失業の七種である。この中疾病、負傷、出產、老衰、死亡の如きは富有の者も絶對に避け得るものではないが、資產があり餘裕もあるから其の危險に脅かさるゝ虞があれば之を豫防する途を講ずることも出來るし、よし其の危險に遭遇した所で其の被害を或程度まで減少せしむることを得るのみならず、之によりて生ずる經濟上の困難は之を避くることを得る。然るに勞働者等に至つては餘裕がないから其の危險を豫防することも困難であるし、一旦危險に遭遇する場合には其の所得の淵源の全部若くは一部分を失ふのであるから困難を見ざるを得ないのである。其の危險の多くは工場生活の如き危險率の多き生活をなす者が其害を被ること最も多きことは明白である。失業の如きは被傭者に於て生ずべき危險であつて、一旦失業する時は容易に新に職業を得ることは困難であり、新に之を得ることが出來るにしても其れまでは生活上困難を見るものである。これ等の危險は豫見し得るものにしても其れまでは生活上困難を見るものである。これ等の危險は豫見し得るものには相違なく、これ等の危險によつて生じ得べき經濟上の損失も亦之を豫想することを得る以上は、其の危險の起らざる間に所得の一部を節約して以て之に備えたならば、少くとも其の經濟上の損失に伴ふ經濟生活上の困難を逃避若くは緩和することを得る理であるけれども、これ等の者の所得は極めて少く其中より相當の貯蓄をなすことは事實上困難であるといはざるを得ない。而かもこれ等の危險は多くは朝にして夕を測られざるものであるから、勞働者が其職に就てから幾何もなくして其の危險に遭遇すれ

ば到底其の貯蓄を以て經濟上の損失に伴ふ生活上の困難を避くることを得ないのは明白である。假りに、其の貯蓄が幸に相當額に上りたりとするも、上記の如き危險に伴ふ被害は必しも輕微のものとは限らないから、其の被害の程度が甚だ大であらば到底其の貯蓄を以て之に備ふることは出來ない。よし其のことが望み得たにした處で工場等に於て生ずる被害は必しも勞働者の過失不注意のみによりて生ずるものでないのであるから、之等の責任をば獨り勞働者のみをして負擔せしむべきものではない、勞働者を雇傭する資本家も社會其物も亦或る程度までは其責を負擔しなければならない。故に之を組織的に合理的になすには相當の社會施設の存在を必要とせざるを得ないのである。

任意保險か强制保險か

勞働者等の生活の安全を確保せしむるが爲に社會保險の制度が必要であるとしても、勞働者をして任意に加入せしむべきか、勞働者の意思如何を顧みず强制的に之に加入せしむべきかの問題が起らざるを得ない。社會保險は結局勞働者等の利益を增進することになるから、たとひ强制的に加入を迫らざるも勞働者は喜んで之に加入するであらう、從つて社會保險制も之によりて圓滿に發達するであらう、故に社會保險は任意保險でなければならないと主張するものがある。この主張は一應有理のことであるに相違ないが、若し其の加入すると否とを勞働者等の任意となす時は勞働者の中之に加入する意思を有せず、たとひ、其の意思あるも加入者としての義務を盡す丈の力がないものは、遂に之に加入しないから、之に加入する者は勞働者の一部に止り、社會保險により勞働者生活の安定を得せしめんとする目的は事實達することは出來ない。故に任意保險制は理想としては望ましいことであるに相違ないが、勞働者現今の情勢を以てすれば俄にこの理想を實現することは出來ない。從つて社會保險に加入せしむることが勞働者等の幸福を增進する上に必要なりとすれば、或程度までは强制的に之に加入せしめて之によりて生ずる慶福を享受せしめなければならない。强制的に之に加入せしめたからとて直ちに勞働者が獨り保險料支拂の義務を負擔するものとは限らない、其の生活を脅かす危險の種類によりて雇傭者である資本家も社會其物も之等の義務の一部を負擔すべきである。社會保險によりて勞働者等の生活の安全が少くとも或程度まで確保せられたならば、勞

働者のみが其の慶福を享け得るに止らず資本家も社會も共に其の慶福を享け得るからである。

社會保險の主體

社會保險が勞働者にとりて必要なりとすれば何人を其の制度の主體たらしむるか。世には保險會社が夥多あり夫れ夫れ其の職務を行ひつゝあり經濟社會にとりて有益なる機關であるから、之等の會社をして社會保險を營ましむる時は、多年の經驗によりよく其の業務を營むことを得るのみならず、其の資力も亦甚だ大であるから信用も厚く從つて勞働者をして其の慶福を享けしむることを得るであらう。故に保險會社をして之を營ましむるのが利益であると主張するものがある。一應有理のようには聞ゆるけれども、詳に吟味すれば、其の然らざるを知ることが出來る。其の理由は第一に保險會社が之を營むことを欲しないといふことである。保險會社は營利會社である。故に資產あり信用あるものを相手とするを望むけれども、勞働者の如く資產もなく信用もなきものを相手とすることを望まない、社會保險は社會上有益のものであるにしても之を營むことを欲しない。從つて政府にして之をなさしめんと欲せば之に對し

保險會社をして之を營ましむべきか

て補償の途を講じなければならない。第二には假りに保險會社が之に當るにしても營利會社である以上手數料等は相當高からざるを得ないことである。勞働者が其の負擔の全部を引受けず一部丈を引受くるにした處で、勞働者が經濟上微力である以上其の負擔は重くして堪ゆることは出來ないであらう。其の負擔も保險の種類によりては相當永く繼續するのであるから、之を負擔することが困難ならざるを得ない。社會保險の性質にしてかくの如きものとすれば、保險會社をして之に當らしむることは出來ない特殊の機關をして之に當らしめなければならない。

第二章　社會保險の發達

現今文明國で少くとも或程度までの社會保險制を認めない國はない。これ等の國に於ける該制度の發達の徑路を敍述することは煩はしいから、こゝには一二の國に於ける制度の發達を略述し我國の發達を附言するに止めよう。

社會保險の發達

三一　英國に於ける發達

英國に於ける發達

英國に於ける社會保險は、同國の社會思想に基き、國家の保護を成るべく避けて關係者の任意に基く協同によりて其の效果を擧げんとしたものであつた。關係者の任意的協同は共濟組合の形式で發達したもので、政府も之を認め之を監督するに過ぎなかつた。共濟組合の行つた所は主として疾病保險であつて少しく老癈保險を行つたに過ぎなかつたが、然し共濟組合の組合員數は一九〇九年には千四百萬人の多きに上り組合の財產は六千萬磅の多きに達した。共濟組合の組合員は獨り賃銀勞働者のみではなく勞働者同樣の小額所得者をも含むのであるが其の發達には實に著しきものがあつた。其の發達が著しきに拘らず、一方英國では貧民は地方自治體より扶助せらるゝことになつてゐるから、この種の救濟を受くるものは百數十萬人の多きに上り財政上の負擔千七百萬磅の多きに上つてゐる。

獨逸に於ける强制保險制度の實施は英國にも甚大なる衝動を與へ社會保險制の發達に拍車をかくるに至つた。國家が社會保險の領域に手を染めたのは業務災厄保險である。業務災厄保險とは工場等に於て業務を執行中災厄に罹りたる時は之が爲に生ずる經濟上の損害を救濟するを目的とする保險である。かゝる災厄にかゝりたるものがある時は何人が其責に任ずべきかの問題がある。昔時は資本家が重大なる過失あることを證明せざる限りは、被害者である勞働者は資本家に對し損害賠償を請求することを得なかつた。然し資本家に重大なる過失あることを證明することを得ないから、事實勞働者は損害賠償を請求することを得なかつた。勞働者にとりて甚だ氣の毒といはざるを得ない。然しこれ等の災厄は昔時の如き家內工業時代には生じ得なかつたもので、これ等の災厄が起るに至つたのは工業を初め機械力による生產が起つた以後であ

るから、勞働者が何等の過失なきに拘らず、この種の災厄に遭遇するものと見なければならない、換言せば、これ等の災厄は大體に於て機械力生産の副産物であるといふことが出來る。果して然らば資本家が機械等の損傷に對して責を負ふと均しく、勞働者が業務執行中被りたる災厄に對しては勞働者に特に重大なる過失なき限りは資本家が其の責に任じなければならない、從つて勞働者の被害に對しては救濟しなければならないといふことは國家が社會保險に指を染めるに至つた初めであると稱することを得る。資本家の賠償義務に關する法律は一八九七年根本的に改正せられ、勞働者に重大なる過失なき限り業務執行中被りたる災厄に對しては資本家が責任を負擔することになつた。更に一九〇六年の法律により新に六百萬人の勞働者が賠償を受くる權利を獲得することを得、千三四百萬人の賃銀勞働者が保險の恩惠を受くることになり、失業者は其の情況の如何によりては賃銀の約半ばまでを受くることになり、死亡する時は賃銀年額の三倍を遺族に支給することになつたし、疾病の場合も災厄同樣に取扱を受くることになつた。更に國家の保險に對する觸手は老癈保險制に於て一段の進展をなすに至つた。老癈保險は、後にも說く如く、疾病保險等とは異り老齡は如何なる勞働者にも來ることであり、而かも之に一定の保險金を支給することになると其の死亡の日まで繼續することになるので、國庫が其の一部分を負擔するにしても財政上の負擔が輕くはないから之を實行することは出來なかつた。チェンバーレーンが大英國關稅同盟制を主張した時にも、勞働者側からの反對が烈しかつたので同盟論者は之によりて生ずる財政收入は老癈保險の基金となすことを言明したに拘らず勞働者側の喜ぶ所とならず、之を實行する所とならなかつた。英本國がこの保險制を實行すること能はなかつた間に其の植民地であるニュージーランド竝に濠洲に於てはこの制を實施した。ニュージーランドの一八九八年の養老保險法(Old Age Pensions Act)によれば、勞働者は滿六十五歲に達する時は國庫より一年十八磅の養老金を受くることになり、之に對し何等の保險料を出すに及ばず、滿二十五歲になり植民地に住所を有し市民又は其の家族として其の義務を果すものは、其の權利を得るものとす。但し一年五十二磅以上の所得若くは二百

七十磅以上の財産あるものは其の請求權を喪失するものである。其れより少き所得又は財産あるものは其の程度に應じて國庫より支給する養老金額を減少し、所得額三十四磅財産五十磅以下のものに對しては養老金額の全額を支給するのである。ニューサウスウェールス及びビクトリアは之に倣ひて養老保險制を實施することになつた。英本國では一八九〇年頃より養老保險制實施の運動が盛んになり、其の目標として六十五歳以上のものをして其の恩澤に浴せしめんとするのであつたが、一九〇九年に至り遂に養老保險法の發布を見るに至つた。同法によれば英國人にして滿七十歳に達し而かも過去に刑辟の汚點なきものに對しては國庫より養老金を支給し、其額は其の所得と保險金とを合せて一週十三「シルリング」を超ゆることを得ない。一年二十一磅以下の所得あるものには保險金全額五志の保險金を支給し、所得二十八磅十七志六片乃至三十一磅十志以下のものには保險金最低限一週一志を支給す、之に對して勞働者は保險料を支出するに及ばないのである。これ等の事務は地方長官の監督の下に之を行ひ、保險官は勞働者の所得等を調査する任務を帶びるものであつて大藏省より任命せらる。これ等の官憲により査定せられた養老金は郵便局より支給せられるのである。一九一二乃至一三年に國庫より支給を受けたるものは九十四萬二千百六十名にして、其の金額は千二百六十萬磅に上つた。然し乍ら、他方、貧民救助として國庫より支給せらるゝものは爲に十五萬人を減ずるに至つたといふ。一九一一年國營保險法（National Insurance Act）の發布があつたが、同法の制定は實にロイド・ジョージの不斷の努力によるものであつて、之によりて同國に於ける疾病、癈疾竝に失業保險の制度は略ゝ完成したものといへる。保險加入の義務ある者の範圍は大いに擴大し、十六歳以上七十歳以下の者で、賃銀勞働に從事する者手工業者竝に其他の勞働に從事する者にして一年百六十磅以下のものにして一年百六十磅以下の所得あるものを含み、尙保險加入の義務なきものと雖も六十五歳以下のものは任意に社會保險に加入することを得ることゝなつた。保險料は雇主が支拂ひ、雇主は賃銀の中より男工は四片、女工は三片を引去りて賃銀

を支拂ふことを得、國家は如上の保險料に二片を加ふのである。一日二志六片以下の賃銀を受くるものにありては勞働者の負擔額を減じ、二十一歳以上のものにして一志六片以下の賃銀を得るものにては其の負擔を全免し、雇主と國家とが代りて保險料を負擔するのである。保險料の支拂は保險證に印紙を貼用することによりて之をなすのである。

被保險者が疾病にかゝりたる時は、醫師の治療を受け病院に入りて適當の治療を受くることを得るのみならず、男工には一週十志、女工には七志半の治療費を支給する。病氣にあること二十六週間を超ゆる時は癈疾者として七十歳まで一週五志の治療費を受け、其れより後は養老金を受くるのである。

被保險の婦女子若くは被保險者の妻にして分娩する時は三十志を受け、被保險者たる婦女子は其外に四週間治療費を受く、之が爲に其受くる金額は一週六十志に達した。

保險義務の履行は法律には大綱を規定し、其の詳細は一部分は命令を以て一部分は扶助金庫との契約によりて規定せらる。扶助金庫こそ國營社會保險の機關をなすものである。扶助金庫は五千名の會員より成り、其の會員の支拂ふべき保險料は其の會員の協議によりて決定するのである。既設の扶助金庫に加入すること能はず若くは加入することを欲せざるものは、郵便局に保險料を收め、郵便局は其の保險料に應じて扶助金を支拂ふのである。疾病に對して扶助金の支拂を受くる代りに醫療又は病院に於ける治療を受くることを得るのである。

英國の保險法の第二部は失業保險である。失業保險の國家的制度は英國が諸國に先じたものである。この制度を全勞働者に及ぼすことは財政上困難であるから、之を制限して建築業、造船業、機械製造業及び或種工業に從事する十六歳以上の勞働者にして一年百六十磅以下の所得あるものを目標とし、雇主勞働者雙方より一週五片を折半して印紙稅の方法によりて收納し、其額の三分の一を國家より出して基金とし、其外に國家は之が行政費を負擔する。失職して賃銀を得ること能はざるに至るや一週七志の扶助金を支給するが、但し一年十五週以内に限らる。其上に出資週間五週に對して扶助週間一週の割合を以て扶

助する制限あり、これは屢々失業する者に對し扶助の請求をなすを制限せんが爲である。失業者の數多き時は失業者が氣の毒なのは勿論であるが、財政上の負擔も輕くないから、職業紹介所網を全國に張り勞働の需要と供給とを調節し以て失業者への扶助を成るべく少からしめた。但し勞働者は勞働爭議に關係する職業に入り若くは普通より賃銀の少い職業に入る義務はない。尙失業者が品行宜しからざる爲め正當の理由なくして職を辭し又は勞働爭議により失職したる場合は扶助を受くる權利なきものとした。

資本家竝に勞働者に對し成るべく失業を避けしむるよう種々方策が講ぜられ、勞働者にして一年少くも四十五週間働きたる時は雇主は支拂ひたる保險料の三分一の拂戻を受ける。恐慌時に於ては勞働者に退職せしめず勞働時間を短縮することによりて勞働せしむる時は雇主は前に自己竝に勞働者により支拂はれたる保險料を拂戻さる。又勞働者にして五百週間六十歳まで保險料を收めたるものには該金額の中より扶助金を控除し其の殘額を二分五厘の利子を添えて拂戻すものとし、尙勞働者にして死亡したる時には其の權利は相續人に移るものとした。

勞働者にして技能未熟の爲に辭職させられたる時は、扶助金を受くべき請求權を失はざるが爲には技能の習熟に努めなければならない。

次に失業保險の保險者は職業紹介所若くは勞働組合が當ることを得。勞働組合が之に當る時は國家は之を補償し、其の保險金支拂額の四分の三以内に於て償還し、又組合にして九志六片以上を支拂ひたる時は國家は七志を償還する。

この强制的の失業保險以外に於て勞働組合が失業保險を行ふ場合には其の支出額の六分一を國家が補助する、但しこの場合に於ても組合の扶助金額十二志を超ゆるを許さゞるのである。かくすることによりて强制失業保險に包容せらるゝ勞働者の數は二百五十萬人に達し、この外百七十二の勞働組合の組合員の數は三十七萬六千名に上つた。

斯くして國家が其の一切の社會保險により負擔する金額は一年二億圓に上つたが其後此の制度は數次の改正を受けたのである。

三二　獨逸に於ける發達

獨逸に於ける發達

社會保險制の祖國は獨逸である。其の發達は實に諸國に冠たるもので、諸國は其例を襲ひて其の制度を採用し社會政策を行ひしものである。獨逸で工業等の基礎をなしたものは同業組合制度であつて、同業組合は都市に於て營業權を獨占し、傍ら組合員に對し一種の共濟機關の働きを果したのである。會員の中死亡するものあれば組合の費用にて葬儀を營むは勿論、平素組合員より一定の料金を徴し、會員の死亡する者の遺族に對し弔慰金を出したものであつた。然るに營業自由制が成立するに及び、同業組合制も自然廢れ、共濟制度も亦荒廢するに至つた。尤も鑛業者の中の互助機關であるクナップシャフト組合の如きは同業組合時代より其の形骸を存續してゐたのである。都市に於ける工業が著しく發達するに從ひ都市に流入する貧民の數が著しく增加するに至つたから、貧民救助費は市町村の耐へ難き程の負擔となつた。こゝに於て一八四五年の普魯西亞の工業法には共濟組合のことを規定し、市町村は勞働者を强制して其の組合に加入せしめ得ることゝなつた。初めは其の費用は凡て勞働者の負擔であつたが、一八四九年の法律にては雇主と勞働者が其の費用を折半して負擔することゝなつたから、勞働者の負擔が大いに輕減したと同時に事業主は新に負擔を增加したことになつた。而して勞働者の負擔額は雇主が其の賃銀の中より控除して徴收することになつた。其の救濟は社會保險の中で最も實行し易い勞働者の疾病負傷の時に於ける救濟を目的とするもので其他に出づることを得なかつた。蓋し疾病や負傷等は常に起ることで之が經濟上の負擔を輕減する時は勞働者も其の制度に對する利益を感受するであらうし、從つて保險料の負擔をなすも之に對して不平をいはないであらう、而のみならず疾病等は比較的短時日に恢復することを得るから保險者の負擔も比較的輕微であつて實行し易いのである。一八八三年の疾病保險法は之を模範として制定せられ、この疾病保險法が獨逸の社會保險の根幹の一をなすに至つた。

其の翌年より一八八七年に亙りて制定せられた災厄保險法は同國の社會保險の根幹の第二をなすものである。業務上の災厄に對する雇主の補償責任は從來の普通法では輕きに失し到底時勢の變化に應ずることを得なかつたから、一八三八年普魯西亞では鐵道從業員を初め旅客等の爲に責任法を制定した。

其後に至り其の原則を汎く全國の工場竝に鑛山の勞働者に應用したのであるが、尙甚だ不完全であつたから一八八四年に至つて災害保險法が制定せられて之を補充することになつたのである。

更に同國の社會保險の根幹の第三をなすものは一八八九年制定の癈疾及び養老保險法である。これより先き同國では勞働者の老衰癈疾等の救濟制度はあつたが、甚だ不十分のものであつたから、この法律の制定を見るに至つたのである。

帝國保險法の制定

一八九二年より一九〇三年までにはこれ等の社會保險法の部分的修正があつたが、一九一一年に至り帝國保險法の發布を見るに至りて一新紀元を劃するに至つた。同法は從來個別的に規定せられた社會保險に關する法規を集成したのみならず、之に遺族保險寡婦竝に孤兒保險を加へたもので其の法典は千八百五條より成り之を六章に分ち、第一章は同國社會保險の總則に當るもので、第二章は疾病保險を規定し、第三章は災厄保險を規定し、第四章は癈疾竝に遺族保險を規定し、第五章は保險負擔者相互の關係を規定し、第六章は其の施行に關する諸法規を規定してゐる。尙この法典の外に單行法として役員に關する保險法がある。これ等の尨大なる法典も之を施行するに從ひ尙夥多の缺點が發見せられたから、一九一四年より一九二一年に至る數年間は之を修正補足するが爲に夥多の法律が發布せられた。これ等の修正補足の根本原則といふべきは、ワイマー憲法に於て家族の健康を維持し、其の社會上の向上を計ることは實に國家竝に地方自治體の責務であるといふ原則を承認せられ、之に基きて勞働者等の保險制度を補正せらるゝに至つたことである。

然るに、一九二二年以降はインフレーションの爲に貨幣價値が著しく下落したものであるから、上記の保險制度に影響を及ぼし、勞働者等の幸福を增進するには之等のことを酌酌して修正をしなければならなくなり之を補正するに至つたのである。

以上は獨逸に於ける社會保險の沿革の大要であるが、勿論其の保險は强制保險である。强制保險を行ふや否やにつきてはこれ等の法律が制定せらるゝに當りては同國の學者の間に議論のあつた所で、之に反對するものは、强制的に保

險せしむることはいはゞ國家が被保險者の爲に利益を代辯することになるのでこれ等のもの〻經濟上の獨立を害すること少くはない、從つて其の自由を傷つくること決して少くはない、このことはこれ等勞働者にとりて目前利益のようであるが、其實は其の永遠の利益を害することが少くないから、かゝる强制的制度は設くべきものではないといふのである。この非難は勿論相當の理由あることには相違ないが、然し餘りに理想に奔るものといはざるを得ない。勞働者が其の收入相當に多くして自ら進んで保險に加入する丈の餘力あり、其の知識の程度も相當に高く、强制的に之に加入せしめざるも之に加入するの利益なることを覺知し喜んで之に加入するものならば强制保險制を設くる必要はないが、之を事實に徵するに、勞働者の實力と敎養の程度は到底この理想を實現するに至らない、從つて强制的に之に加入せしむるに非ざる限りは之に加入するものなく、其の結果は保險制の利益を享受することは出來ない、保險制にして勞働者の利益を增進する上に大功ありとすれば勞働者をして其の利益を享受せしむる爲に强制保險制を設くるより外に途はない。獨逸にて强制保險制を採用したのはこれが爲である。

强制保險制に反對するものはいはく、保險加入を自由にすればこそ之に加入するものは其の利益を尊重して之に加入し、而かも其の義務を果すことに力を用ふるのであれ、若し强制的に之に加入せしむる時には勞働者も資本家も之に重きを置かず其の結果は其の義務を怠るに至らないとも限らない、かくの如くんば折角の保險制をして所期の目的を達せしむることを得ないと。これも相當の理由のあることには相違ないが、社會保險の勞働者階級の生活等に及ぼす利益は强制的に加入せしむるによりて減殺するものではない、保險料を規則正しく納めることは勞働者に限らず如何なる者にとりても負擔であるには相違ないが、其の保險制が相當に利益あることが勞働者の間にも知れ渡り、其の負擔にして甚だ重からざる以上は其の義務を果すことを怠ることはあるまい、從つて其の制度をして運行せしめないことはあるまい。其の制度の利益が周知せらるゝまでは其の利益につきて尙疑を挾めばこそこの種の問題を生ずるのであるが、一旦其の利益が周知せらるればこの種の問題を生ずることはあるはあらうが、

まい。疾病保險が夙に發達し養老保險が後れて發達したのは實に之が爲である。獨逸勞働者の文化の程度を以てするも强制保險制に非ざれば其の目的を達すること能はずとすれば、勞働者の文化の程度の更に後れた我國の如きは社會保險制を設くるとせば之によるより外に途なきは多く論ぜずして明なる所である。

我國に於ける發達

三三　我國に於ける發達

我國が泰西諸國特に獨逸の制度に倣ひて社會保險制を起すに至つたのは最近のことである。これより先き勞働者等の間で相互扶助の精神に基く救濟組織は種々の名稱竝に組織に於て存してゐたが、稍組織的に共濟組合が設けらるるに至つたのは明治四十年に勅令第一二七號を以て鐵道從業者の共濟組合が設けられたのを以て最初のことゝする。

業務上の災厄に對する雇主の扶助義務につきては、既に明治八年(一八七五年)に官役人夫死傷規則といふ太政官達により、政府事業に使用せらるゝ勞働者に對して同上の場合には扶助料、埋葬料及び療養料が給せらるゝことになつた。

これが現存の傭人扶助令の前身とも稱すべきものであつた。官業に從事する者の爲にはこの種の制度が存したが、民間の事業に從事する者に對しては未だこの種の制度はなかつた。其の之を認むるに至つたのは明治四十四年の工場法及び同年改正の鑛業法を以て初めとするのであるが、其の補償の程度も低く未だ諸國に行はるゝ災厄保險制とは到底比較すべきものではない。

大正五年に制定せられ同年十月から施行せらた簡易保險法は、中產以下の階級の者の爲の小額の養老保險及び終身保險であつて之等のものをして或程度まで保險制の利益を享受せしむるものには相違ないが、其の保險金額は其名の示す如く甚だ小額で勞働者等は之によりて其の生活の安定を期待することを得ない。既にこの種の制度を設け而かも中產以下の者をして其の利益を覺知せしめた以上は、更により廣汎なる程度に於ける社會保險制を樹立しなければならないことは明白である。郵便年金法は大正十五年に制定せられ同年十月から實施せられたが、これは年金契約者に對し卽時若くは一定年齡に達した時より其の終身間毎年一定の年金を支給するもので、中產階級以下の者の生活を

安定せしむる上に多大の效果あることはいふまでもない。

我國の社會保險の魁をなすものは大正十一年に制定せられた健康保險法である。然し同法は制定後經濟界の不況と大震災の影響を受けて之を實施すること能はず、大正十六年一月から初めて實施することを得るに至つた。健康保險法は疾病保險法であり獨逸の疾病保險法を模範としたものであるが、之が適用の範圍は工場及び鑛山に從事する勞働者に限らるゝから獨逸の同制度に比較して遙に劣るといはざるを得ない。勿論其の適用の範圍を擴大し其の利益を享くる者の範圍を擴大せしむると同時に社會保險の範圍を擴大し社會政策上の基礎を擴大しなければならぬ。工場法施行令の中に勞働者が災害にかゝりたる場合に於ける救濟の法規があるが之を擴張して勞働者災害扶助法、勞働者災害扶助責任保險法の發布があり、其他社會保險に關する法令の發布せらるるもの近年に至り少くはないがこゝには各種の社會保險につきて少しく解說を試みようと思ふ。

第三章　疾病保險

三四　疾病保險

疾病保險は勞働者が疾病の爲に勞働すること能はざる場合に勞働者竝に其の家族の者が被るべき經濟上の損害を免れしむる保險である。一八八三年獨逸が疾病保險法により起したる社會保險であつて、多くの國に於て之に模して起した所である。この種保險の對象物たる疾病は常に起る代りに、其の繼續する期間は原則として短期間であるが故に、之によりて生ずる經濟上の損害も亦比較的少い。從つて之を救濟することも容易な丈に該保險の發達することも早くあつた。否、國家が强制的にこの制度によりて救濟せずとも、夙に共濟組合制度によりて之を救濟しつゝあつたものも少くはなかつた。疾病は原則として短期間のものであるといつた。然し疾病の中容易に快癒せず其の期間が半年以上に及ぶ時は之を普通の疾病とせず從つて疾病保險の對象とせず之を癈疾となして別種の保險の對象とするものが多い。從つて、疾病保險の對象とす

るものは短期間の疾病である。之を強制保險の對象とするが爲には法律上被保險者の範圍を限定しなければならない。多くの國では被保險者は工業勞働者に限定してゐるが、國によりては其の範圍を擴張して商業農業に於ける勞働者に及ぼし更に俸給生活者全部にまで及ぼしてゐるものもある。

これ等法律に定めたる範圍のものは强制的に保險に加入しなければならないが、任意的に之に加入することを許すものもある。然し一定額以上の所得のものは、保險の利益を得んとすれば普通の保險によることを得るし、よし保險によらずとも疾病に對する治療の途を得ることを得るから、之を社會保險に加入することを許さない。

我國の健康保險法は大正十一年四月公布せられ、大正十五年三月其の施行期日を定め保險給付及び費用負擔に關する規定は大正十六年一月より之を實施し其他の規定は大正十五年七月より實施せらるゝに至つた。同法によると

(一)　被保險者は工場法の適用を受くる工場、鑛業法の適用を受くる事業場若くは工場及び左に列擧せらるゝ事業にして常時五人以上を使用する事業に使用せらるゝもので、强制的に被保險者とせらる(第十三條)。但し之に二種の例外が認められてゐる。一は臨時に使用せらるゝものであり、他は一年の報酬が千二百圓を超ゆる職員である。筋肉勞働者は賃銀の多少を論ぜず强制的に被保險者となるのであるが、精神的勞働者卽ち職員にはこの制限がある。

1　物の製造、加工、選別、包裝、修理又は解體の事業
2　鑛物の採掘又は採取の事業
3　電氣の傳導又は動力の發生若は傳導の事業
4　地方鐵道法又は軌道法の適用を受くる事業
5　前號に揭ぐるものを除くの外陸上に於て爲す貨物又は旅客の運送の事業にして勅令を以て指定するもの

(二)　以上の强制被保險者以外のもので、左に列擧せらるゝ事業及び之に附屬する事業に使用せらるゝ者である。之を任意包括被保險者といふ。

1　第十三條第三號に列擧せる前記事業にして常時五人未滿の勞働者を使用するもの

2　土木工事又は工作物の建設保存修理若は破壊の工事にして主務大臣の指定するもの

3　貨物積卸の事業

4　前各號に掲ぐるもの〻外勅令を以て指定する事業

尚第十三條の工場事業場又は事業に附屬する事業に使用せらるゝ者もこの任意包括被保險者となることが出來る(第十四條)。

(三)　從來被保險者たりし者が其の資格を失ひたる後直ちに申請をなす時は繼續して被保險者となり得るのである(第二十條)。所謂任意繼續被保險者である。

被保險者に關しては政府の事業に使用せらるゝ者には例外規定がある。政府の事業に使用せらるゝ官吏又は待遇官吏については當分の內厚生大臣は之を健康保險の被保險者と爲さゞることを得、政府事業に使用せらるゝ被保險者が共濟組合の組合員なる場合に於て其の組合の給付の種類及び程度を厚生大臣に於て適當と認め其の組合を指定したときは其の被保險者に對しては健康

保險法の規定による保險給付をなさない。此の共濟組合とは例へば國有鐵道共濟組合、專賣局現業員共濟組合等をいふのである。

保險機關は二種ある。一は政府自ら健康保險署を設け健康保險組合の組合員にあらざる被保險者の保險の事務を司らしむるもの、二は健康保健組合で各其の組合員の被保險者の保險を司るものである。健康保險組合は從來各地の工場鑛山にある共濟組合の組織を改造したるものである。法律は被保險者三百人以上を常時使用する事業主が其の經營する一又は二以上の事業につきて設け得ることゝし、尚二以上の事業主が共同して一組合を設くることも認めてゐるし、また一事業に於て作業の場所が二以上あるときは作業の場所毎に獨立の組合を作ることを得、强制被保險者五百名以上を常時使用する事業主に對しては主務大臣は組合の設立を命ずることを得るのである。

組合を設立せんとする事業主は組合員たる資格を有する被保險者の過半數の同意を得て規約を作り主務大臣の認可を受けなければならない。組合は常に主務大臣の監督を受けなければならないのは勿論であるが、組合の役員に缺

員若くは故障ある時又は組合の役員が其の執行すべき職務を執行せざる時は主務大臣は官吏又は其他の者を指定して其の職務を代執行せしむることを得るし、主務大臣は組合の決議若くは役員の行爲が法令主務大臣の處分若くは規約に違反し組合員の利益を害し若くは害する虞ありと認むる時又は組合の事業若くは財産の狀況により其の事業の繼續を困難なりと認むる時は決議を取消し役員を解職し又は組合の解散を命ずることを得るのである。

組合は議決機關として組合會を設ける。其の議員の定數は十二人以上の偶數とし、其の半數は事業主若くは其の代理人及び其の事業に使用せらるゝ者の中につき事業主が選定し、他の半數は被保險者たる組合員が互選するものである。而して組合會の職能は豫算、決算、財産の管理、保險料率其の他重要なる事項につき議決するものであつて、組合會の議長は理事長を以て之に充てる。組合は執行機關として理事を置き、理事の定數は四人以上の偶數であつて、其の半數は事業主の選定したる議員が互選し、他の半數は被保險者である組合員の互選した議員が互選するのである。理事の内一人を理事長とし事業主の選定した

る議員の理事の中につき理事が選擧するのであり、理事長が組合を代表するのである。

疾病保險の保險給付は、我國の法律によれば、被保險者の疾病、負傷、死亡又は分娩の場合に際して保險者が支給する療養給付、傷病手當金、埋葬料、分娩費又は出産手當金である。この場合に業務上の事故と業務外の事故とにつき成るべく差別を設けず同等の取扱をなさんとするのである。このことは相當議論のあつた所であつたが、原則として同一に取扱ひ例外として若干の場合に業務上の事故に差別的待遇を認めたのである(第四十五條、令第八十八條)。

保險給付の第一は療養の給付である(第四十三條)。被保險者が疾病又は負傷したる時は卽日より療養の給付をしなければならない。其の給付は醫師の診察、手術、藥劑、治療材料、看護、移送等實物で給付するのが原則であつて、若し療養の爲め必要ありと認める時は被保險者を病院に收容することを得るのである。被保險者が醫師又は歯科醫師を選定した時は保險者の承諾ある場合の外同一の疾病又は負傷の療養につき之を變更することを得ない。醫師又は歯科醫師

が處方箋を交付したる時は被保險者は保險者の指定したる藥劑師中自己の選定したるものにつき藥劑を受くることを得るのである。

療養給付は實物給付を原則とするが、左の場合には其代りに療養費を支給することを得(第四十四條)。(一)保險者に於て療養給付をなすことを困難と認めたる時、(二)被保險者が保險者の承諾を受けて指定以外の醫師又は齒科醫師の診察を受けたる時、(三)被保險者が緊急の場合に指定以外の醫師、齒科醫師其他の者の手當を受けたるとき(四)其他組合の規約を以て定めたるとき(令第七十七條)。

保險給付の第二は傷病手當金である。疾病又は負傷をなす時は賃銀を得ることが出來ないから、本人竝に家族の者は生活上困難をしなければならない。從つて療養の爲め勞働すること能はざる間は傷病手當金として一日の報酬日額の六割に相當する金額を支給するのである。其の手當は第四日目より支給する。病院に收容したるときは主として被保險者により生計を維持する者なき場合には二割に、かゝる者が二人以内の場合には四割に、三人以上の場合には六割に減額するのである(第四十五條、第四十六條、令第七十九條)。

療養給付及び傷病手當金の支給は同一の傷病及び之に因りて發したる疾病につき事故の生じたる日より起算し百八十日を超えたるときは之をなさない。尤も業務上の傷病につきては其後とても業主の負擔に於て療養を繼續するが、其れ以外は之をなさない(第四十七條)。

保險給付の第三は埋葬料である。被保險者が死亡した時は被保險者により生計を維持したる者にして埋葬を行ふものに對し埋葬料として被保險者の標準報酬日額三十日分に相當する金額を支給する。但し最少限を三十圓とする。右の如きものがなき時は埋葬を行ひたるものに對し右の金額の範圍内に於て埋葬費實額を支給するのである(第四十八條)。

保險給付の第四は分娩に關する給付である。卽ち被保險者が分娩したる時は分娩費として二十圓を支給し、產前產後の休養中は出產手當金として特定の期間内は一定の手當を支給するのである(第五十條、令第八十條)。尙保險者は被保險者を產院に收容し又は助產の手當をなすことを得るが、此の場合の分娩費及び出產手當金は減額される(第五十一條、令第八十一條)。

保險の費用の負擔は我國の法律によれば國家と雇主と勞働者とである。卽ち國庫は各健康保險組合の保險給付に要する費用の十分の一を組合に交付する。政府の負擔額は組合の事務費に必要なりと思はる所を標準としたものであるとのことである。被保險者及び雇主である事業主は保險料額を折半して各其一を負擔する。但し任意繼續被保險者は其の全部を負擔しなければならない(第七十二條)。保險料額は各被保險者の標準報酬日額に保險料率を乘じたるものである。保險料率は保險者が之を定むることになつてゐる。

以上は我國の健康保險法に見えたる疾病保險制の大要である。其の根幹に於て獨逸の同制度と同じであるが、微細の點については勿論同じではない、就中普通の疾病保險と災厄保險とを同じくした如きは大いに異る所である。我國の勞働者はこの制度によりて少からず利益を受くることになつたのであるが、この制度は我國としては最初の試みである丈、被保險者の範圍が獨逸等に比し遙に限定せられてゐるのみならず、其の恩澤に浴すべき機會も亦限定せられてゐる。例へば勞働者竝に其の家族が疾病等によりて經濟上の損失を被る場合は獨り勞働者自身の疾病等に限らないのであつて、其の配偶者が出産する場合にも同じく經濟上の損失を受けなければならない。故に單に被保險者であるのみを救濟するのみでは勞働者竝に其の家族の經濟上の損失を救濟することは出來ないといふべきである。從つて社會保險の精神を徹底せしめんと欲するならば、第一にはこの制度の適用を受くべき被保險者の範圍を擴張して一切の賃雇勞働者に及ぼすことが望ましい。我國の社會保險の成績に鑑みこのことは遠からず實現せらるゝに至るであらう。第二には保險の利益に浴する機會を獨り勞働者のみに限らずして其れ以外のものにまで擴張することも望ましい。然し乍らこのことは第一の場合に比して容易ではない。單に勞働者の經濟生活の點よりいへば獨り勞働者のみを救濟するのでは不十分であらうが、其の家族のものまでを救濟せんとするには勞働者の保險料も增加しなければなるまいし、雇主竝に政府の負擔も增加しなければなるまいから、之が實行は容易ならざるものであつて、少くとも之を擴張するにしても徐々に之をなさなければならないであらう。

第四章　災厄保險

三五　災厄保險

災厄保險の目的

災厄保險の目的とする所は、勞働者が業務を執行中災厄にかゝり、勞働能力を喪失若くは減少したる時又は爲に死亡したる時に之によりて生ずべき經濟上の損失より免れしむるにある。かゝる災厄は近代的大經營の發達に伴ひ機械力の使用によりて生じたるものであつて、事業主がこれ等機械の損傷に對し責任を負擔する如く、勞働者の勞働力の喪失減少に對しても亦責任を負はざるを得ざるものである。機械設備の爲に生じたる災厄については明瞭であるが、勞働者が執務中吸引したる毒瓦斯等の爲に生じたる勞働力の喪失減少は勿論工場内の惡空氣又は過度の勞働の爲に生じたる勞働力の喪失減少も同視しなければならない。何者、かゝる災厄は近代的大工業により生じたるものであつて昔時には生じなかつたからである。

被保險者の範圍

被保險者は初めは工場、鑛山等勞働其物に危害を生じ易きものに從事するものを包含したものであるが、農業、林業等に於ても近年は或程度までは機械力を用ふるに至つたから、之等の勞働に從事するものを包含しなければならないし、更に其の以外のものでも災厄にかゝる危險は全くないでもないから、被保險者の範圍を限定することは困難ならざるを得ない。其の結果近年立法の傾向は疾病保險の場合の如く苟くも或事業主の下に勞働するものは悉く被保險者の資格あるものとなつた。

保險給付

保險給付は疾病保險と同じく療養と手當であるが、被保險者にして終生勞働力を喪失し若くは減少したる時は其の程度に應じて年金を給與し、以て經濟上の損失を救濟し、若し爲に死亡した時には其の遺族に對し埋葬料竝に慰藉料を給與するのである。更に之を詳述すると保險給付は次の四より成る。

（一）療養　療養の目的はいふまでもなく被害者の勞働力を恢復せしむるにあるが故に、醫師の手當、藥餌、病院入院等適當の措置を含むは勿論、これ等の療養中に於ける收入の喪失減少に對し適當の手當金を支給するのである。

（二）癈疾年金　被害者にして終生勞働力を喪失又は減少したるものは之に

對して年金を給與しなければならない。其の手當は被害者の所得と勞働力減少の程度によりて異らざるを得ない。

(三) 埋葬料　被害者にして死亡したる時は其の埋葬料を支給するは勿論、其の生前の勤勞に對し相當の慰藉料を支給する。

(四) 遺族年金　被害者の收入によりて生活したる家族の者は被害者の死亡によりて生活の途を失ふことになるから之等のものに對して相當の年金を給與する。これ等の扶助金は未亡人、子女、尊族に對して給與するのである。

我國にては前章陳ぶる如く、官業勞働者に對しては明治八年太政官達第五四號を以て官役人夫死傷手當規則を發布し、雇主が勞働者の災厄に對して補償の義務あることを明にし、明治四〇年には鐵道從業者共濟組合を設け之に屬する從業者の災厄に對し共濟組合より救濟することになつたのであるが、民間の事業に從事する者に對してはたとひ業務上災厄にかゝるも業主として補償せしむることはなかつた。其の義務を認むるに至つたのは工場法が實施せられたからである。之と同時に鑛業法を改正して業主に同一の義務を負擔せしめてゐる。補償義務の細目は工場法施行令第四條以下及び鑛夫勞役扶助規則第十七條以下に規定せられてゐる。其後に至り之に改正を加へ、補償の程度を厚くすると同時に健康保險法による給付との聯絡を明にするに至つた。

一、業務上の負傷又は疾病が繼續中は

a　雇主は其の費用を以て療養を施し又は療養費を支給し

b　勞働者が療養中は賃銀の六割以上の休業扶助料を給す、但し百八十日後は之を四割まで減ずることを得

c　療養開始後三年を經過するも負傷又は疾病が治癒せざる時は雇主は賃銀五百四十日分以上の打切扶助料を支給し以後扶助をなさゞることを得

二、業務上の負傷又は疾病の治癒後

負傷又は疾病の治癒後に勞働者の身體に左の程度の障害が存する時は雇主は左の障害扶助料を支給す

a　終身自用を辨ずる能はざるものには　賃銀五百四十日分以上

b　終身勞務に服する能はざるものには　賃銀三百六十日分以上
c　從來の勞務に服する能はざるもの、健康舊に復する能はざるもの又は女子の外貌に醜痕を殘したるものには　賃銀百八十日分以上
d　身體を傷害し舊に復する能はずと雖も引繼き從來の勞務に服し得るものには　賃銀四十日分以上

三、業務上の死亡の場合には
a　遺族又は從屬者に賃銀三百六十日分以上の遺族扶助料を支給す
b　葬祭を行ふものには賃銀三十日分最少限度三十圓以上の葬祭料を支給す

療養費竝に休業扶助料の支給は健康保險法の支給と重複するからこの場合には支給しないのである。

勞働者が業務中災厄に罹りたる時は雇主は恰も機械等が破損したる場合の如く其の負擔となさなければならないとすると、こゝに問題を生ずる。雇主はよく其の責任を果すことを得るやといふことである。若し其の責任を果すことが確實でないとすると其の責任を果さしむる方法を講じなければならない。この見地から諸國に行はるゝ補償法を見ると之を三種類に分つことを得る。

(一)單純なる補償法を設けたるのみで特に其の責任を果すべき方法を講じないもの。我國の制度の如き卽ちこれである。法律には單に法律の適用を受くる雇主及び受益者、給付の種類、分量が規定せられてゐる丈で、若し雇主が破產した場合には勞働者は補償の支給を受くることを得ざるものである。(二)法律は補償につき規定を設くるに止らず、其の責任の履行を確實ならしむる爲に雇主より一定賦課金を徵して保證基金を設け、雇主が破產した爲に補償を得られざる場合には其の基金の中より之を支拂ふものである。此の方法によれば、勞働者の權利は確實になる譯である。第一の場合でも第二の場合でも雇主が其の義務を履行するが爲に保險會社に保險契約を締結すると否とは雇主の自由であつて、法律は之に關して何等の規定を設けてゐない。然るに(三)國によりては雇主をして其の義務を履行せしむる爲に雇主をして保險契約を締結する義務を課したものもある。其の義務を課したのはいふまでもなく勞働者をして其の

權利を履行するを得せしむる爲である。

獨逸の法律によると、保險に加入すべき職業に從事するものにして一年の所得五千「マーク」を超えざるものは悉く保險に加入しなければならない。保險に加入すべき職業の中第一に數ふべきものは、工場、鑛山、釀造業、交通業、建築業、煙突掃除人、屠殺業、浴場業等の外郵便、鐵道等の國家の事業等に從事するものを含む。然るに近年の立法の傾向では其の業務の範圍を擴張するのである。其上に資本家組合竝に地方の法律により其の範圍を擴張することを得る。蓋し保險に加入するもの丶範圍が廣ければ廣い丈危險を分散することを得る理であるから、其の範圍を擴大しつ丶あるのである。

災厄保險の負擔者は新に之を創設しなければならない。保險加入の義務ある職業に從事する資本家は强制的に組合を組織しなければならない。尙其の組合は地方的に形成せらるゝものであつて鐵道等官業に從事するものは國家又は地方團體が其の負擔者となる。雇主にして資本家組合に加入したものは其の業務の狀態竝に從事せる勞働者と其の賃銀等を組合に屆出でなければならない。

災厄の發生は偶然であり從つて其の負擔も一定しないものであるから、其の負擔を如何にして調達分配すべきかは技術上問題となるのであるが、これには二個の制度がある。其一は一年に起るべき災厄竝に負擔を加入組合員間で分配負擔せしむべきもので、其の分配の方法は會員の負擔能力を標準として分擔せしむるのであるが、この方法の長所は一年の實際の負擔を比較的よく知ることとを得ることであり、其の短所は會員の負擔は必然的に年と共に增加することである。反之第二の方法は災厄の豫測を標準として基金を設け其の基金を加入會員の間で分擔し、更に會員は毎年一定額の醵出をなして其の基金を强化し、會員の負擔すべき災厄の發生したる場合には之より支出するのである。其の詳細のことについては說くべきこと多けれどもこゝには其の概要を說明するに止めて置かう。

第五章　癈疾及び養老保險

癈疾保險

三六　癈疾保險竝に養老保險

疾病保險制が行はれて短期の疾病者は保險制の恩澤に浴することを得ても、疾病稍長期に亙り普通の疾病と同視すること能はざるものは疾病保險制の恩澤に浴せしむることを得ないから、これ等のものをして保險制の恩澤に浴せしめんとするには別種の保險制を設けなければならない。癈疾保險卽ち是れである。元來癈疾保險は疾病等の爲に勞働力の大部分を喪失し普通の勞働者の如く勞働し其の收入を得ること能はざるもの、救濟を目的とするものであるが、保險の性質よりいへば最も重要のものでなければならない。短期の疾病なれば其間勞働力を失ひ收入を得ること能はざるも、其の疾病にして快癒すれば再び普通の勞働者として勞働に從事し收入を得ることを得るから疾病に基く經濟上の損害は比較的に輕微であるといはざるを得ない。若し勞働者にしてこれ等のことを慮つて相當の貯蓄でもなしてゐたならば社會保險制の恩澤を被らざるもよく其の損害を免るゝことを得るであらう。然るに癈疾にかゝる時は永久若くは長年月に亙りて勞働力を喪失若くは減少するから勞働者竝に其の家族のものにとりて其れ丈收入を失ひ若くは減少するものであり、從つては生活上重大事でなければならない。普通の疾病により生ずる經濟上の損害にして之を救濟しなければならないとすれば癈疾による經濟上の損害は其の程度が甚しいから之が救濟の途を講じなければならない理である。癈疾は勞働生活中特別の理由ありて起りたるものであつて有ゆる勞働者が之に罹るものとは限らないのであるが、勞働者にして老年になりて勞働すること能はず從つて收入の途を失ひたるものに至つては更に憐まざるを得ない。これ等のものもあり若くは其の子女にして之を扶助し得べき力あるものであれば兎に角、然らざれば社會の扶助を受けざる限りは生活すること能はざるのであるから最も憐まざるを得ない。保險制によりて之を保護すべきものとせばこの種の養老保險こそ最も重視しなければならないものであるといはざるを得ない。社

會保險制にしてこれ等のものを救濟するを得ば問題はないが、然らざる限りは社會は貧窮者として之を救濟しなければならない。故に出來る限りこれ等のものをして無辜の民たらしむることなからしむには、この種の社會保險につき考慮しなければならない。然し、之を實行するに當りては夥多の困難の存することを注意しなければならない。

罹疾及養老保險に伴ふ實施に困難

（一）疾病保險なれば疾病の期間丈救濟すれば宜しいのであるが、罹疾保險竝に養老保險に於ては其の勞働者の生命のあらん限り之を救濟しなければならないから、其の給付額は莫大なる額に上らざるを得ない。廢疾保險なれば比較的稀に起るべき廢疾の事由によりて生ずることであるが、老衰に至つては必ず起ることであるから、これ等の者をして死亡の期に至るまで救濟しなければならないとすると其額は莫大の額に上るべきは明白である。之を國家の負擔とすれば財政上大なる負擔となるを得ないし、資本家の負擔とすればこれ又其の負擔は甚だ大にして恐らくは普通資本家の堪ゆる所ではあるまい。勿論勞働者が之を負擔しなければならないとすれば、之が爲に出すべき保險料は相當の額に上ることであるから到底之を負擔することを得べきものではない。勞働者が全部を負擔しないで一部を負擔するにしても、其の負擔は決して輕微ではない。現に英國に於てチェンバーレーンが英本國と植民地とを一大經濟圈になさんが爲に、從來の自由貿易制を棄てゝ輕度の保護貿易制を敷かんことを提議するや、勞働黨を初め之に反對するものが少くなかつたから、チェンバーレーン派は之に對して、保護貿易制を採用することによりて物價の騰貴を惹起することは免れないが、之によりて生ずべき歲入の增加は久しく勞働者等の待望する養老保險制の基金となし以て同制度の實現を促進せんとするものであるから、物價騰貴による勞働者の苦痛は之を忍ばれんことを希望せざるを得ないと辯解したのである。然し勞働者の利益を代表するものは勞働者の收入にして之を負擔する丈の餘裕があれば問題はないが、如何んせん勞働者の收入は辛うじて生活するを得るに止り、其れ以上に上ることを得ない、今保護貿易制の採用により生活費の增加を惹起せんか、勞働者は其の負擔に堪ゆることを得ない、養老保險制は喜ぶべきとするも之が爲に勞働者目前の負擔を增加するは忍

ぶことを得ないと激烈に反對し、其の提案を葬り去つたのである。之によるもこの種の保險制實施に伴ふ負擔の決して輕くないことを知ることを得よう。

（二）この種の保險の負擔を勞働者をして負擔せしむる場合には、勞働者が毎年出資すべき保險料は相當額に上り勞働者としては其の負擔に堪へざる危險なしとしない。其の結果この種の保險に加入したる時にはよく之を負擔するを得るにもせよ、其の經濟事情の變化に伴ひ保險料の支出に故障を生じ之が爲に其の權利を喪失するに至ることなしとしない。この種の保險は性質として成るべく廣汎にして無條件のものでなければならないし、之に加入する者にして已むを得ざる事由の爲に脫退したる場合にも容易に再び之に加入するを得せしめなければならぬから、之を實行すること容易ではない。

（三）癈疾保險の場合に於ては其の勞働不能は如何なる事由によりて生じたるかを決定すること難く、從つて其の保險給付を受くる權利ありや否を決定することは容易でない。

（四）養老保險に於て其の給與を受くべき年齡を定めることは容易でない。

勿論其の給與を受くべき年齡は勞働不能を前提とするものに相違ないが、其の年齡は國民の體質健康により同じからざるは勿論である。其の年齡を低くする時には、其の給與を受くべきものゝ範圍も廣く、給與すべき期限も長かるべく、從つて其の負擔は甚だ重いであらう。反之、其の年齡を高くする時には給與を受くべきものゝ範圍が小であらうが、既に勞働すること困難となりたるに拘らず尙其の恩典に浴すること能はざるに至ることなしとしない。この種の制度を設けたる精神に副はざるものといはなければならない。

要之、この種の保險制度を設けることは、其の性質よりするも甚だ重要であるに拘らず、實行上夥多の困難を伴ふものであるから、諸國でも他の社會保險に比し其の發達が遲れざるを得なかつたのである。而してこの種の保險制を設くるに當りて考慮しなければならないのは次の點である。（一）勞働者の出資すべき保險料は出來る丈低くせねば勞働者は其の負擔に堪ゆることを得ない。又勞働者の出資すべき保險料が低いとすれば資本家若くは國家の負擔は相當重からざるを得ない。（二）其の結果この種の保險制度の恩典に浴すべき勞働者の

範圍は廣きほど望ましいのではあるが、事實或範圍に制限せざるを得ない。而かも其の給與の額も勞働者をして老後他人よりの扶助を受くることなく相當の生活をなし得る程度のものたることが望ましいのであるが、其の負擔が重いから之も或程度に限定しなければならない。蓋し給與の限度が甚だ低くして其の扶助を受くるも到底生活をなすこと能はず、其の周圍の者から助を受けなければならないとすれば、其の制度を設けたる趣旨に背くことになるし、されば とて其の給與が甚だ多ければ其の負擔に堪へざる結果とならざるを得ないであらう。故にこの種の保險制度を設くることが勞働者にとりて必要なりとせば國家は或程度までの負擔を覺悟しなければならない。

この種の保險の給付は之を左の四種に分つことを得る。

一、癈疾休養金　災厄が起つた結果、勞働すること能はず、從つて賃銀を得ること能はざるを以て之を救濟するが爲に休養費を出さゞるを得ない。癈疾といつた所で其の癈疾は自ら一時的のものがあり永久的のものがある。其の癈疾にして豫見すべき期間に快癒することが豫想せらるゝものであれば一時的のものであり、反之其の癈疾が重くして永久に勞働力を失ひ終生恢復の望なきものは永久的のものである。從つて癈疾保險に於ける給付は事件發生後若干期間に對する勞働者の物的竝に心的の損傷に對する賠償を意味するものであつて、後者は勞働者が癈疾による勞働力從つて賃銀の減少に對する終生の扶助金を意味するものである。

二、養老金　勞働者が一定の年齡に達する時勞働界より引退しなければならない場合に其の老後の生活を安全ならしむる爲に給與する扶助金である。勞働者の勞働能力は必しも年齡によりて定るものではなく、老年まで依然として勞働に堪ゆるものあり、比較的早くより勞働力を減少するものがあつて之を識別することが困難であるから、法律上一定の年齡を以て勞働界を引退するものとなし、換言すれば勞働力を喪失したるものと假定し其時より法定の養老金を給付するのである。但し、事實上尚相當の勞働に從事し從つて相當の收入あるものは養老金の給付を一時延期すると同時に養老金額を或程度まで增加す

るを常とする。

三、遺族扶助料　養老金を給付せらるゝ勞働者にして死亡する時は、遺族の者は特に貯蓄等がない限りは生活上困難を感じなければならないから、遺族に對して扶助料を支給しなければならない。寡婦も亦原則として高齡として再婚する望もないものであるから、之をして老後の生活を全うせしむる爲に之に扶助料を支給するのである。この寡婦にして再婚する時は生活上困難を見ることはないから、其時以後は扶助料を支給するには及ばない。孤兒も亦一定の年齡に達し或種の職業を得て收入を得るまでは、父母等より養はれなければならないものであるに拘らず、之を養ふべき親がないのであるから、之に扶助料を支給することは老齡のものに對して養老金を支給すると同じ精神に出づるものといはなければならない。從つて、扶助料を支給せらるゝ孤兒にして一定の年齡に達する時は、或種の職業を得以て收入を得るものとして扶助料を支給せざるは當然である。

四、準備費　婦女子にして被保險者たるものが婚嫁したが爲に保險金を支給する必要が消滅したる場合には、一時金として一定の資金を支出して其の婚姻の費用に充てしめる。卽ち婚姻の準備の爲に支出するのである。

以上擧ぐる種類の社會保險は社會保險としては必要のものであつて文明國は之を完備しなければならない。若し其一を缺く場合には社會保險は未だ完からざるものであつて、成るべく速に之を完からしめることに努めなければならない。勿論これ等の社會保險が形式的に具備したからとて滿足すべきものではなく、其の內容を充實して勞働者をして眞に經濟生活を營む上に於て後顧の憂なからしむることが肝要である。

第六章　失業保險

失業保險

三七　失業保險

勞働者の利益よりいへば繼續的に勞働の機會を得て相當の收入あることが望ましいことであるには相違ないが、勞働者にして其の位置を失ひ從つて收入を得る途を失ひたる時は家族を養ふことを得ざる結果とならざるを得ない。このことは勞働者にとりて疾病其他により勞働すること能はざる場合と同じく、否それよりも一層大なる痛恨事たらざるを得ない。蓋し、疾病等の場合には事實上勞働することを得ないのであるが、この場合は勞働者は肉體上健全であり勞働することを得るに拘らず勞働することを得ないのであつて勞働者としては甚だ苦痛ならざるを得ないからである。失業は勿論雇主から解雇せられ若くは勞働者より勞働契約を解消して其の職を離れ而かも他に適當の位置を得る能はざるより起ることに相違ないが、雇主より勞働契約を解消する場合は勞働者に相當の過失あり若くは過失ありと見て解雇する場合は勿論其の勞働

者に過失なきにもせよ、事業經營が困難となり勞働者の一部を解雇して其の經營の規模を縮小しなければならない場合に已むを得ず解雇するのである。何れの場合にも法律若くは契約、又は慣習上定まれる解雇手當は支給するにもせよ其の手當は性質上さまで多額ではあるまい。從つて、一時生活上の助となるにもせよ永く之によりて生活することは出來ないから生活上困難を見なければならないのは當然である。勞働者の側から勞働契約を解消する場合は新に就職口があつて之を申し出づる場合は兎に角、然らざる場合は早く其の就職口を得らるゝ時は問題はないが、然らざる時は若干の解雇手當のみにては永く其の生活を支ふることが困難でなければならないから、失業の場合に彼等を救濟すべき方法を講ずることは勞働者の利益の爲め必要であるといはなければならない。

勞働者の多くは勞働組合に歸屬するものであるから、勞働者にして失業した場合には勞働組合が勞働者の爲に新なる位置を求めんとするに相違ない。從つてこの問題は勞働者の自助に任して國家は之に指を染めざるも差支ないよ

うである。然し、勞働者の失業數が多からざる場合には勞働組合の盡力により新なる就職口を得ることはさまで困難ではあるまいが、失業者が多數にのぼる時、特に恐慌を初め經濟界不況の結果多數の事業が經營難に陷り、或は其の事業を中止又は縮小しなければならないような時は、勢ひ、多數のものが解雇せられ失業者が街に溢るゝ勢ともなり、いかに勞働組合の經營者が東奔西走するも尚これ等の失業者の爲に新就職口を探し得ることは困難とならざるを得ない。これ等は經濟社會の動搖より生ずることで如何ともすること能はずといへば其れまでゞあるが、勞働者よりいへば勞働するより外に收入を得べき途はないのでつて、俄に其途が杜塞せらるゝことは氣の毒であるは勿論國民經濟からいふもこれ等の勞働力が全く休止して用をなさないことは大なる損害であるといはなければならないから、之が救濟の途を講ずることが必要であるに相違ない。勿論多數の失業者を俄に生ずることは根本的には產業が振はないから生ずることであつて、產業を振興することは一面には失業者を救濟することになるのである。然し產業を振作することは容易のことではなく、又其のことが不

可能でないとするも、相當の時日を要することであるから勞働者は少くともこれ等產業が振興するまでは位置を得ること能はず生活上困難せざるを得ない。故に國家としては極力產業の振作に力を致すにもせよ、勞働者の當面の困難を救助若くは緩和するが爲に或種の方策を講ぜざるを得ない。其の方法としては問題となるのは失業保險制である。勞働者をして强制的に失業保險に加入せしめる代りに、失業した曉には再び職を得るまでは一定の保險年金を給與するのである。斯くして一方國家等が產業の振作に力を致す時は遠からずして產業も振興し、勞働の需要も增加するであらうから、それ迄の間勞働者をして生活上の困難を見ることなからしむるのである。

强制的に勞働保險制を設くることと其れ自身について理論上反對するものは少くない。これ等のものよりいへば、理論上から失業保險を强制的に行ふことに反對するものは勿論、理論上强制保險に反對しない迄も、或はこの制によるときは、勞働者は勞働組合に依存しなくとも生活上困難を見ることあるまいから自然勞働組合の力が弱くなり、其の結果は勞働組合の發達を阻害する虞があり、

失業保險に伴ふ困難

更に勞働自助的發展を害する虞があるとの理由で反對するものがある。更に一派のものは失業保險其物には理論上反對せざるも、他の社會保險と異り技術上之を實行することは困難であるから、其の理由で之に反對するものもある。

蓋し失業保險は、勞働者にとりて甚だ必要であるに拘らず之を實現することの困難であるのは、其の保險の對象物が他の社會保險に比し明瞭でないからである。卽ち第一に失業は勞働者の意思によること多く、如何なる程度まで勞働者の意思に關係なく起りたるかを知ることが難く從つていかにして之を保險の對象物となすべきかを確定することが出來難い。換言せば失業は多く經濟界の變動の結果起ることであるから、この場合は勞働者は勞働する力も勞働する意思もあるに拘らず事業不振の爲に失業せざるを得ざるに至つたもので勞働者に何等の過失がないのであり、上にも陳ぶる如く產業にして恢復したならば勞働者も再び職に復することを得るものであるから、產業の恢復するまで勞働者をして生活に困難を感ぜしめない爲に之を救濟することを目的とするものであつて、之に對して異議を挾むものはない。然し、これ等の原因がなく勞働者が

勞働することを欲せざるが爲に其職を解かれ若くは同盟罷業等の爲に失業したる場合の如きは、其の失業の原因の中には勞働者の意思が多分に關係するものであるから勞働者からいへば相當の理由があるにもせよ、之を如何なる程度まで是認し救濟すべきかを事實上決定することは容易ではない。これ失業保險制の實行に伴ふ困難の一である。而のみならず、勞働者が再び職を得た場合には失業保險の對象が消滅するには相違ないが、再び職を得るにしても失業前に從事してゐた職業に復するを得れば問題はないが、之は必しも期待するを得ず、從つて勞働者が提供せられた職業に果して滿足して從事するかは明でないから、如何なる場合に失業保險の對象物が消滅したかを明にすることは困難といはなければならない。故に强制保險制を設け相當の救濟を行ふに當り勞働者が滿足すべき新職業を得るまで失業者と見做し之を救濟しなければならないとすれば、之を實行すること容易ではない。さればとて失業の範圍を限定し從つて救濟の範圍を縮小すれば其の制度を實現することを得ようが、之を以て勞働者の生活上の困難を果して如何なる程度まで救濟し得べきかは不明なら

ざるを得ない。之が實現に伴ふ困難の第二點である。

失業保險を任意保險となし之に加入すると否とを隨意とする時にはこの制度を實現し易いが、職業によりては失業の可能性が同じからず、或職業では失業の機會は多いが、或職業では其の機會は少い。從つて失業の機會の多い職業に從事するものは之に加入するものが多いが、其の機會の少いものは加入を欲しない。其の結果は失業の可能性の多い職業のもの丈が加入することになるのであるから、若し保險料が主として勞働者が負擔する制度であれば勞働者の負擔甚だ重くして永く之を繼續することは困難ならざるを得ないであらうし若し保險料の多くを國家又は公共團體が負擔する制度であれば國家等の負擔重くして之を實現すること困難とならざるを得ない。若し失業保險を强制保險とする時には上に陳ぶる如く職業により失業の可能性が大いに異るのであるから、其の可能性の少い職業に從事するものは其の恩澤に浴することが甚だ少くあるに拘らず其の恩澤に浴することの多いものと同樣に保險料を負擔しなければならないことになる譯で其者の負擔は甚だ重からざるを得ない。されば

保險料の負擔者

とて職業によりて保險料を異にするとせば其の不公平を或程度まで避けしむることを得るには相違ないが、其の保險料額を適當に定むることは甚だ困難とならざるを得ない。かく考へ來ると失業保險は勞働者にとりて甚だ必要なる制度であるに拘らず之を實現する上に多くの困難が伴ふものである。蓋し其の發達の甚だ晩きことは當然といふべきである。

失業保險制を實施する場合に其の適用を受くる失業の範圍を可成限定しなければならないが、其れにしても保險料を勞働者のみの負擔となすことは出來ない。若し、其の負擔となす時には其の負擔重くして到底之に堪ゆることが出來ないから勢ひ雇主である資本家竝に國家に一部分負擔せしめなければならないことになり之が實現性が多くなる理である。雇主をして保險料の一部を負擔せしむるのは、失業は勞働者の意思でも其の過失等に原因する解雇でもなく、同盟罷業の如き集團的行動によるものでもなく、いはゞ現代の經濟機構に出づるものとせば、現代の經濟機構の存する限りは避くることを得ないものであつ

て資本家は之に對して一部分責任を負はざるを得ないからである。國家が其の保險の一部分を負はなければならないのは、文明國では昔時より救貧制度が行はれて貧窮者に對しては或程度まで救恤をしなければならなかつた、若し失業保險制が實現せらるゝに至れば貧窮者は自然大いに減少するであらうから、國家が保險料の一部を負擔しても事實上負擔を增すものでもないし、失業保險制度が實施せられた爲に勞働社會に平和を致すことを得たなれば經濟社會は幸福であるといはざるを得ないからである。

失業保險は上來陳ぶる如く之を實行する上に夥多の困難が伴ふに拘らず、勞働者の生活からいへば甚だ必要である上に、若し現代の經濟社會機構上失業は遂に避く可らざるものとせば現代の經濟社會機構を維持する以上失業者に對し救濟策を講じなければならない理である。從つて歐洲戰爭後勞働者の勢力が大いに伸展したる今日、文明國にてはこの種の制度を設くる必要を說くもの が多く、國家は其の實行上困難あるに拘らず、漸次之を設くるに至つたのである。學者の中社會保險は失業保險を以て樞軸とすると論ずるものあるは其の所で

ある。多くの國では歐洲戰爭後に至りて初めてこの制度に着手するに至つたのであるが、獨り英國は戰前卽ち一九一一年この制度を實施するに至つたのである。こゝには英國の同制度を陳べ之に模して起りたる他の一二の國の制度を附記するに止めよう。

英國の國家的失業保險制度は、曩に陳べたるが如く、一九一一年の National Insurance Act で定められ、翌一九一二年七月より實施せられた。本法により其の適用を受くる業態は、工業の一部、機械製造業、製鐵業等失業率高く且つ救濟手段を缺く七種の事業に限られ其の範圍はさまで廣くはない。外に勞働組合の相互保險に對して、政府は一定條件の下に補助を與へ以て實質上總ての職業に亙る失業保險の普及を企圖したのであつた。尙同法に於て其の適用の範圍を限定したのは、いふまでもなく、範圍を廣くするに從ひ實行上の困難を增加するのみならず國庫の負擔が增加するからである。保險料支拂の義務は勞働者企業家の兩者にあり、之に國庫が補助するのである。勞働者の義務は十六歲より初まるのである。勞働者が或企業の下で四十五週間以上勞働するに非ざれば企業

家は保險料を負擔するに及ばない、故に若し其の勞働期間が之より短くあり而かも企業家が既に失業保險料を支拂ひたる時は其の支拂額の一部分を返戻せらる。尙其の保險料竝に保險金は勞働者の賃銀の多少によりて異る所はなかつた。失業保險金を受くることを得るのは其時より前五年間に少くとも二十週間勞働に從事し保險料を收めたものでなければならない。保險金は保險料を支拂ひたる週數の五分の一丈支拂ふものであつて、其の金額は男工には一週十七志、女工十五志、未成年工は其の二分の一を支拂つた。但し一九二一年後其外に妻又は病身の夫に對し一週五志を十四歲以下のものに一志を補助した。被保險者が同盟罷業又は工場閉鎖によりて職を失ひ、若くは怠惰其他の理由により職を去りたるものなる時は失業保險金を受くることを得ない。失業者は直ちに官設の職業紹介所に失業を屆出でなければならぬ。其の場合官設の職業紹介所は相當の新位置を求めて之を紹介するのであるが、被保險者は相當の理由なくして紹介せられたる職業を辭することを得ず、之を辭する時は爾今保險金を受くることを得ない。紹介所が其者にして新位置につくに必要なる知識や素養を缺くと認めた時は一定の技術的講習に就かねばならぬが、其の費用は被保險者の負擔に於てゞある。若し講習所々長にして被保險者の講習中の成績等に照して到底修得の見込なしと思ふ時は、其の位置につくことを强要せず更に新しき位置を索むるのである。被保險者は次の如き位置が紹介せられても之を拒絶するのは差支ないのである。卽ち(一)同盟罷業若くは工場閉鎖によりて生じたる位置が紹介せらるゝ時、(二)其の紹介せられた位置が從前の位置に比し賃銀が低き場合であつて、かゝる場合に紹介せられた位置が他の地方に比して賃銀が低き場合に、(三)紹介せられた位置に就くことを拒絶しても、それは失業狀態が繼續するものとして取扱はるゝのである。勞働者にして失業保險に加入せるものにして無事滿六十歲を經過する時は、これまで支拂ひたる保險料を計算して年二分五厘の利子を添へ返還するのである。この點については該保險は一種の强制貯蓄と見ることが出來るのである。

英國にて失業保險制を設けたる當時は之に加入せしめた職業は上に陳べたる如く限定せられたものであつたが、歐洲戰爭の時之を擴張して軍需品工業の

全部に及ぼし、更に一九二〇年の The Unemployment Act によりこの强制保險は農業、家庭勞働及び公企業に從事する勞働者等を除外し其他一切の勞働者に擴張せらるゝに至つた。

諸國の失業保險制は英國の失業保險制に模範をとりたるものであつて、唯多少の修正をなしたるに過ぎないのである。

獨逸の失業保險

獨逸では從來この種の保險制はなかつたのであつたが、歐洲戰爭の當時、國內企業の中戰爭の餘波を受けて經營を繼續すること能はざるものを生じ其の結果失業者續出して之を等閑視することを得ざるに至つたので、少くとも平和が克復するまで之を救濟することが必要であつた。然るに平和克復するも勞働社會は依然として恢復しなかつたのであるから失業保險制を設け地方自治體より男工には一日六乃至三「マーク」其他には四「マーク」四分の一乃至二「マーク」二分の一の保險金額の補助をなさしむることになつた。

一九二〇年帝國勞働省では工業勞働者竝に使用人に對して强制失業保險制を設け、保險料は雇主と勞働者とが同率に負擔することゝし之に同負擔の二分の一丈を帝國竝に地方自治體が補助することゝした。季節勞働については保險料を倍加することを得ることにした。被保險者は過去十二月間に二十六週間の保險料を收めたるものにして、而かも國立の職業紹介所が適當の位置を紹介すること能はざる時は、十三週間を最長期限として其の土地の普通の賃銀を支出することにした。この提案は內容につき反對するもの多くあつたから政府は遂に之を撤回し之を改正することになつた。

蓋し勞働者の失業保護の根本目的は、失業救濟よりも失業の防止にあるのである。失業保險によつて保險金を與へるのは勞働者の經濟生活に及ぼす失業の影響を緩和する一つの方法に過ぎないのである。勞働者には金を與へるよりも仕事を與へることが根本的には必要なわけである。そこで諸國では、國や公共團體其他に於て新規事業を起したり、或は資金の缺乏の爲め計畫したり繼續することの困難な事業を開始又は繼續させて之に財政的援助を與へたり等して、之等の事業に失業した勞働者を使つたのである。此の種の授職事業の中には、失業保險制度其のものとは別に之を行つたものもあるが、本制度と組織的

に結合して實施したものもあつた。獨逸では一九二〇年一月二十六日の命令によつて創始せられ、其後數次の改正を受けたが、之を生產的失業救濟(Produktive Erwerbs-losenfürsorge)と稱したのである。素より之は嚴格な意味に於ての保險制度とはいへぬものであるが、同國に於ける失業保險制度と密接な關係のあつたものであつて、諸國の經驗に鑑み、特に注意しなければならぬ重要な點と考へるのである。

我國に於ける失業保險

我國に於ては英國や獨逸等に於けるような失業保險制度は未だ樹立せられてゐない。

本邦に於ては、諸外國と異り、勞働者の解雇又は退職に際して慰勞金又は手當金を支給する制度が、工場や鑛山に於ける福利施設として相當廣く發達してゐるのであるが、之は勞働者と資本家との間の情誼を厚くし道德的連繫を保つ上に多年獨特の貢獻をなし來つたのである。昭和十一年六月に公布せられ、昭和十二年一月より實施せられた所の退職積立金及退職手當法なる法律は、此の多年の慣行の法制化を圖つたものであつて、勞働者の退職(解雇)の際に於ける給與に關し、事業主と勞働者とが、相協力して豫め其の準備をして置く制度を確立したものである。本制度については何れ後に詳述するが、之を失業保險と比較すると、次の點に於て相異してゐるのである。(一)失業保險では事業主と勞働者の外に國も亦一定の額を負擔するのが普通であるが、本制度では政府は何等の負擔をしない。(二)失業保險では保險金は失業を絶對の要件としてゐるから、勞働者が再び就職し得ない場合に限り給與を受けるのである。然るに本制度では、原則として、退職の場合の全部に付て給與を受けるのであつて、假令勞働者が他に再び轉職をしても其のことには關係がなく、其の勤續年數に比例して給與金を受けることになつてゐる。(三)失業保險は社會保險であるから、其の適用を受ける產業全體に危險を分散する意味が含まれてゐるが、此の制度では之を含まない。どこまでも夫々の事業の範圍内で行はれ、保險の性質を缺いでゐる。

尙我國では、東京、大阪其他の大都市方面に於て、日傭勞働者の救濟の爲め、任意的な失業保險施設が若干行はれてゐるが、其の適用の範圍及び保護の程度は未だ充分なものといへない狀態である。更に進むで、我國に於て英國や獨逸等に

見るが如き强制的失業保險制度を全般的に確立することについては、各方面の意見は未だ一致しない有樣である。我國の產業經濟の實情や人口增加の趨勢等をよく考慮して、我が國情に適する失業保險制度をいかに確立するかは、將來に殘された問題となつてゐるのである。

要するに、失業保險は勞働者にとりて最も必要なる制度であるに拘らず、實行上夥多の困難が伴つてゐるから他の社會保險の如く普及するに至らない。然し經濟界は必しも順調にのみ運行するものでないから、自然失業者を生じ而かも容易に他に職を得ることが出來ないから少くとも或程度まで之を補助する必要がある。從つてこの種の社會保險が廣く行はるゝ必要が大いにある譯であつて、この種の保險が發達して初めて社會保險制が完備するといふことを得るであらう。

第五篇　勞働者の福利施設

第一章　總說

福利施設の必要

三八　福利施設の必要

勞働者の保護法規竝に施設は勞働者の經濟生活を安定し其の幸福を增進せしむる上に有效であるが勞働者の福利施設も同じ目的を達する上に於て同樣に大いに有效にして且つ極めて必要なものであつて、社會政策の實行にとりて輕視することは出來ない。勞働者の福利施設も種々であつて之を詳述することは出來ないが、其中の重要なるものにつき解說を試みよう。

福利施設の主體

勞働者の福利施設は勞働者の幸福を增進するものである以上、勞働者の團體である勞働組合が主體となりて之を設くるは想像することは出來るが、其の以外では資本家が勞働者の爲に之を設くることあり、國家又は地方自治體が之を設くることあり、又は慈善團體が之を設くることがある。資本家が之を設くる

は、勞働者の幸福を增進することは卽ち勞働者をして力を盡して勞働せしむる上に效果あることであり、其の結果はやがて生產を增加するに役立つことになるであらう、よし直接に其の生產の增加に役立たないまでも、資本家が獨り利潤を獲得するものではなく勞働者の幸福を念頭に置くものなることを證明するに役立つからである。國家等が福利施設を設くるのは勞働者の幸福を增進するのはやがて其の社會をして明朗ならしむる上に效果があるからである。

勞働者の福利施設といつた所で其の目標が廣く且つ多種である丈其の種類も亦頗る多い。其の施設も成るべく廣汎なることが望ましいのではあるが、實際に之を實現することは困難である。其の種類も直接に勞働者の生活に關係あるものに限定するにしても、勞働者の數は甚だ多く其の福利施設を要望するものは頗る多く、これ等のものを擧げて其の施設の利益に均霑せしむるには相當大規模のものでなければならないから、其の經費も亦頗る多からざるを得ない。故に普通の資本家は勿論公共團體でも徹底的に之を起すことは困難である。從つて世上にあるこの種の施設は、勿論例外はあるが、多くはさまで大規模のものではなく之に收容する者の數もさまで多數なることを得ないであらうから、之によつて勞働者の生活に伴ふ缺陷を悉く救治することは出來難い。然し、これ等の施設中其時の狀勢上最も緊要なるものは之を利用せんとするもの多く、之が擴張の要望が高くなるから、其の要望に聽いて施設を擴張すると同時に其の缺陷を補足することを努めたならば勞働者の生活を明朗ならしむる上に大いに役立つに相違ない。故にこれ等の施設が初めより大いに規模の大にして完全なることを望むよりは漸次其の擴大と完備とを希望するのが賢明であると信ずる。これ等の施設は勞働者の生活を明朗幸福ならしむるを目的とするものであるから、之が經營に當るものは深く勞働者の境遇に同情して誠心誠意其の目的を達成することに努めなければならない。たとひ其の設備等が至れりとするも、經營者にして其の心がなければ目的を達成し難いのはいふまでもないことである。ヒッテが「施設の豪華と費用とが其の價値と效果を定むるものではなく工場竝に施設に伴ふ精神が之を定むるものである」といつたのは洵に然うである。更に又假令經營者が誠心誠意之に當つた所で勞働者が精

神的に之を受け入れ十分に其の效果を現はすよう努むるに非ざれば其の價値の半を喪失することになることも明白である。こゝに其の施設の主なるものを列擧して若干之を解說する。

第二章　托兒所、補習教育施設

三九　托兒所、補習教育施設

大工業の發達するに從ひ勞働者は其家を棄てゝ少くとも相當時間は工場內に於て勞働しなければならないから、其間は子女を監督することは出來ない。母親でも家に留り之に當ることを得れば尙可なりであるが、母親も父親と同じく家を出でて工場等で勞働し其の家族を養はなければならないとすると、子女は全く之を監督するものがなくなつて、其の危險なるは多くいはずして明であらう。子女も稍長ずるものになると自ら行動することを得るが、其の幼少なるものに至つては自ら養ふことは出來ない。斯くの如く勞働者の生活に變化を生ずるに從ひ、茲に其の子女の教育を如何にすべきかの問題を生ずるは當然である。賢明なる資本家は勞働街に其の勞働者の爲に子女を預りて其の監督等に當るべき施設を設くるものがある。勞働者は之に其の子女を托する時は之について何等顧慮する必要が

ないから心神を捧げて勞働に從事することを得るし、其の子女も亦身體精神共に何等の障害もなく發達するから他日大いに活動することを得るであらう。蓋しこのことは其の社會にとりても甚だ大切のことである。

勞働者が工場に出でて其家にあらざる間其の子女を預りて之が養育監督に當るについて第一に考へねばならぬのは、其の子女が未だ甚だ幼にして學校に出でざる場合と已に學校に登りて教育せられつゝある場合とを區別しなければならないことである。前者にありては父母のあらざる間其の子女の養育に當らなければならないが、後者は學校の授業時間の間は學校に於て其の教育に當るから其の監督は放課後父母が家庭に歸るまでの間に限らるゝのである。女工が子女を擧げても其の子女を哺育するものがなければ、女工として勞働を繼續すること能はず家にあつて子女の哺育に充らなければならないから、雇主はこれ等の女工の爲に托兒所を設けて子女を預り規則正しく哺育するのである。其の哺育の期間は原則として義務教育が始まるまでゞあつて、其の子女を預かる時間は母性が工場に出でて勞働する間であつて、工場閉鎖後は女工が該

托兒所より子女を受取つて家に連れ歸り其れより後は其手によりて養育するのである。托兒所に於ては、相當嚴格なる規律の下に、托せられたる子女の養育に當るのであるから、子女が生家に於て養育せらるゝよりは健康其他に於て却つて良好なる結果を見るべく、勞働者は安心して子女を之に托することを得るのである。これ等の設備は原則として雇主である資本家又は慈善團體により て營まるゝものである。

義務教育の下にある兒童は學校にゐる間は學校當局が相當注意して教育するから其の兩親である勞働者は之につき心を用ふる必要はないが、放課後家に歸つても兩親は勿論工場に出でて家にあらざれば之を監督するものがなく從つて放逸に流るゝ虞がなしとしない。故にこれ等の兒童を放課後預りて學校にて授けられたる課目等の復習又は之が豫習を行ひ、其他女兒にありては簡單なる家事等を習得せしむる施設の必要がある。これは卽ち子女の教育を完うせしむる所以であつて、之によりて養はれた善良なる習慣は、俗にいふ三兒の魂百までもといふが如く他日善良なる市民として將た又優秀なる勞働者として

素養をなさしむることを得るのであつて、其の利益は決して少くない。兩親もこれ等の設備に對して心から感謝しなければならない。又日曜日は學校の授業がない代りに寺院等が之に當るから、子女をこれに出席せしむれば其の德育に少からざる效果があるに相違ない。

補習教育施設

托兒所の附屬的設備として子女が病氣に罹りたる時は之が治療に當るべき設備あることが肝要である。幼兒は普通抵抗力が少いものであるから病に冒さるゝことが多く、之が豫防竝に治療につき相當注意しなければならない。

兒童の中でも女子は最も注意して養育しなければならないものであるから托せられたものは之に對して格段の注意をなさなければならない。

工場にありては年少の勞働者に對して技術其他の敎養を積ましむる爲に補習敎育の設備をなすものがある。而して之によつて敎養を積ましむる爲には相當勞働時間を短縮して之に出席せしめねばならぬのである。惟ふに、勞働時間を短縮して補習敎育を受けしむることは雇主にとりて多少の犧牲の如くであるが、其實これ等の勞働者にして技術其他素養を積む時は、其の勞働の效果を大ならしむるのみならず時としては發明等を誘致することになるから雇主にとりても決して利益なしとはいへない。今日の工業の進歩を以てすれば熟練勞働者は勞働の中心をなすもので、之を養成することが最も必要である。補習敎育施設はこの意味に於て大いに必要であるといへる。

これ等の施設は主として勞働者の經濟生活をよくするを目的とするものであるけれども、勞働者の精神的生活に利益ある施設も亦之を輕視することは出來ない。勞働者又は其の子弟の爲に設けられた補習學校等の如き卽ちこれである。又勞働者は工場內では束縛せられてゐるが、工場を退いた後は全く自由であるから、其の修養的施設が存しないと、不知不識の間に不攝生若くは娛樂等に時間を空費する傾がないとしない。勞働者にはいふまでもなく熟練勞働者と不熟練勞働者との別があり、熟練勞働者は其の工業には缺く可らざるものである。故に經濟界が不況であつて勞働者を減じて以て經費を減少する必要ある場合には、其の勞働者を減ずるのは不熟練勞働者であつて熟練勞働者ではない。熟練勞働者を失ふ時には經濟界が恢復して事業を擴張せんとしても之を

得ることは容易でなく、反之、不熟練勞働者は之を解雇しても之を補充する必要があれば容易に之をなし得るのである。故に熟練勞働者の位置は比較的安固であるから、勞働者は、何れも熟練勞働者たらんことを希望するのである。尙又熟練勞働者は不熟練勞働者に比し賃銀が遙に多いから、この點からしても熟練勞働者たらんことを希望するものが多いのである。從つてこゝに其の技術等を授くる施設があれば之を利用して熟練勞働者たらんとするに相違ない。そして之は獨り勞働者許りではなく、勞働者の子弟も同樣少しでも熟練等を習得する施設があれば其の餘暇を以て利用せんとするに相違ない。之によりて勞働者又は其の子弟が相當の教育を受くる時は勞働者としての位置も向上するであらうし、榮達の希望も生ずるであらう。このことは資本家にとりて利益であるのみならず、工場の空氣を明朗ならしめ、當該産業の發達を促進するのみならず勞資間の鬪爭を緩和することを得るものである。故に其の施設の齎らす利益は決して少くはないのである。

第三章　貯蓄機關、共濟施設、退職積立金、孤兒院其他

四〇　貯蓄機關

勞働者をして健全なる經濟生活を營ましむるには之をして相當の貯蓄あらしめなければならない、之が爲には簡單に貯蓄をなし、必要ある時は之を引出し得るような機關が必要である。若し、これ等の機關がなければ、自然貯蓄することが面倒となつて濫費に流れる虞なしとしない。都市にては銀行を始め同じ目的を有する機關が多く、之を利用することが比較的容易であるが、稍僻遠の地にありてはこれ等の機關を缺如するから、工場附屬の機關として貯蓄機關を設くることが必要である。これ等の機關は勿論勞働者の利益の爲に設くるものであるから、勞働者の便益を主眼として一切の經營をなさなければならない。勞働者にしてこれ等の機關を利用することによりて相當の貯蓄をなすに至らば、自ら生活に對する考方も異りて健全なる生活をなすに至るであらう。

四一　共濟施設

共濟施設

勞働者竝に其の家族が疾病、負傷等の爲め治療費其他必要なる資金を要する時之を補助することは勞働者の生活を安全ならしむる上に利益なしとしない。社會保險制が立派に發達するとか、貯蓄機關が十分に活動すれば、これ等の場合に勞働者をして窮乏を訴えしむることはあるまいが、これ等のものにして未だ十分に發達しない時には如上の目的を達するが爲に相當の機關がなければならない。

これ等の補助機關は其の使命を果すが爲には少からず經費を要することであるから、勞働者をして强制的に之に加入せしめ一定の費用を醵出せしむるを原則とする。强力なる資本家であれば勞働者をして一定の醵出をなさしめず、全部資本家の負擔となすことも困難ではあるまいが、勞働者をして或程度までの負擔をなさしむることは、これ等の機關をして其の使命を果さしむる上に却つて利益である。蓋し勞働者が其の賃銀の中より所定の負擔をなす時は、其の機關に對して自己の機關であるといふ觀念を抱くことになり、之に對して責任を感ずることになるであらう。之は卽ち同機關が相互扶助の使命を果たす上に極めて力强い精神的援助となるものである。故に諸國に於ては、社會保險制度が整備してゐない場合は勿論であるが、假令それが整備して活動してゐる場合でも、其の適用より漏れた方面を補充する爲に、政府や公共團體は此の種の施設の行はれることを援助し、又心ある事業主は其の勞働者の爲に各種の共濟福利施設を設けたり、之を後援するのである。

退職積立金

四二　退職積立金

勞働者が失業した場合之に對する保護施設として最も代表的なものは失業保險制度であつて、歐洲諸國に於て夙に顯著な發達をなしてゐることは、旣に陳べた通りである。然るに我國では此の社會保險制度は未だ研究調査の域を脫してゐないのである。然しながら從來我國の工場鑛山では、勞働者が退職する場合に之に退職手當を給與する獨特の慣行が、其の福利施設として發達し來つたのである。ところが、其の慣行には之を改善し更に合理化しなければならぬ事柄が多かつた。又此の制度をいつまでも一部の優良な事業に於ける施設として滿足すべきではなく、勞働者の生活の安定を圖る爲め、出來る丈廣く一般に

之を普及する必要があるのである。斯くして昭和十一年五月第六十九回帝國議會を通過した「退職積立金及退職手當法」が昭和十二年一月一日より實施せらるゝに至つた。本法は諸國及び我國の從來の例に鑑み洵に異色ある立法であつて、勞働者の生活の安定と其の能率の增進に大いに寄與することゝ信ずるのである。

先づ第一に、本法は事業主に對し勞働者が退職する場合は之に一定の退職手當金を支給すべき義務あることを規定し（第二十四條、第二十六條及び第三十條）、其の退職手當金の支給を確保する爲め、事業主は平素より一定の積立金をなすべき制度を定めた。此の事業主の積立金は、退職手當積立金及び準備積立金の二種に分れ、事業主は任意に其の一を選擇することを得るのである。前者に於ては、每年一回以上一定の時期に勞働者の賃金の百分の二に相當する額（第十六條）更に事業主の負擔力に應じ賃金の百分の三以內に相當する額（第十七條）、合計賃金の百分の五以內に相當する額を積立てねばならぬ（第二十條）。後者は行政官廳の許可を受けて退職手當規程を定めた場合であつて、事業主は每年一定の時期に一定額の準備金を積立てるのである。之は前者に於けるが如き煩雜な勞働者別計算の手續を省略し、利益の多寡に拘らず一定の積立を爲すことを得せしめるものである。次に第二には、勞働者に對し、賃金の中から退職積立金の釀出を命じ、事業主は其の勞働者に代り、各勞働者の名儀を以て每月賃金の百分の二に相當する額を積立てねばならぬことを規定し（第十一條）、勞働者をして自己の退職の場合に備へしむる制度を設けたのである。

尙法律は之等の積立金の積立、運用、支拂、保護等に關し詳細な規定を設けて、從來事業主が積立金を爲す際の不便や弊害を除くと共に、積立金を退職手當の支給の爲に確保するよう周到な注意を拂つてゐる。而して本法の適用は、工場法又は鑛業法の適用を受ける工場又は事業に限られてゐるが、將來は漸次其の適用の範圍が擴張せられることであらう。然しそのことは別として、本法を實施する結果、現在本法の適用を受けぬ勞働者及び一般勤勞階級の爲に類似の制度が發達して、この我國獨特の慣行が更に一層普及し、勞働者の福利を增進し勞資協力して益々事業の健全な發達を促すことであらう。

孤兒院等

四三　孤兒院等其他

之等の機關と相竝んで有力なるは、資本家が其下に勞働したる者の孤兒等の爲に之を養ふ機關を設け又は老弱者若くは癈疾病者の爲に休養所を設くることである。勞働者の遺孤は、大抵の場合に其の生活の維持に必要な貯蓄等を十分持たないのが普通だから直ちに生活上困難を見なければならない。又勞働者の朋友等が之を助くるにしても其れのみにては到底生活することを得ないから心ある資本家はこれ等の遺孤の爲に之を養ふの道を立つるものが少くない。而して其の遺孤にして若干年の後勞働することを得るに至れば其の資本家の爲に力を盡して勞働するであらうから、勞働者と資本家とは溫き關係を結ぶに至るであらう。老弱者又は癈疾者の爲に休養所を設くる精神も亦之に異らない。養老保險制等が發達すればこれ等のものも無辜の民となることなしとするも、性質上彼等をして安心して生活することを得る丈の養老金を支給することは覺束ないのであるから、之等のものをして安んじて其の餘生を送らしむるには休養所を設くる必要がある。獨逸クルップ會社のアルテンホーフの休養所の如きはこの種の設備の模範とせらるゝ所である。卽ちエッセンとヴェルデンの間にある廣き土地を之に充て、之に多數の一間又は二間の小家屋を建て其家の周圍に小庭園を設けて靜にこゝに其の餘生を送らしむるのである。

其他勞働者の福利の爲に資本家のなす設備は少くはない。これ等の施設の多くは相當の費用を要するものであるから大なる資本家でなければ之をなすことは難からざるを得ない。これ等の施設は勞働者の生活を或程度まで安易ならしむるものであるから、勞働者にして其の利益を受くる時には力を盡して勞働に從事し、雇主も間接には其の慶福を受くることを得るのみならず、資本家と勞働者との間で互に協同して事に當るようになれば、生產も增進し從つて經濟社會も之が利益を受くることになるであらう。故に資本家も事情の許す限り勞働者の最も必要とする福利施設を提供して其の慶福を受けしむることが望ましいのである。

第四章　勞働者の住宅

四四　勞働者の住宅

衣食住は我等の經濟生活にとりて最も大切のことである。特に勞働者にとつては清潔にして健康的であり而かも住み心地のよき住宅こそ最も望ましいのである。勞働者の多くは終日工場内に於て規則正しく相當過激なる勞働に從事し、疲勞の上其の家庭に歸るのであるから、其の疲勞を醫す上からいつても、休養を執る上からいつても、其の家族と共に生活を樂しむ上からいつても、其の住宅は廣さと華麗とは到底望むことは出來ぬまでも、清朗にして健康的であり所謂住み心地のよきことは望ましいのである。これ等の條件を具備した住宅になると、借家料は甚だ不廉であつて勞働者は之を借りることは困難であるし、特に近年の傾向は借家料は益々高騰する許りである。其の益々高騰する主なる原因は、いふまでもなく住宅の需要に對して其の供給が少いからであり、其の供給が少いからこそ、家屋を所有するものは投機的に其の貸家料を高騰させ、從

住宅問題解決の必要

勞働者の住宅

つて到る所で住宅難が叫ばれるのである。其の結果は、家族丈で一家を借り受けて住居することが困難となり、二家族、三家族が共同して一家を借り受けて生活せざるを得ざるようになり、獨立して一家を借受けて住居するも其の住宅は上に陳ぶる如き條件を具備するものではなく、辛うじて雨露を凌ぐに過ぎないことになるのである。この現象は文明國に共通の現象であつて、或學者の如きは住宅問題は國際的性質のものであるといつたのは洵に道理のあることである。勞働者の住宅問題の解決は勞働者の福利を增進する上に最も望ましきことでなければならぬとし、諸國では之が解決に腐心するのは其所である。

勞働者の健康を保持し、十分なる休養をなさしむるには、上に陳べたる住宅の條件を成るべく多く備へしむることが肝要であるから、文明國では其の法律等によりて住宅に或程度までの制限を附するのである。この制限を附せざる時は勞働者の住宅は益々劣惡となり其れこそ勞働者等の健康に思はしからざる惡影響を及ぼすことになるであらう。然し、一方この制限ある結果は借家料を高騰せしめて勞働者に經濟上重き負擔をなさしむることにもなるのである。

住宅問題の解決に伴ふ困難

故に住宅問題の解決は決して容易ではないといはねばならぬ。

勞働者の爲の住宅

勞働者に健康的で住み心地よく而かも借家料の低廉なる住宅を供給する一の方法は、雇主である資本家が其の工場に働く勞働者の爲に適當なる家屋を建築し之を低廉なる借家料を以て貸與することである。地方自治體等が適當なる家屋を建築して之を希望者に貸與することも一の方法である。更に進むで勞働者の希望に對して家屋を建築し年賦等によりて徐ろに償還せしめ以て勞働者をして自己の住宅を所有せしむる方法を講ずるのも亦一の方法である。

資本家が其の工場の附近に住宅を設け其の工場に働く勞働者に對し比較的低廉なる借家料にて貸與することは、資本力の大なる資本家にとりては實行し易きことである。工場が都會地にあれば、勞働者は善かれ惡かれ住宅を求めることを得るけれども、工場が田舍にある場合には其の附近に多數の勞働者の住宅が存するものではないから、之をして規則正しく工場に集め勞働せしむるには勞働者をして其の工場の附近に生活せしめなければならない。其れにはどうしても資本家が進んで其の住宅を建てゝやらなければならない。蓋し其の

ことは獨り勞働者に利益なるのみならず、雇主である資本家にも亦利益でなければならない。都會地であれば上に陳ぶる如き條件に叶ふ住宅地を得ることはしかく容易でないが、都會を離れた土地なれば地價も低廉であるし、土地も十分に之を求むることが出來るから、適當なる住宅を建築することは困難でない。其れに其の住宅を圍むに或程度の庭園を以てすれば勞働者の家族の健康上大いに利益であることを得るのである。

雇主が其の勞働者の爲に住宅を建築して之に居住せしむることは、勞働者の福利の爲になすことであるから、勞働者に其の居住を强制すべきものではなく、從つて一旦之に居住するも他に移らんとする者があれば自由に移らしめなければならない。但し、其の勞働者にして職を去り他に移りたる場合には、其の住宅は其の工場に働く者の爲に建築したものであるから、他の住宅に移ることを要求するは當然といはなければならない。然らざれば代りて其職に就きたる勞働者に住宅を提供することを得ざるかも知れないからである。次に勞働者に住宅を提供するには適當の借家料を徵して之に住居せしめなければならな

い。其の住宅を提供するは勞働者に恩惠を施すのではない。從つて其の借家料も勿論之によりて資本家が利潤を擧ぐべきものではないが、さればとて其の建築に要したる費用から打算して適當の時期に償還することを得る程度の料金を徴さなければならない。

資本家が勞働者の爲に住宅を建築せしむるのは、主としては結婚せる勞働者竝に其の家族を目標としてなすべきものであつて、獨身者を目標とはしない場合が多い。獨身者に住宅を提供せんとするには、特にこれ等のものに適應するよう住宅を建築せしめなければならない。

勞働者をして永く其の工場に勞働せしめ安住地たらしむるには、第三の方法により勞働者に自己の住宅を建築せしむる便宜を與へ年賦償還の方法を採らしむることが最もよく、之は確に彼我の爲に利益でなければならない。

資本家が其の勞働者の爲に住宅を提供することは大資本家ならではなし難いことであつて、小資本家にては其ことの利益なることを知るに拘らず、之を行ふことが出來ない。故にこれ等の資本家が勞働者に住宅を提供せんとするには同一事情の下にあるものと協同して之をなすより外に途はない。

近年は地方自治體が諸種の工業等を經營することが多く、從つて之に關係する勞働者の數も亦少くはない。此の場合には地方自治體は事實雇主として多數の勞働者を使役してゐるものである。又自ら産業を經營せざるにもせよ、其の行政事務に關係せる吏員の數も亦少くはなく、自治體は雇主として多數の勞働者を使役してゐるものである。故に自治體が其の勞働者に對して住宅を提供することは獨り勞働者や吏員のみならず自治體にとりても利益でなければならないから、普通の資本家が其下に働く勞働者に對して住宅を提供するが如く、吏員の爲に小住宅を建築して一定の借家料に對して貸與するのである。

之と同じく國家も其の使役する官吏に住宅を提供することがあるが特に其の經營する鐵道については使役するものも少くないから之が爲に住宅を建築してこゝに住居せしむるのである。この場合は原則として吏員をして借家料を支拂はしめず無料にて之を利用せしむるのである。蓋し、鐵道の業務に從事するものは晝夜の別なく業務に當らなければならないから、たとひ其の事務室